政令第三百四十六号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令

内 閣 は、 被用 者年 金制度の一元化等を図るための 厚生年 金保険法等の一部を改正する法律 (平成二十四

法律第六十三号) 及び 地方公務員等 共 済組合法及び 被用者年 金 制度の一 元化等、 を図るため 0 厚 生年 金保証 険 法

等の一 部を改正する法律の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第九十七号) の施行に伴い、 並 一びに関係

法律 の規定に基づき、 及び地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) を実施するため、

の政令を制定する。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法施行令 (昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

「第三章 削除

「第二十一条の四」を「第二十一条の三」に、 第四章 給付 (第二十三条—第二十七条)

を

第三章 給付

目次中

第一節 通則(第二十二条·第二十三条)

第二節 短期給付 (第二十三条の二―第二十四条)

第三節 長期給付 (第二十五条—第二十五条の十二)

第四節 給付の制限(第二十六条・第二十七条)

第四 章 実施機関積立金及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用 (第二十七条の二・第二十七条の

に、 「第五章の二」 を「第六章」に、 「第六章」を「第七章」に、 「第三十三条」を「第三十八条

」に改め、 「第七章 削除」 を削り、 「第六十六条)」を「第六十五条)」に、 「第六十六条の二」 を「

第六十六条」に改める。

第一条中「給料」を「報酬」 に改め、 「「組合」」の下に「、 「厚生年金保険給付組合積立金」、 退

受給権 権者」 は 組 職等年金給付組合積立金」」 合員」に改め、 特 国 定共済 者」 \mathcal{O} 組 地 合 組合」 方公共団体の長」 標 進 に改め、 長 期 期 末 「団体職員」 給 手 当 等 付 を加え、 を \dot{O} 額」 「厚生年金保険 「警察職員」 「厚生年 若しくは 「災害給付積立金」、 -金保険 短 期 「団体組合員」」 若しくは 給 付 給 給付調整積立金」、 付 特 標 退 進 例継続組 「長期給付積立金」、 を削 職 報 等 酬 り、 年 \mathcal{O} 合員」 金給 月 「退職 額 付 若し 等年 若しくは 「特定共済組合」を -金給付置 くは 掛掛 国 金 特 等 標 調 の組合」、 例 進 整 継 積立 報 続 酬 金 一「若、 掛 継 \mathcal{O} **金** 続 日 「受給 長 額 期

及び 玉 \mathcal{O} 新 法 障 害共 国 済年金」 \mathcal{O} 旧 法 若 に 改 しく め、 は 「遺 族共済年 国 \mathcal{O} 旧 · 金 長期 組 を削 合員」 り、 を削 国 り、 \mathcal{O} 旧 法 地 若しく 方公務員 は 等 国 共 済 \mathcal{O} 新 組 法 合 法 を「

の 下 に を加え、 「昭和三十 第三十六条第一 七年法律第百五十二号。 項 を削り り、 を、 「第四十条第二項ただし書、 「第三条第一項」 の 下 に \neg 第四十三条第 第二十四条、 一項、 第二十 第百 四条 条 O

を 「第三十八条の 八の二第 項、 第四 十二条第一 項、 第四十 匹 条第 項、 第五十四条の二、 第五 十七 条第

め、 項第二号、 第百 第七 兀 十四条の三第一項若しくは第三項」 + ·四条、 第 七 + 五. 条第 項、 第七 を削 十六条、 り、 第百 + 附則第十八条第一 应 条第 項、 第 項」 百 几 を + 条 「若しくは附 第二 項 に 則 改

第十八条第一項」に改め、 附則第二十八条の四第一項若しくは附則第二十八条の七第四 [項] を削り、

地方公務員等共済組合法 の長期給付等に関する施行法 の下に 「昭和三十七年法律第百五十三号。」

を加え、 第四 号の二二 を削 ŋ 「第三十六号」 を 「第三十五 号の二か ら第三十七号まで、 第三十九号

にこ 改 め、 組 合 の 下 に 厚生年金保険 給付 組 合積立 金、 退 職 等 年 金 一給付 組 合積 <u>7</u> 金 を加 え、

災害給付積立金、 長期給付積立金、 国の 組合、 受給権者、 地方公共団体 : の 長」 を 「厚生年金保険給付 調 整

積立金、 退職等年 金給付調整積立金、 受給権者、 標準 期末手当等 \dot{O} 額、 短期給付、 標準 報 陋 \mathcal{O})月額若.

は標準 報酬 \mathcal{O} 日 額、 玉 0 組合、 長 期給付、 厚生年 -金保険 公給付、 退 職 等年 金給付、 掛 金等、 継 続 長 期 組 合員

に 改 め、 寸 体 職 員若 しくは 寸 体組 合員」 を 削 り、 特定共済組 合 を 若 しく は 特 定共 済 組 合

に改 め、 警察職 員若、 しく は 特 例 継続 組合員若しくは 特 例 継 続 掛金」 及び $\overline{\ }$ 障害共 済年 金若 L Š は 遺

族共済年金」 を削 り、 国 の旧法若しくは国の新法」 を 国 『の新法、 国の旧法」 に改め、 玉 $\overline{\mathcal{O}}$ 旧 長期

組合員」を削る。

第五条を次のように改める。

(報酬)

第五条 法第二条第一項第五号に規定する地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四条第二項

に 規定する手当のうち政令で定めるものは、 次に掲げる手当とする。

- 一 特定任期付職員業績手当
- 二 任期付研究員業績手当
- 三 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)

四 退職手当

五. 三月を超える期間ごとに支給される手当(前各号に掲げる手当を除く。)

2 法第二条第一項第五号に規定する地方自治法第二百四条の規定の適用を受けない職員に ついての同条

0 規定の適用を受ける職員に係る同条第一項に規定する給料(以下「給料」という。)及び報酬に含ま

れ る同条第二項に規定する手当(以下「報酬に含まれる手当」という。)に準ずるものとして政令で定

当該各号に定める報酬

又は給与のうち同

条の

規定

0

適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるも

のとする。

めるものは、

次の各号に掲げる職員の区分に応じ、

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十八条(地方公営企業等の労働関係に関

する法律第十七条第一項及び附則第五項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける職員

地方公営企業法第三十八条第一項に規定する給与

特定地 方独立 行政法人 (地 方 独立行 政 以法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第二項に規定す

る特定地 方独立行政法人をいう。 以下同じ。)の役員 同法第四十八条第一項に規定する報酬

三 特定地方独立行政法人の職員 地方独立行政法人法第五十一条第一項に規定する給与

兀 第二条第三号に掲げる者 外国 0 地方公共団体 \mathcal{O} 機関等に派遣される一 般職 の地方公務員 の処遇等

に関する法律第七条に規定する給与

五. 第二条第四号の二に掲げる者 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条

第三項に規定する報酬及び同法第六条第二項に規定する給与

六 第二条第五号に掲げる者 地方自治法第二百三条の二第一項に規定する報酬

第五 一条の二 第一項中 (昭和二十二年法律第六十七号) 」 を削 がり、 「特定 任 .期付職員業績手当及び任 期

付研究員業績手当」 を「前条第一項第一号、 第二号及び第五号に掲げる手当」 に改め、 同条第二 項を次の

ように改める。

2 四条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則 に含まれる手当」という。)に準ずるものとして政令で定めるものは、 \mathcal{O} 規 法第二条第一項第六号に規定する地方自治法第二百四条の規定の適用を受けない職員についての同条 定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる同条第二項に規定する手当 に掲げる職員の区分に応じ、 当該各号(第六号を除く。)に定める報酬又は給与のうち同法第二百 前条第二項各号 (以 下 (第六号を除く 「期末手当等

第十 -一 条 中 「従い」 を 「応じ」に、 「掲げる組合会」を「定める組合会」 に改める。

で定めるものとする。

じ おけ め、 第百十五号) 第十五 を加え、 る長期給付 同条中「組合(」の下に |条の見出しを「(厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金 第八十四条の五第一項に規定する拠出金 「主務省令で定めるところにより、 を 「毎事業年度、 「指定都市職員共済組合、 当該 組 合の 厚生年金保険給付 毎事業年度の末日において、 (第二十一条の二第一 ・」を、 「除く」の下に「。 (厚生年金保険法 項及び第三十条の五にお 当該組合の当該事業年度に 以下この条において同 (昭 の積立て)」 和 <u>二</u> 十 九 年法 に改 いて 律

金を、 末 「厚生年金拠出金」という。)及び」に、 Ħ $\overline{\mathcal{O}}$ に 負担」 おい 長期給: て、 を削り、 付 その に 充てるべ 額を厚生 「以下この条及び第二十一条の二」 き積立 年 -金保険 金 於給付 を 経 組 「第九十四条の二第一項」を「第九十四条の二第二項」に改め 理に 合積立金」 お 1 て損 に、 を 益 計 「次項及び次条第一項」に、 「積み立てなけ 算上利 益 を生じたときは、 ればならない」 当該 を 業務上の余裕 事 「積み立て 業 年 度

2 は、 組 合は、 当該 事 業年 毎事業年 度の 末日に、 度、 当該組合の お () て、 その 厚生年金保険給付に係る経理において損益計算上損失を生じたとき 額 の厚生年金保険 給 付 組合積立 一金を取 ŋ 崩 す ŧ のとする。

るものとする」に改め、

同条に次の三項を加える。

3 当 組 該事 合 は、 業 年度の 毎 事 業年 末日にお 度、 当該 いて、 組 合 その額を退職等年金給付組合積立金として積み立てるものとする。 \mathcal{O} 退 職 等年 金 給付 に係る経理にお いて損 益 計 算上利 益を生じたときは

4 組 合は、 毎事 業年度、 当該組 合の退職等年金給付に係る経理において損 益計算上損失を生じたときは

「該事業. 年 度 の末日にお *(*) て、 その額 0 退職等年金給付 組 合積立金を取 り崩すものとする。

年金給付 第十六条 組合積立金等資金以外の資金の運用)」を付し、 \mathcal{O} 前 \mathcal{O} 見 出 しを削 り、 同 条 に見出 しとして \neg (厚 同条第一 生年 金保証 項 中 険 給付 「組合の」 組 合積 を「組合は、」に、 <u>\f</u> 一金等資 金及及 び 退 職 等

厚生年金保険給付 の運用は」を「(厚生年金保険給付組合積立金その他の厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金 組合積立金等資金」という。) 及び退職等年金給付組合積立金その他 の退職等年金給付 (以下「

て 同 に係 る業務 \mathcal{O} 上 運用を」 0) 余裕金 に、 (以 下 「するものとする」を 退 職等年金給付 組 合積立金等資金」 「行わなけ ればならない」 という。 に改 を除く。 め、 同 以下この 項 第 号 中 条 に 預 お 金

の 下 に 乊又 は貯金」 を加え、 同項第二号中「対する」の下に「資金の」を加え、 同項第三号中 限

Š

の 下 に 次条第一項第三号において同じ」を加え、 同項第四号中 「国債、 地方債」 を 「国債証券、 地方

債 証 券 に改め、 「有価証券」 の 下 に _ **金** 一融商 品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第 項

各号に掲 げ る 有価 証 券及び 同条第二 項 \mathcal{O} 規定によ ŋ 有 価 証券とみなされ る権 利をいう。 _ を加 え、 同 項

第五号中 「取得」 の 下 に 譲渡又は貸付け」を加え、 同項第六号中 「限る」 の 下 に ___ 次条第一 項 第 四

号において同じ」 を加え、 同項に次の一号を加える。

七 当該 組 合の 経理単位 (主務省令で定めるところによりその 経理について設けられる区分をいう。 次

条 第 項第十一 号にお いて同じ。)に対する資金の 貸付 け

第十六条第三項中 次項及び第五項において同じ」 を削 り、 「国債、 地方債」を「国債証券、 地方債

券、 証 「について」 券 同条第六項中 地 方債 に改め、 証 を「に関し必要な事項」 券 示 「不動産の取得」 に改め、 動産の取得」 同項を同 の 下 に の下に「、 条第四項とし、 に、 「主務大臣が」 譲渡若しくは貸付け」を加え、 譲渡若しくは貸付け」 同条第七項中 を 「主務省令で」 「法第二十五条の を加え、 に改め、 同条第四項及び第五項を削 「国債、 規定に 地方債」を 同項を同条第五項と による」 を削 国 債 り、 証 り

第十六条の次に次の二条を加える。

する。

(厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用)

第十六条の二 の条において同じ。 組合) は、 (指定都 厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の 市 職 員共済組 合、 市 町 村職員共済組合及び都市 職員 、共済組合を除く。 以下こ

運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。

第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。) 号及び第二十一号に掲げる有 金融 商 品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、 価 証券、 同項第十七号に掲げる有価 第十号から第十三号まで、 証券 (同 並びにこれらの有価証券に係 項第六号か 第十五号、 ら第九号まで、 第十八

る標準物 (同条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。 第六号イ及び次項において「標準物」とい

う。)の売買

預金又は貯 金 (年金積立金管理運用独立行政法 人法 (平成十六年法律第百五号) 第二十一条第一項

第二号の 規定により厚生労働大臣が適当と認めて指定した預金又は貯金 の取扱いを参酌して主務大臣

が定めるものに限る。)

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。 ただし、運用方法を特定するものにあつては、 次

に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

口 金融 商品取引業者 (金融商 !品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。 第五号に

お いて同じ。)との投資一任契約 (同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。) であつて組合

が 同 号 口に規定する投資判 断の全部を一任することを内容とするもの の締結

兀 組 合員 (長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。) を被保険者とする生命保険の保険料

の払込み

五. 第 る有価 び貸金業法施 日 に 十八条第一項に規定する第一種金融商 1掲げ 本政策: 第一号の規定により取得した有価証券(金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げ 種少額電子募集取扱業者を除く。)に限る。)、 る 証券及び同項第十七号に掲げる有価 投資 有価 行令 、銀行、 証 券 \mathcal{O} (昭 性質を有するも 農林中央金庫、 和 五十八年政令第百八十一号) 全国を地区とする信用金庫 のを除く。 品取引業を行う者(同法第二十九条の四の二第九項に規定する 証券 (同項第六号から第九号まで、 に限る。 第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け 同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及 の株式会社 「連合会、 金融 商 工 組合中央金庫、 商品取引業者 第十四号及び第十六号 (同 株式⁴ 法第二 会社

六 次に掲げる権利の取得又は付与

1 準物を含む。) 1 、 う。) 金融 商 の定める基準及び方法に従い、 品取引法第二条第十六項に規定する金融商 の売買契約を成立させることができる権利 当事者の一方の意思表示により当事者間において債券 品取引所(次号において 「金融商品取引所」 (標 لح

口 該 権利が行使されない場合には、 債券 の売買契約 に な 1 て、 当 事 者 当該売買契約が解除されるもの \mathcal{O} 一方が受渡 日を指定できる権利であつて、 (外国で行われる取引に係る売買 定 \mathcal{O} 期 間 内 に 当

契約に係るものを除く。)

七 先物外国為替 (外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、 その売買契約に基づく債権の発生

変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に 定の外国為替相 場により実行

する取引 (金融: 商品取引 所の 開 設する市場に おいて行わ れる取引又はこれに類する取引であつて、 金

融 (同項第一号に掲げる取引に係るも

のに限る。)及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引 (同号に掲げる取引に類似す

るものに限る。)に該当するもの (次号において「市場デリバティブ取引」という。)を除く。) (T)

対象となるものをいう。)の売買

八 通貨オプション (当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支

払 手段の売買取引 (市場デリバティブ取引に該当するものを除く。)を成立させることができる権利

をいう。)の取得又は付与

九 不動産 (あら かじめ主務大臣 .の承認を受けたものに限る。) の取得、 譲渡又は貸付け

十 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

十 一 当該 組合の経理単位に対する資金の貸付け (厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職

等 年金給 付に係 る経理単 位に対するも \mathcal{O} を、 退 職等年金 一給付 組合積立金等資 金にあ つて は厚生年 金保

険給付に係る経理単位に対するものを除く。)

2 前 項 \mathcal{O} 規 定に ょ n 同 項第 一号に 撂 げ る 有 価 証 券 (国 債 証 券、 地方債 証 券、 標準 物 その 他 主務 省令で定

8 る ものを除く。 を取得する場合においては、 応募又は買入れ の方法により行 わなけ れ ばならない。

3 組 合は、 厚生年金保険 給 付組 合積立金等資金及び 退職等 年 金給付組 合積立金等資金を合同 して管理 及

び運用を行うことができる。

4 前 項 に 規定するも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 組合 \mathcal{O})厚生年· 金保険給付 組 合積立4 一金等資 金及び 退職等年金給付組合積

 $\frac{1}{\sqrt{2}}$ 金等資 金 一の管理 近及び運E 用 に関 L 必 必要な事 項 は、 主務省令で定める。

(資金の運用に関する契約)

第十六 条の三 組 合は、 前二条の 業務上の 余裕 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 運 用 に関して、 次に掲 げ る契約 だを締れ 結するときは、 当

該契 約 に お 1 て、 当 該契 約 \mathcal{O} 相 手 方 が 委 任 を受け そ他 人の ため É 資産 \mathcal{O} 管 理 及 び 運 用 を行う者であ つて

その 職 務に 関 して一 般に認 めら れて 7 る専門的 な知見に基 づき慎重な判 断 を行うものが 同 様 \mathcal{O} 状 況 の 下

のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならな で払う注意に相当する注意を払うとともに、 法令及び組合と締結した契約その他の規程を遵守し、 組合

第十六条第一 項第三号及び 前条第一 項第三号に掲げる信 託 0 契約

二 前条第一項第三号ロに規定する投資一任契約

三 第十六条第一項第六号及び前条第一項第四号に掲げる生命保険の保険料の払込みの契約

第十七条に見出しとして「 (厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金以外の資 金 \mathcal{O}

運用計 画)」を付し、 同条中 「余裕金」 の 下 に (厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給 付組 合

積立金を除く。)」を加える。

第十七条の二第一 項 中 「この節において」を削り、 同項第一号中 「法による長期給付」を 「厚生年金保

険給付を受ける権利 の裁定又は退職等年金給付」に、 「その」を「これらの」に改め、 同項第二号中 法

による年金である給付」を 「厚生年金保険給付又は退職等年金給付」に、 「その」を 「これらの」に改め

同項 第三号中 「第四十三条第二項」 を 「第四十二条第二項」に、 「公務上 の災害又は 通勤 による災害

を 「退職等年金給付を受ける権利の決定に関し公務上の災害」 に改め、 同項第四号中 「法第七十七条第一

項の規定により法による年金である給付」を「厚生年金保険法第九十六条第一項の規定により厚生年金保

険給付の支給を受ける者に対し、 又は法第八十五条第一項の規定により退職 等年金給付」に、 「対して」

年金給付」 に、 「を管理する」を $\overline{\mathcal{O}}$ 管理及び運用を行う」 に改める。

を

対

」に改め、

同

項第一

五号中

「長期給付」

を

厚

生年

金保険給付

に係

る業務上の余裕金及び退

職

等

第十七条の三及び第十八条を次のように改める。

(構成組合に業務の一部を行わせる場合の技術的読替え)

第十七条の三 法第二十七条第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 対規定に、 より 市 町村連合会が 同条第二項に規定する業務の一 部を構成

組 合に行 わ せる場合に おける法第十二条第 項、 第三十四 应 条第 項、 第四 十二条第二項、 第八 + 五 条 第

項 及び第百四十四条の二十五 の規定並びに第十六条の二 の規定の適用については、 次の 表の上欄 に掲

げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表 の下欄に掲げる字句とする。

		法第十二名
		条第一項
		業務
成組合」という。	構成組合(以	業務(第二十
う。)にあつては、	成組合(以下この項において	(第二十七条第二項に規定す
っては、「	いて「#	規定する

Ź

構

同

市町村連合会若しくは構成組合又は	組合又は	法第百四十四条の二十
構成組合	組合	法第八十五条第一項
いて同じ。)		
一項及び第百四十四条の二十五にお		
する構成組合をいう。第八十五条第		
構成組合(第二十七条第二項に規定	組合	法第四十二条第二項
て同じ。)		
業務を除く。次項及び第三項におい		
り構成組合に行わせることとされた		
業務(第二十七条第四項の規定によ	業務	法第三十四条第一項
下この条において同じ。)		
が行うこととされた業務を含む。以		
条第四項の規定により当該構成組合		

								第十六条の二第一項			第十六条の二の見出し	五
を、次に掲げる方法		退職等年金給付組合積立金等資金		厚生年金保険給付組合積立金等資金	°)	合を除く。以下この条において同じ	村職員共済組合及び都市職員共済組	組合(指定都市職員共済組合、市町	金	及び退職等年金給付組合積立金等資	厚生年金保険給付組合積立金等資金	
を、次に掲げる方法(組合員の福祉	金	退職等年金給付に係る業務上の余裕	裕金	厚生年金保険給付に係る業務上の余		において同じ。)	定する構成組合をいう。以下この条	構成組合(法第二十七条第二項に規	上の余裕金	裕金及び退職等年金給付に係る業務	厚生年金保険給付に係る業務上の余	

第十八条 構成組合は、災害給付積立金(法第三十六条第一項に規定する災害給付積立金をいう。附則第

	み)	(災害給付積立金の払込み)
金		
退職等年金給付に係る業務上の余裕	退職等年金給付組合積立金等資金	
業務上の余裕金	等資金	
構成組合の厚生年金保険給付に係る	組合の厚生年金保険給付組合積立金	第十六条の二第四項
金		
退職等年金給付に係る業務上の余裕	退職等年金給付組合積立金等資金	
る業務上の余裕金	金等資金	
構成組合は、厚生年金保険給付に係	組合は、厚生年金保険給付組合積立	第十六条の二第三項
が定めるものに限る。)		
の実現に資する方法として総務大臣		
の増進又は地方公共団体の行政目的		

三条及び第五十条の二第四項において同じ。)に充てるため、 合計額をいう。 でに、それぞれ の月の前三月の 以下同じ。 0 総額の千分の〇 組合員の標準報酬等合計額 ・六に相当する金額を市 (標準報酬 毎年一月、 の月 町村連合会に払 額及び 四月、七月及び十月の十日ま 標準期末手当等 1 . 込ま なけ \mathcal{O} 額 れ ば \mathcal{O}

第十九条中 「指定都市職員共済組合、 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合」を「構成組合」に、

第二十条を次のように改める。

当該組合」

を「当該構成組合」

に改める。

ならない。

(準用規定)

第二十条 第十条、 第十一条各号列記以外の部分及び第十二条から第十四条までの規定は市町村連合会の

積立 総会について、第十五条の規定は市町村連合会の厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組 金の積立てについて、 第十六条第一項から第三項まで及び第五項、 第十六条 の二並びに第十六条 O合

 $\frac{\Xi}{\mathcal{O}}$ 規 定 は 市 町 村連合会の業務上の余裕 金 の管理及び運用について、それぞれ準用する。 こ の 場 場合に お

いて、 次の・ 表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読

み替えるものとする。

員又は法第十二条第一項の規定によ		
である議員である場合には、他の議		
て「構成組合」という。)の理事長		
定する構成組合(以下この節におい		
ない議員が法第二十七条第二項に規		
他の議員(当該出席することができ	他の議員	第十三条
議員	それぞれの議員	
	合会の議員	
·	各号に定める組合会の議員以外の組	
<u> </u>	各号に定める組合会の議員及び当該	の部分
議員	次の各号に掲げる区分に応じ、当該	第十一条各号列記以外

	<i>\r</i> -	h-h-	<i>Fr/F</i> -	Fr/Fr	ш	Fr/Fr					<i>5</i> -55-	Fr.Fr
	第十六条第一項第七号	第十六条第一項第六号	第十六条第一項第二号	第十六条第一項	四項まで	第十五条第二項から第					第十五条第一項	第十四条第三項
主務省令	当該組合	組合員	地方公共団体の一時借入れ	組合は	当該組合	組合は	当該組合	o)	合を除く。以下この条において同じ	村職員共済組合及び都市職員共済組	組合(指定都市職員共済組合、市町	組合
総務省令	市町村連合会	構成組合の組合員	構成組合の借入れ	市町村連合会は	市町村連合会	市町村連合会は	市町村連合会				中台地域	市町村連合会

第十六条第二項	組合	市町村連合会
第十六条第三項	組合(市町村職員共済組合及び都市	市町村連合会
	職員共済組合を除く。)	
第十六条の二第一項	組合(指定都市職員共済組合、市町	市町村連合会
	村職員共済組合及び都市職員共済組	
	合を除く。以下この条において同じ	
	°)	
第十六条の二第一項第	組合	市町村連合会
三号口		
第十六条の二第一項第	組合員	構成組合の組合員
四号		
第十六条の二第一項第	地方公共団体の一時借入れ	構成組合の借入れ
十号		

第十六条の二第一項第	当該組合	市町村連合会
十一号		
第十六条の二第三項	組合は	市町村連合会は
第十六条の二第四項	組合の	市町村連合会の
第十六条の三	組合	市町村連合会

第二十一条の見出しを (厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金 の払込み) しに

改め、

同条第

一項中

「組合

の 下 に

「指定

都市

職員共済組合、

を加え、

「長期給付

積立.

金

を

「厚生

年 金保 険 給 付 調整 積立 金 に、 「当該 事業年 度の 末日にお **,** \ て第十五条 **(前** 条にお 1 て準 用する場合を含

む。 以下この 節に おい て同じ。 の規定により積み立てるべき積立金の」 を 「厚生年金保険給付 組合積立

を、 金のうちから、」に、 を「も のを」 に改め、 「増加見込額に、」 同条第二項を次のように改める。 を「厚生年金保険給付組合積立金の増加見込額に」に、

金

額

2 組 合は、 退職等年金給 付調整 積立金に充てるため、 毎事業年度、 総務省令で定めるところにより、 法

第百十三条第二項第三号に規定する掛金及び負担金の見込額の百分の五に相当する金額を地方公務員共

済組合連合会に払い込まなければならない。

第二十一条の二の見出し中 「長期給付」 を 「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに退職等年金給付

に改め、 同条中 「長期給付」 を 「厚生年金拠出 金又は基礎年金拠 出 金 に改め、 同 条に次 \mathcal{O} 項を加え

る。

2 地方公務員共済組合連合会は、 組合の請求に基づき、 当該組合の退職等年金給付に要する資金が不足

していると認められるときは、 総務省令で定めるところにより、 必要な資金を当該組合に交付する。

第二十一条の三を次のように改める。

(準用規定)

第二十一条の三 第十六条第一項から第三項まで及び第五項、 第十六条の二並びに第十六条の三の規定は

地方公務員共済組合連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。 この場合において、

次の表の上 欄に掲げる規定中同 表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え

るものとする。

第十六条の見出し

厚生年金保険給付組合積立金等資金

厚生年金保険給付調整積立金等資

金

地方公務員共済組合連合会	当該組合	第十六条第一項第七号
全ての組合の組合員	組合員	第十六条第一項第六号
入れ		
合を除く。)又は市町村連合会の借		
村職員共済組合及び都市職員共済組		
組合(指定都市職員共済組合、市町	地方公共団体の一時借入れ	第十六条第一項第二号
退職等年金給付調整積立金等資金	退職等年金給付組合積立金等資金	
及び退職等年金給付調整積立金	及び退職等年金給付組合積立金	
厚生年金保険給付調整積立金等資金	厚生年金保険給付組合積立金等資金	
(厚生年金保険給付調整積立金	(厚生年金保険給付組合積立金	
地方公務員共済組合連合会は	組合は	第十六条第一項
金	金	
及び退職等年金給付調整積立金等資	及び退職等年金給付組合積立金等資	

	主務省令	総務省令
第十六条第二項	組合	地方公務員共済組合連合会
第十六条第三項	組合(市町村職員共済組合及び都市	地方公務員共済組合連合会
	職員共済組合を除く。)	
第十六条の二の見出し	厚生年金保険給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付調整積立金等資金
	及び退職等年金給付組合積立金等資	及び退職等年金給付調整積立金等資
	金	金
第十六条の二第一項	組合(指定都市職員共済組合、市町	地方公務員共済組合連合会
	村職員共済組合及び都市職員共済組	
	合を除く。以下この条において同じ	
	·)	
第十六条の二第一項第	組合	地方公務員共済組合連合会
三号口		

金保険給付調整積立金等資金及び退	等資金及び退職等年金給付組合積立	
地方公務員共済組合連合会の厚生年	組合の厚生年金保険給付組合積立金	第十六条の二第四項
退職等年金給付調整積立金等資金	立金等資金	
年金保険給付調整積立金等資金及び	金等資金及び退職等年金給付組合積	
地方公務員共済組合連合会は、厚生	組合は、厚生年金保険給付組合積立	第十六条の二第三項
		十一号
地方公務員共済組合連合会	当該組合	第十六条の二第一項第
入れ		
合を除く。)又は市町村連合会の借		
村職員共済組合及び都市職員共済組		十号
組合(指定都市職員共済組合、市町	地方公共団体の一時借入れ	第十六条の二第一項第
		四号
全ての組合の組合員	組合員	第十六条の二第一項第

第十六条の三 組合 金等資金 職等年金給付調整積立金等資金 地方公務員共済組合連合会

第二十一条の四を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 給付

第三章中第二十二条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第二十二条を次のように改める。

(組合員の資格取得時における標準報酬の特例)

第二十二条 法第四十三条第八項後段の規定により定める報酬月額は、 組合員の資格を取得した日の現在

の報酬が日により支給されるものであるときは、 当該組合員の資格を取得した日の属する月前 月間に

同様 \mathcal{O} 職務 に従事し、 かつ、 同様の報酬を受ける者が受けた報酬 の額を平均 した金額とし、 当該 組 合員

の資格を取得した日の現在の報酬が週その他日及び月以外の一定期間により支給されるものであるとき

は、 その報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する金額とする。

第四章の章名を削る。

第二十三条を次のように改める。

(支払未済の給付を受けるべき者の順位)

第二十三条 法第四十七条第三項に規定する同条第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、 死 亡

した者の配偶者、子(死亡した者が法第七十六条第三号に規定する公務遺族年金 (以下「公務遺族年金

」という。)の受給権者である夫であつた場合における組合員又は組合員であつた者の子であつて、そ

の者の死亡によつて公務遺族年金の支給 の停止が解除されたものを含む。)、父母、 孫、 祖父母、 兄弟

姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。

第二十三条の次に次の節名を付する。

第二節 短期給付

第二十三条の三第 項中 「給料 の額は、 を 「報酬の額は」に、 「給料の額とし」を「標準報酬 の月額

とし」に、「、二十八万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値 (特別職の職員等である

組合員については、一)で除して得た額」を「二十八万円」に改める。

を 定する総務省令で定める数値で除して得た額」を「以上八十三万円」に改め、 定する総務省令で定める数値 第二十三条 標準 で除して得た額以上である」を 「を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額以上八十三万円を同 -報 酬 の三の \mathcal{O} 月額」 四第一項第二号中 に改め、) 特 「を第二十三条第一 莂 職 \mathcal{O} 「以上の」に改め、 「給料の額」 職員等である組合員については、 を 項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額」 「標準 同 報酬 項第三号中 \mathcal{O} 月額」 「給料の に、 同項第四号中 次号及び第四号に 「を第二十三条第一項に規 額」 を 「標準 . 報 料 膕 な 直項に規 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 額 月 て同 額

条第 める数値で除して得た額」を「以上八十三万円」に改め、 て同じ。) に規定する総務省令で定める数値 第二十三条の三の七第一項第二号中「給料の額」を「標準報酬の月額」に改め、 項に規定す で除して得た額」 る総務省令で定める数値 を削 り、 (特別職 同項第三号中 !で除. の職員等である組合員については、一。 して得た額以上八十三万円を同項に規定する総務省令で定 「給料の 同項第四号中 額」 を 「標準報酬 「給料の額」 \mathcal{O} 月額」に、 次号及び第四号にお 「を第二十三条第一項 を 「標準報酬 「を第二十三 の月額

を削

る。

「を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額」を削る。

第二十三条の五の二を削る。

第二十三条の六第二項第一号中 (以 下 「旧国民年金法」という。)」 を削り、 同項第二号中「 (昭 和

二十九年法律第百十五号)」を削り、 同項第四号を次のように改める。

匹

律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。) 附則第三十六条第五項に規定する改正前 玉

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法

共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条

第 項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第二十三条の六第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

第二十三条の六第二項第五号を次のように改める。

五. 平成二十四年 一元化法附則第六十条第五項に規定する改正 前地共済法による職域加算額のうち退職

を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職を

給付事由とするもの

第二十三条の六第二項第五号の次に次の一号を加える。

五. <u>の</u> 二 平成二十四年一元化法 附則第六十五 条第一 項の規定による退職共済年金

第二十三条の六第二項第六号を次のように改める。

六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの及び

平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第二十三条の六第二項第七号中 「管掌者」 を 「実施者」 に改める。

第二十三条の六の二から第二十三条の八までを削る。

第二十四条の見出 し中 「給料」を「報酬」 に改め、 同条第一項各号中 「給料の全部又は一 部の 金額に第

二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値 (特別職の職員等である組合員については、 を乗じ

て得た金額 (休業手当金の給付を受ける者にあつては、 給料の全部又は一部の金額) を 「報酬の 額 に

改め、 同 条第二項中 「当該傷 病手当金」 を 「前項 \mathcal{O} 規定 の適 用 に、 「前 項」 を 「同項各号」に、 休

業手当金の給付を受ける者にあつては、 給料の全部又は一部の金額) を 「報酬の額」に改め、 「とある

のは、 \Box の下に「報酬の額」を加え、 「乗じて得た金額」を「報酬の額」に、「として、同項の規定を

適用する」を「とする」に改める。

第二十四条の次に次の節名を付する。

第三節 長期給付

第二十五条から第二十五条の四までを次のように改める。

(付与率を定める際に勘案する事情)

第二十五条 法第七十七条第二項に規定する政令で定める事情は、 国家公務員共済組合法による退職等年

金給 付が 玉 0) 組合の組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年 金 制

度の一環をなすものであること、 法第百十三条第一項第三号の規定により、 退職等年金給付に要する費

(同号に規定する地方の積立基準額をいう。

以下同じ。)

と国の積立基

用について、

地方の積立基準額

準額 (国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する国の積立基準額をいう。 以下同じ。)

との合計額と、 退職 等年 -金給付 組合積立金及び退職等年金 給付 調整 積立金 の合計 額と国 \mathcal{O} 退 避等年4 金給

付積立金 (国家公務員共済組合法第二十一条第二項第二号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。

以下同じ。)の額との合計額とが、 将来にわたつて均衡を保つことができるように定めることとされて

いることその他総務大臣が定める事情とする。

(基準利率を定める際に勘案する事情)

第二十五条の二 法第七十七 条第四 項に規定する政令で定める事 情は、 国の退職等年金給付積立金の運用

の状況及びその見通しその他総務大臣が定める事情とする。

(受給権者 の申出による支給停止を撤回した場合における終身退職年金算定基礎額及び有期退職年金算

定基礎額の計算)

第二十五条の三 法第八十一 条第二項の規定により、 退職年金 (法第七十六条第 号に規定する退 職 年 金

をいう。 第二十五条の十一を除き、 以下同じ。)の受給権者が法第八十一 条第一 項の申出を撤回 L た場

合には、 当該申出を撤回した日の属する月の翌月の初日における当該受給権者の法第八十九条第一 項に

規定する終身退職年金算定基礎額 は、 当 該· 申出による終身退職年金 (法第八十七条第一 項に規定する終

身退 職年金· をいう。 第二十七条第一 項にお *(*) て同じ。) の支給 の停止が な か つたものとして法第八十九

条第二項から第四項までの規定を適用して計算した額とし、 当該申出を撤回した日の属する月の翌月の

初日における当該受給権者の法第九十条第一項に規定する有期退職年金算定基礎額は、 当該申出による

有期退職年金 (法第八十七条第一項に規定する有期退職年金をいう。 第二十五条の五及び第二十五条 O

九第二項に お いて同じ。)の支給 の停止が なか つたものとして法第九十条第二項から第四 項までの規定

を適用して計算した額とする。

(地方公共団体の長の退職の取扱いに関する特例)

第二十五条の四 地方公共団体の長が退職した場合において、 次の各号のいずれかに該当するときは、

当

該退 観の前 後の 地方公共団体の 長であつた期間 は、 引き続 いたものとみなし、 当該退職 に係る退 職等 年

金給付は、支給しない。

任期満了による選挙の期日の告示がなされた後、 その任期の満了すべき日前に退職 した場合にお

て、 当該任期満了による選挙において当選人となり、 再び地方公共団体の長となつたとき。

退職 の申立てを行つたことにより告示された選挙において当選人となり、 再び地方公共団体の長と

なつたとき。

第二十五条の四の二及び第二十五条の四の三を削る。

第二十五条の五から第二十五条の十二までを次のように改める。

(有期退職年金の受給権が消滅した後に再び就職した者に係る有期退職年金)

第二十五条 が 五 法第九十六条第二項の規定により有期退 職 年 金を受ける権 利を失つた者に法第八十八条

第二 項 前 段 の規定により 有 期退 職年金を支給する場合における法第七十七条第一 項及び第九十三条第

項の規定の適用については、 法第七十七条第一項中「組合員期間」 とあるのは 「組合員期間 (第八十八

条第二項の規定により組合員期間に含まれないものとされた組合員期間を除く。 第九十条第二項及び第

九十三条第 一項第 一号にお いて同じ。)」と、 法第九十三条第一 項第一号中 「金額 (当該死亡した者が

前条第 項 の規定による 時 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 請求をした者であるときは、 当該二分の一に相当する金額から当該 請

求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を

控除した金額)」とあるのは「金額」とする。

(終身年金現価率を定める際に勘案する事情)

第二十五条の六 法第八十九条第五 項に規定する政令で定める事 情は、 国家公務員共済組 合法第七 十五 条

第四 項に規定する基準利率 (次条及び第四十五条第二項において「国の基準利率」という。 同法第

付組 職等年金給付に要する費用について、 七十八条第五項に規定する死亡率の状況及びその見通し、 将 来にわれ 合積立金及び退職等年金給付調整積立 たつて均衡を保つことができるように定めることとされていることその他総務大臣が定める 地方の積立基準額と国 金の 合計額と国 法第百十三条第一項第三号の規定により、 一 の 退 の積立基準額との合計額と、 心職等年4 金給付積立金の額との 退職等年 合計 額とが 金給 退

(有期年金現価率を定める際に勘案する事情)

事情とする。

第二十五条の七 法第九十条第五 項に規定する政令で定める事情は、 国の基準利率、 法第百十三条第一項

第三号の規定により、 退職等年 金給付に要する費用について、 地方の積 $\frac{1}{2}$ 基準 額と国 |の積立: 基 進 -額と 0

合計額と、 退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積

立 金 一の額との合計額とが、 将来にわたつて均衡を保つことができるように定めることとされていること

その他総務大臣が定める事情とする。

(整理退職の場合の一時金に相当する一時金等)

第二十五条の八 法第九十二条第三項に規定する他の法令の規定で同条第一項の規定に相当するものとし

て政令で定めるものは、 国家公務員共済組合法第七十九条の三第一項の規定とする。

2 法第九十二条第三項に規定する他の法令の規定で同条第二項の規定に相当するものとして政令で定め は、 国家 公務員 (共済) 組合法第七十九条の三第二項 の規定とする。

るも

<u>(</u>

3 に関 に、 する基準 属する月までの 法 当該他 第九十二条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金 し同条第二項又は国家公務員共済組合法第七十九条の三第二項の規定により支給すべき一 利率をいう。 の退職をした日 期間 に応じ、 以下同じ。 「 の 前 当該 日 談期 間 の属する月の翌月から法第九十二条第一 を用 の各月に いて複利 お į١ の方法により計算され て適用される基準利率 一額は、 た利子に相当する額を加えた額 項に規定する退 (法第七十七条第四 同項に規定する他 職をした日 時金の 項に規定 の退 額 職 \mathcal{O}

に相当する金額とする。

(遺族に対する一時金に係る給付算定基礎額から控除すべき金額等)

第二十五条の九 法第九十三条第一 項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、 同号

同条第一 に掲げる場合に該当する者が法第九 項に規定する退職をした日の前 十二条第二項又は第三項 日の属する月の翌月からその者の死亡した日の属する月までの の規定により支給を受けた 時 金 \mathcal{O} 額

期間に応じ、 当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算された利子に

相当する額を加えた額に相当する金額とする。

2 法 第九十三条第 項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、 同号に掲げる場合

に該当する者が最後に組合員となつた日 (以下この項において 「最終資格取得日」という。 \mathcal{O} 前 日に

おける有期退職年金の額に二百四十月(法第八十七条第二項の申出をしていた場合には、百二十月)か

ら当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月から最終資格取得日の属する月までの月数

を控除 した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に最終資格取得 日 の属する月からその 者 \mathcal{O} 死亡

た 日 (T) 前 日 0 属する月までの 期 間に応じ、 当 該 期間 の各 月に おお 7 て適用され る基準で 利 率 を用 1 7 複 利

の方法により計算された利子に相当する額を加えた額及び死亡した日を給付事 由が生じた日と、 組合員

期間 から最終資格取得日前の組合員期間を除いた期間を組合員期間とみなして法第九十条第二項の規定

の例により計算した額の合計額とする。

(支給の繰 下げ $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ 申 出 が あ つた場合における法第八十九条等の 規定 0 適 用

第二十五条の十 法第九十四 条第一 項の申出があつた場合における法第八十九条第二項から第四項まで、

第九十条第二項から第四項まで、第九十一条第二項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用に

ついては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる

字句とする。

		第九十三条第一項第二
繰下げ申出日	給付事由が生じた日	第九十一条第三項及び
第九十四条第一項の申出	支給の請求	第九十一条第二項
		第二項から第四項まで
		第四項並びに第九十条
繰下げ申出日	給付事由が生じた日	第八十九条第三項及び
繰下げ申出日が	給付事由が生じた日が	
6		
以下「繰下げ申出日」という。)か		
第九十四条第一項の申出をした日(給付事由が生じた日から	第八十九条第二項

(厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付)

第二十五条 \mathcal{O} + 法第九十八条第七 項及び第百 匹 条第七項に規定する厚生年 金保険法による年金たる保

険給付に相当するものとして政令で定めるもの は、 次に掲げる給付とする。

平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第二条の

規定による改 Ē 前の国家公務員共済組合法 (以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」 という。

による退職共済年金 (同 項 \mathcal{O} 規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年 元 化 法

改 正 前 玉 共 済法 (以下この 条に おお いて 「なお効力を有する平 成二十四年 一元化法改 正 前 玉 共 済 法 と

1 第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職 域加 算額、 なお 効力を有する平成二十四年

元 化法改正前 国共済法第七十八条第一項に規定する加給 年金額、 なお効力を有する平成二十四年一元

化 法 改 正 前 国 共済法第七十八条の二第四 |項の 規定により 加算される額、 なお効力を有する平成二十四

年 元 化 法改 正 前国 |共済法附]則第-十二条 \mathcal{O} 兀 の二第二項第 号に掲げ Ź 金額及び同 [条第] 三項 \mathcal{O} 規 定 に

ょ り加算される金額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六

第 法 額 下この条において「なお効力を有する昭和六十一 する等の政令 下この条にお 年金法による老齢基礎年金の額に相当するものとして総務省令で定めるところにより計算した額 職年金若しくは 定による 部 合法等 附則第四十二条第一項ただし書の規定の適用があるときは、 に相当する部分に限る。 を改正 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち国家公務員等共済組合法等の一 一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一 \mathcal{O} 改正 する法律 部 V 前 を改正す (平成二十七年政令第三百四十四号) て 通算退職年金 \mathcal{O} 国家公務員等共済組合法 「老齢基礎 (昭 うる法律 和六十年法律第 \mathcal{O} 年金相当額」という。)を当該これらの年金である給付 (当該これらの年金である給付の額の百十分の十に相当する額及び) 施 障 行に伴う経 百 五号。 (当該障害年金 (以 下 過 措 以下 年国の経過措置政令」という。) 置 旧 第二条の規定による改正 に関する政令 昭 玉 \mathcal{O} 共済法」 和六十年国 額 (なお効力 平成二十四年一元化法附則第三十七条 という。 (昭 の改正法」 和 六十一 を有する昭 前 による退 という。 年政令第五 の国家公務員等共済 第四十二条第二項 和 六 \mathcal{O} 職 + 額 年 宇 十六号。 か 第 金 ?ら除 部を改正 玉 条 減 \mathcal{O} 国民 改 0 額 1 以 以 組 正 た 規 退

金 に 第四十八条第三項の規定によるものであるときは、 金 金 \mathcal{O} めるところにより計算 百 相当額」という。)を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。) である給付の額 十分の十に相当する額及び国民年金法による障害基礎年金の額に相当するものとして総務省令で定 規定の適用がないものとした場合の同条第一項各号に定める金額。 相当するものとして総務省令で定めるところにより計 項又は第二項 \mathcal{O} 額 カン ら除 7 \hat{O} た額に相当す 規定による額) (遺族年金にあつては、 した額 る部分に限る。 (以下この条に (T) 百 十分の十に相当する額及び国民年金法による遺族基 その額がなお効力を有する昭和六十一年国 お 又は遺族年金若しくは V て 同項の規定の適用がない 「障害基礎年金相 算 し た額 (以下この 通算遺 当額」 以下この号において同じ。 返族年金 という。 条にお ものとした場合の 1 (当該これ て の経過措置政令 を当 遺 盛年金 該 族 同 基 らの 障 礎 条第 \mathcal{O} 害 額 \mathcal{O} 年

三 兀 されることとなる額のうち同項第一号に掲げる額、 適 条 用することとしたならば同法第四十四 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金 が 三 一第四 項 \hat{O} 規定に より 加算されることとなる額 [条第一 項の規定により加算されることとなる額 同法 同 附則第十三条の五第一 法 公附則第· 九条 の二第二項 (厚生年金保険法 項及び第四項 \mathcal{O} 規 定に 同法 $\widehat{\mathcal{O}}$ の規定を ょ 規定に り算定 第四十

ば た額に相当する部分に限る。) 又は遺族共済年金 十条の二 第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該退職共済年金の額から除い 則第七十三条第 当する部 より加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項及び第六十条 同法第六十二条第一項の規定により加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附 第一項 分に限る。)、 \hat{O} 項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定により加算されることとなる額に相 規定により 障害共済年金 加算されることとなる額に相当する額を当該障害共済年 (厚生年金保険法 (厚生年金保険法の規定を適用することとしたなら の規定を適用することとしたな 金 らば \mathcal{O} 額 か た額に 同 法 ら除 第五 相

匹 法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正 て 平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第一 規定による改正前の法 旧 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第三条 職 域 加 算 「額」という。) のうち退職共 (以下「平成二十四年一元化法改正前の法」という。) による退職共済年金 (済年· 項第二号に規定する旧職 金に係るも 0 に相当する金額、 域加算額 平. (以下この号にお -成二十四 年 元化 1 O

する額を当該

遺

族共済年

金の

額

いから除

1

た額に相当する部分に限

る。

条 並 共済年金に係るものに相当する金額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第九十九 びに第三十条第一項及び第二項の の三の規定により加算される金額並びになお効力を有する昭和六十年 規定により加算される額を当該遺族 共 改正法附則第二十九条第一項 済年金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額 か , ら除 1 た額

相

当す

る部

分に

. 限る。

五. 当該障害年金の額 年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除い 部 合法施行令等の一 よる改 金 若しく 元 同 を改正する法律 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち地方公務員等共済組合法等の一 化法 · 条 第 正 附 は 前 項 崱 \mathcal{O} 通 第六 \mathcal{O} 算 地方公務員等共 退 規定により算定した障害年金 + 部を改正する等の政令 職年 (昭 (なお効力を有する昭和六十年改正法附則第四十八条第三項の規定を適用する場合 条 第 金 和六十年法律第百八号。 **当** 項 済 該これら 組 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 合法 に 0 (以 下 年 より (平成二十七年政令第三百四十六号) 金 であ なおその 一の額につい 「旧地共済法」という。)による退職年 以下「昭和六十年改正法」という。) る給付 効 力を有するものとされ て適用する場合に限る。 た額に相当する部分に限る。)、 O額の百十分の 十に相当す 第二条の た地・ は、 方公務員 る額及び 第一条の 金 平 規定による改 成二十四 障害年金 減 老 額 規定に 共 齢 退 済 職 基 組 年 礎 年

号に 定 額 十 規 た 正 による 定によるも 額に相当する部分に限る。) 前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 (遺 年政令第五十八号。 お 第四 族年金にあつては、 7 額) て 同 + 匝 O0) 条第三項 百 であるときは、 十分の 0 百 \mathcal{O} 十に 規定 一十分の 以下この号にお その 相当す \mathcal{O} 額がなお効力を有する昭和六十一年経過措置 又は遺族年金若しくは通算遺族年金 適 同 十に相当する 項 用 $\widehat{\mathcal{O}}$ る額 が 規 な いて 定の 及び 1 ŧ 額 遺族基礎年 適用がな 0 「なお効力を有する昭和六十一 とした場 及び障害 1 合の も の 基 金相当額を当該これらの年 礎 とした場合 年金相当額 同 条第二項各号に定め (当該これらの年金である給付 \mathcal{O} を当 同 条第 年経過措 |政令第四十九条第三 該 障 害 項 又 金で 年 る金 金 置 [政令] あ は 一額。 \mathcal{O} ごる給! 第二 額 カン 以下この (昭和六 という 項 ら除 付 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 額 規 0 \mathcal{O} 1

六 兀 されることとなる額のうち同項第一号に掲げる額、 適 条 用することとしたならば同法第四十四 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金 の 三 第四 項 \mathcal{O} 規定に より 加 算されることとなる額 条第 項 の規定 同法 同 附則第十三条の により加算されることとなる額 法 附 則第 九条 の 二 五. 第一 (厚生年金保険法 一第二項 項及び \mathcal{O})第四1 規 定に 項 同 \mathcal{O} 法 の規定を ょ 規定に り算 第四 定 +

カン

ら除

1

た額に相当する部分に限る。)

ば す 十条の二 第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該退職共済年金の額から除 則第七十三条第 た額に相当する部分に限る。) 又は遺族共済年金 当する部 より加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項及び第六十条 る額を当該 同法第六十二条第一項の規定により加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附 第一項の 分に限る。)、 遺 族共済年 項並 規定により びに第七十四条第一項及び第二項の規定により加算されることとなる額に相 金の 障害共済年金 額 加算されることとなる額に相当する額を当 いら除 1 (厚生年金保険法 た額に相当する部分に限る。 (厚生年金保険法の規定を適用することとしたなら の規定を適用することとしたな 該障害共済年 金 らば \mathcal{O} V) 額 カン た額に 同 法 ら除 第五 相

七 され 十四年一元化法改正前国共済法 よる退職 よる改正前の私立学校教職員共済法 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第四条の規定 た平成二十四年一元化法改正 共済年金 (平成二十四年一元化法附則第七十九条の (以下この号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正 前 私学共済法第二十五 (以下「平成二十四年一元化法改正前私学共済法」という。) に 条に お 規定によりなおその効力を有するものと 7 て準 甪 するなお効力を有す る平成二 に

及び 遺 こととされ \mathcal{O} 族共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第九十条 規定により 第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ るな 規定により 加算され お効力を有す る金額並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の 加算される金額を当該遺族共済年金の うる昭和・ 六 十年国 \mathcal{O} 改正 法附 則第二十八条第 額 から除 , \ 項 並 た額に相当する部分に 規定によりその びに第二十九 例 条 第 による 限 項

0

八 給 改 規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十一年国 附 0 以 済法第四]則第四 付の額 年金である給付の額 下 正する法律 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち私立学校教職員共済組合法等の一 旧 から除 十二条第 十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭 私学共済法」 (昭 ζ) た額に相当する部分に限る。)、 和六十年法律第百六号) 一項ただし という。 の百十分の十に相当する額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である 書 \mathcal{O} 規 による退 定 の適用 第一 職 が 年 条の あるときは、 金 障害年金 減額 規定による改正前 退 職 年金若 私立 (当該障害年金の額 立学校教 3 Š \mathcal{O} 職 は の経過措置政令第四十二条第 私立学校教職 員 通 算 (共済法第四 退 和六十 職 (私立学校教職 年 金 員 (共済 车 十八 **当** 国 該 組 \mathcal{O} 条 改 の 二 の 合法 これ 部 正 員 法 共 を 5

る 効力を有する昭和六十一 分に限る。 \mathcal{O} つて 額及び遺族基 規定の適用がないものとした場合の同 の百十分の十に相当する額及び障害基礎年 項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項各号に定める金額。 は、 その 又は 額 礎年金相 が 遺族 私立学 年金若しくは 年 国 校教 当額を当該これらの の経過措置政令第四十八条第三項の規定によるものであるときは 職 員共 通算 済法第四 条第一 遺 族 十八 年金である給付 年金 金相当額を当該障害年 項又は第二項の規定による額) 条 (当該これ の 二 \mathcal{O} 規定によりそ \mathcal{O} 5 額 0 年 から除 金 金の で V) 0) ある給付 額から除 例によることとされるな た額に相当する部分に限る 以下この号において同じ。 の百十分の十に V) \mathcal{O} 額 た額に相当する部 遺 族 年 相 金 当す 同 に 項 あ お

九 る。 年 この号に 正 金額 法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法 旧厚生年金保険法による老齢年金、 及 び 障害年金 お 老 いて 齢 基 「なお効力を有する旧厚生年金保険法」 礎 (なお効力を有する旧厚生年金保険法第五十条第一項第一号及び第二号に規定する 年 金 相当 額を当該 これ 通算老齢年金若 5 $\overline{\mathcal{O}}$ 年 金であ しくは特例老齢年金 という。 る給 付付 0)第四 額 カ 5 除 十三条第一 1 (昭和六十年国民年金等改 た額 に 項に 相 当する部 規定する加 分に (以 下 限 給

0

加 項 は べに規定さ 遺族年 給年金額並びに障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。 する 金、 加 通算遺族年 給年 金額 及び 金若しくは特例遺族年金 遺族 基礎年 · 金相· 当額 を当該これらの年 (なお効力を有する旧 金 一であ 厚生年金保険法第六十条第 る給付 \mathcal{O} 額 か 5 除 1 た額 に 又

相

1当す

る

部

分に

限

る。

+ 遺 障 及び 附 \mathcal{O} お 障害年命 規 則第: 族年金若しくは 害基礎年金相当額を当該障 7 旧 老齢 定 7 船 に 員保険法による老齢年金、 八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧 「なお効力を有する旧 より 金 基 礎 な 加 年 流給され 金相当 お効力を有する旧船員保 特例 る 遺 額 族年 を当 金額 害年金 「該これ 並 金 船員保険法」という。 び (なお効力を有する旧)に遺: 通算老齢年金若しくは特例老齢年金 の額 5 Ō 族基礎 から除 年 険法第四十一条の二第 金である給付 年金相当額を当該これらの年金である給付 ζ) た額に相当する部分に限る。 第三十六条第一 船 員保険法第五十条の三及び第五 \mathcal{O} 額 カ ら除 項の規定により加給される金 1 項 た (昭和六十年国民年金等改正法 額 \mathcal{O} 規定に E 船員保険法 相当す 又は より る部 遺 加 (以下この号に 一十条 \mathcal{O} 族年金 分に 給される金 額 限 か の三の二 ら除 る。 額 通算 及び 額 1

た

額に相

当する部分に限る。

農 林 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法第一条 漁業 寸 体 職 員共済 組 合法 (昭和三十三年法律第 九十九号。 以下この号に お 7 の規定による廃 て っな お効力を有 止 前 \mathcal{O}

る 廃 止 前 農林 共済法」 という。) 第三十八条第 項に規定す る加給年 金 一額、 な お効力を有す Ś 廃 止 前

農 |林共済法附則第九条第二項第一号に掲げる額並びになお効力を有する廃止前農林共済法附 則 第十

条 の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する年齢到達時繰上げ調整追加 額並 びに

平成十三年 統 合法附則第十六条第 項の規定によりなお その 効力を有するものとされ た 農林 漁 業団 体

職 員 共 済 組 合法 \mathcal{O} 部を改正する法 律 昭 和 六十年法律 第百七号。 以下この号にお 1 7 っな お 効 力 を

有する廃 止前昭 和六十年農林共済改正法」という。 附則第十 五条第一 項及び第四 項 並 びに第十六条

第二項の規定により加算される額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。)、

障害共済 年金 (なお効力を有する廃止) 前農林共済法第四 十三条第一項に規定する加給年 金額を当該 障

害共済年 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額 カ 5 除 1 た額に 相当す る部分に限る。 又は 遺 旋族 共 八済年 金 な お効・ 分 で有す る廃 止 前

農林共済 法第四 十八条の規定により加算される額及びなお効力を有する廃 止前 昭和六十年農林 共済改

正 法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定により加算される額を当該遺族共済年

金の額から除いた額に相当する部分に限る。)

十 二 平成 十三年統合法附 則第十六条第六項に規定する移行農林年金 のうち退職年金、 減 額退 職 年 金若

しくは 通算退 職 年 金 (老齢基 礎年金相当 額を当該これらの年金である給付の 額 から除 V た額に 相 当す

る部分に限る。)、 障害年金 (障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分

12 限る。) 又は遺族年金若しくは通算遺族年金 (遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付

(公務障害年金の併給の調整)

 \mathcal{O}

額から除

1

た額に相当する部分に限る。

第二十五条の十二 公務障害年金 (法第七十六条第二号に規定する公務障害年金をいう。 以下同じ。 (T)

受給権者に対して更に公務障害年金を支給すべき事由が生じたとき(法第百条第一項の規定が 適用され

る場合を除く。) は、 法第八十条の 規定を準用する。 この場合にお いて、 同 条第 項第二号中 「退職 年

金 とある のは、 退退 職年金、 公務障害 年 金 と読み替えるものとする。

2 公務障害年金の受給権者が国家公務員共済組合法による公務遺族年金を受けることができるときは、

法第八十条の規定を準用する。この場合において、 同条第一項第二号中「又は公務遺族年金」とあるの

は、 公務遺族年金又は国家公務員共済組合法による公務遺族年金」と読み替えるものとする。

第二十五条の十三から第二十五条の十五までを削る。

第二十六条の前に次の節名を付する。

第四節 給付の制限

第二十六条を次のように改める。

(掛金等を納付しない場合の給付の制限)

第二十六条 組合が 第三十条第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に該当する者に対 し同 項 の通知をした場合にお 7 て、 同条第

項に定める日までに払込みが行わ れなかつた掛金等 (以下この条において 「未納掛金等」という。 の

金額が、 当該未納掛金等について法第百十五条第一項の規定による控除 (第一号において 「控除」 とい

う。 が 行われ れな かつた月の翌 月 の末日 (当該 通知に係る第三十条第二項に規定する組 合 の指定した日

が **当** 該 末 日後である場合には、 当該指定 した日。 以下この項及び第三項に お į١ 7 納 付 期 限 という。

までに完納されないときは、 納付期限後に支給すべきその者に係る給付金については、 当該組合は、

その額 するまで 1 した金額のうち、 て年十四 (法第四十八条又は第百十一条の規定の適用後の額をいう。) \mathcal{O} 金額は、 ・ 六パ] 納付期限 支給 セン L 1 ない。 · の割 の翌日 合で計算 から未納掛金等を完納した日 ただし、 Ĺ た 次の各号の 金 額 (以下この いず れかに該当する場合又は納 条に の前日までの日数に応じ未納掛金等に お 1 7 から主務省令で定める金額を控除 「給付 制 限 額」 付 という。 期 限までに完納 に達 0

その者 未納掛金等について控除が行われなかつた月分のその者の掛金等の額が千円未満であるとき。 の住 ||所若| しくは居所 が 玉 内にな 1 ため、 又はその者の住所及び居所がともに明らかでないた

しなかつたことにつきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

三 給付制限額が十円未満であるとき。

め、

公示送達

の方法によ

つて当該

通

知をしたとき。

2 に係 前 る給 項本文の場合において、 付 制 限 額 の計算 の基礎となる未納掛金等は、 未納掛~ 金等の一部について納付があつたときは、 その納付 \mathcal{O} あつた金額を控除 その納付の日以後の期間 L た金額とする。

3 すべ 第 きその者に係る給付金について同項本文の規定により支給しなかつた金額があるときは、 項 牟 文の 規定により支給 しな 1 金額 が あ る場合にお 1 て、 その 诗 ま でに 組 合が 納 付 期限 当該. 後に支給 金額

に相当する部分の給付制限額は、ないものとみなす。

4 給付制限額を計算するに当たり未納掛金等に百円未満の端数があるとき、 又は給付制限額に一円未満

の端数があるときは、これらの端数は、切り捨てる。

5

前各項の規定は、

市町村連合会について準用する。

この場合において、

第一項中

「組合は」とあるの

は 「組合又は市町村連合会は」と、 第三項中「組合」とあるのは「組合又は市町村連合会」 と読み替え

るものとする。

第二十六条の二から第二十六条の三十三までを削る。

第二十七条 の見出しを (刑に処せられた場合等の給付 の制限) に改め、 同条第一項各号列記以外 0

部分を次のように改める。

組 合員又は組合員であつた者が次の各号に掲げる事由に該当した場合には、 当該事由に該当したとき

以後、 その組合員期間に係る退職年金 (終身退職年金に限る。 以下この条において同じ。) 又は公務障

害年金の額のうち、当該各号に定める金額を支給しない。

第二十七条第一項第一号を次のように改める。

組合員又は組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合 次に掲げる給付の区分に応じ、そ

れぞれ次に定める金額

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

口 公務障 害年 金 その 組合員 、期間に係る公務障・ 害年 金 0) 額に百分の五十を乗じて得た金額

「懲戒処分によつて退職した場合

その」を

「組合員が法第百十一条第一項

第二十七条第一項第二号中

(法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定する懲戒処分 (以下こ

の号及び第四 項に お 7 7 「懲戒処分」という。)によつて退職した場合 次に掲げる給付 \mathcal{O} 区 分に応じ、

それぞれ次に定め る金額に、 その」 に改め、 当 該 退職共済年 金又は障害共 済年 金 \mathcal{O} 額 の算 定の 基礎とな

つた」 及び 「に百分の五十」 を削り、 「得た割合」を 「得た金額」に改め、 同号に次のように加える。

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

口 公務障害 年金 その 組合員 (期間 に係る公務障害年金 の額に百分の五 十を乗じて得た金額

第二十七条第一項第三号中 地地 方公務員法」 を 組 合員 が 地 方公務員法」 に、 「当該停職 を 次 に掲

げる給付の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額に、 当該停職」に、 「月数が当該退職共済年金又は障害

に 共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数」 あつては、 三百六十五目) が三 百六十五 日 に改め、 を「日数 てに 百分の二十五」 (当該日数が三百六十五日を超える場合 を削り、 「得た割合」 を 「 得

た 金 額」 に改 め、 同号に次 \mathcal{O} よう É 加 える。

イ 退 職 年 金 その 組 合 員 期 間 に係 る退 職年 -金 の 額に百分の 五十を乗じて得た金額

口 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金 の額に百分の二十五を乗じて得た金額

び 定 に 組合員となつた者に限る。 第二十七条第一項第四号中 ょ り 読み替えて適用される場合を含む。 「 退 又 は 職手当支給制限等処分に相当する処分を」 組合員であつ に規定する国家公務員共済組 た者が法第百十一 条 第 項 を 合法第-(法第) 「組合員 九十七 百四 十二条第二 退 条第 職 した後に再 項に 項 規 \mathcal{O} 定 規

する退職手当支給制限等処分に相当する処分 (以 下 「退職手当支給制限等処分に相当する処分」 という。

を」に、 「当該退職手当支給制限等処分に相当する処分」 を 「次に掲げる給付の区分に応じ、 それぞれ

次に定 共 八済年 める金額 金 \mathcal{O} 額 の算 に、 定 当 \mathcal{O} ||該退職 基礎となつた」 手当支給制限等処分に相当する処分」 及び 「に百分の五十」 を削り、 に改め、 「得た割合」 当 該 を 退職共済年金又 「得た金額」 に改め は障 害

同号に次のように加える。

- イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額
- 口 公務障害年 · 金 その 組合員期間に係る公務障害年金 の額に百分の五十を乗じて得た金額
- 第二十七条第二項から第四項までを次のように改める。
- 2 公務遺族 年 金の受給権 者 が 禁錮 以上の 刑 に処せられた場合には、 その者には、 その刑 に処せら れたと
- き以後、 当該公務遺族年金 一の額 \mathcal{O} 百分の五十に相当する金額を支給しない。

これらの規定による給付の制限は、

当該給付

の制限を開始すべき月から、

法

3

前二項の場合において、

- 第八十条第 項、 第九十五条第一 項、 第百 一条、 第百 五条第一 項から第三 項 まで又は第百六条第 項 \mathcal{O}
- 規定 により 退 職 年 金、 公務 障 害 年 金又は公務遺 族年金 の支給が停止され てい る月を除き通算して六十月
- に達するまでの間に限り、行うものとする。
- 4 前 項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、 禁錮以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分若しくは
- 退職 手当支給制 限等処分に相当する処分を受けた日又は退 職年 金 公務障 害年金若しくは公務遺 族 年 金
- \mathcal{O} 給 付 事 由 \mathcal{O} 生じ た 日 \mathcal{O} 1 ずれ カン 遅 1 日 \mathcal{O} 属 す うる月の 翌月 を V V) 同 日 に お į١ て法第八十条第 項 第
- 九 十五条第一 項、 第百 __ 条、 第百五条第一 項から第三項まで又は第百六条第一 項の規定により 退 入職年 金

公務障害年金又は公務遺族年金に相当する金額の支給が停止されている場合にあつては、 その停止す

べき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

第二十七条第五 項中 「又はこれに」を 「若しくはこれに」に、 「月数は、 次の 各号に掲げる」 を 「日数

は、 法第百十三条第六 項に規定する職員 団体 (同項に規定す ^る職員| 団体をいう。 以下同じ。 \mathcal{O} 事 務 に 専

ら従事する職員 (以下この項において「専従職員」という。) である」に、 「当該各号に掲げる」を「そ

の専従職員であつた」に、 「を控除した月数」を「又は日数を控除した月数又は日数」に改め、 同 [項各号

を削り、 同条第七項中 「組合 の 下 に 「指定都 市職員共済組 合、 を加え、 同条第八項中

「長期給付」

第三章の次に次の一章を加える。

を

「 退

職年金

公務障

|害年

金

又は公務遺族年金」

に改め

第四章 実施 機関積立金及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用

(基本指針)

第二十七条の二 総務大臣は、 地方公務員共済組 合連合会が行う退職等年金給付 調整積立 金 一の管 理及び運

用 (組合 (構成組合を除く。 及び市町村連合会の退職等年金給付組合積立金の 運用状況の管理を含む

- が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、 法第百十二条の十第二項各号に掲
- げる事項に関する基本的な指針 (以下この条において「基本指針」という。) を定めることができる。
- 2 総務大臣 は、 基本指針を定め、 又は変更しようとするときは、 あらかじめ、 基本指針 の案又はその変
- 更の 案を作成し、 財務大臣並びに内閣総理大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。
- 3 内 閣総理大臣及び文部科学大臣は、 必要があると認めるときは、 総務大臣に対し、 基本指針の案又は
- その変更の案の作成を求めることができる。

4

- 総務大臣 は、 基本指針を定め、 又は変更したときは、 速やかにこれを公表するものとする。
- 5 地 方公務員共 済組合連合会は、 総務大臣が基本指針を定め、 又は変更したときは、 基本指針 に適合す
- るよう、 法第百十二条の十第一項に規定する管理運用の方針を定め、 又は変更しなければならない。

運 用職員 (の範囲)

第二十七条の三 法第百十二条の九に規定する政令で定める者は、 次の各号に掲げる行政機関ごとに、 そ

れぞれ当該各号に定める者とする。

文部科学省 事務次官、 官房長、 大臣官房総務課長、 初等中等教育局長、 初等中等教育局初等中等

教育企画課長及び財務課長その他法第百十二条の三第三項に規定する実施機関積立金 (次号にお いて

実施 機関積立金」 という。) \mathcal{O} 運用に係る行政事務に従事する職員であつて文部科学大臣 が :指定す

るもの

警察庁 警察庁長官、 次長、 官房長、 長官官房総務課長及び給与厚生 課長その他実施 機関 積 立金 0

運 用に係る行政事 務に従事する職員であつて警察庁長官が指定するも

第二十八条第一項中 「以下」を「次条第一項及び附則第三十条の二において」 に改め、 同 条第三項中

長期給付に要する費用 (法第百十三条第一 項に規定する長期 給付 に要する費用をいう。 以下この 条」 を

退 職 年 -金給: 付に要する費用 (退 職 等年 金給付に 保る組織 合 \mathcal{O} 事 務に要す んる費用 (法第百十三条第 五. 項 \mathcal{O} 規

定による地方公共団 体の負担に係るものを除く。 以下この項に お ζì · ~ 退 職 等年金給付事務に要する費用

という。) を含む。 第五項及び次条第三項」に、 「すべて」を 「全て」に、 「及び基礎年 金拠 出 金に係

る負担に要する費用 0 予想額」 を 基準 刌 率の 状況及びその見通 し並 びに退 職等年金給 付 事 務 に 要する

費用 \mathcal{O} 額」 に改 め、 同 項第 号中 障 害 \mathcal{O} 状態とな つた者及び」 を 「及び公務以 外 \mathcal{O} 理 由 に ょ り に改

め、 組合員 期間 別及び」 を削り、 同項第二号中 「年金である給付」 を 「退職等年金給付」 に、 年 金 0)

を 「 退 !職等年金給付の」に改め、 同項第三号中「組合員期間別及び」を削り、 「平均給料及び平均期末

手当等」 を 「標準 ·報 酬 \mathcal{O} 月額 及び 標準 期末手当等 0 額の平均額」 に改め、 同項第四号を削り、 同 条第四 項

及び第五項を次のように改める。

4 総 務大臣 は、 前三 項 \mathcal{O} 費用 の算定方法を定める場合においては、 あらかじめ、 財務大臣の意見を聴か

なければならない。

5 退 職等年金給付に係る地方の積立基準額は、 将来にわたる退職等年金給付に要する費用 の予想額 の現

価 に 相当する額から将来にわたる法第百十三条第二項第三号の 掛金及び負担 金の予想 額 \mathcal{O} 現 価 12 相 当す

る額 を控除 した額に相当する額を基準として、 総務大臣 一の定め る方法により算定 した額とし、 当該 算定

を行う場合 の予想額の 現価 の計 算に用いる予定利率は、 地方公務員共済組合連合会が退職 等年金給付 組

合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用収益の予測を勘案して総務大臣の定めるところにより合

理的に定めた率とする。

第二十八条第六項及び第七項を削る。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定方法)

第二十八条の二 短期給付 (前期高 .齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。) に係る法第百

十四四 条第三項 に規定する標準 報酬 \mathcal{O} 月額及び標準 期末手当 等の 額と掛金と 0 割合は、 当該 事 業 年度に お

膕 等合計 額 の総額で除し、 これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

ける前条第

項

 \mathcal{O}

規定により算定した費用

の額を、

当該事

業年

度の

前

事業年度における組

合員

 \mathcal{O}

標準

報

2

介護納付金の納付に係る法第百十四条第三項に規定する標準

· 報 酬

の月額及び標準期末手当等の

の額と掛

金との割合は、 当該 事業年度に お ける前条第二 項の規定により 算定 した費用 \mathcal{O} 額を、 当該 事業年度の前

事 業年度に お け る介護保険第二号被保険者 (介護保険法第九条第二号に規定する第二号被保険 者 を 7 、 う

以下同じ。)の資格を有する組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、 これに百分の五十を乗じて算

定するものとする。

3 法第百十四条第四項に規定す る政令で定める事情は、 国家公務員共済組合法第七十五条第一 項に規定

する付与率、 同 法に おける公務障害年金及び公務遺族年金 の支給状況、 法第百十三条第 項第三号の規

定により、 退職等年金給付に要する費用について、 地方のな 積立基準額と国 の積立基準額との合計 額と、

退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額と の合計額とが、 将来にわたつて均衡を保つことができるように算定することとされていることその他 総

務大臣が定める事情とする。

及び 同じ。 項中 標準 る 員等であ により」の下に「それぞれの」を加え、 第二十九 第 -給与 に改め、 「により」 匹 る組 \bigcirc 項 (掛 条第一 \mathcal{O} 及 び 規定に 同条第二項中 合員については、 金の標準となる給料の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値 の 下 に 項 中 「標準給与の」 ょ ŋ 「それぞれの」 「第百十三条第三項第一号」 掛 金 「第百十三条第三項第一 O標準となる期末手当等を $\overline{}$ を を乗じて得た額と掛 「標準報酬等合計額の」 を加え、 「毎年度」 「金額」 号」 を を 「組合の毎事業年度」に、 「第百十三条第四項第一号」 を を いう。 金 の標準となる期末 額」 「第百十三条第四項第一 に、 以下同 に改める。 「算定するものとする」を Ü 手当等 \mathcal{O} 額とのな 「金額」 号」に改め、 に改り (法第百 合計 め、 を 額 十四 をい 額」 「得た額とす (特 同同 う。 同条第三 条第三項 別 項 職 に、 の規定 以下 0 職

規定により」 第二十九条 の二第 の下に「それぞれの」を加え、 項中 「第百 十三条第三項 「毎年度」 第二号」 を を 「組合の毎事業年度」 「第百十三条第四 項第二号」に改 に改め、 同項各号を次 め、 同 項 0 0

組合 (指定 都市職員共済組合、 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。 以下この号にお

1 て同じ。 玉 民年 金 法第九 + 应 条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 規定に より 組 合が負担することとなる基 一礎年 金 拁 出 金

係 る負担に要する費用 \mathcal{O} 額の二分の一 に 相当する額 に、 当該 事 業年度に おける当該 組 合 $\overline{\mathcal{O}}$ 第三号 厚 生

年金被保険者 (厚生年金保険法第二条の五第一 項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。

以下同じ。 の厚生年金保険標準報酬等合計 額 (標準報酬 月額 (厚生年金保険法第二十条第一 項に規

定する標準 報 ... 月額を 1 う。 第四十五条第一 項に、 お ** \ 7 同じ。 及び標準賞与額 (厚生 年 -金保? 険 法第

二十四 条 0 兀 第 項に規定す る標準賞与 額を い . う。 第四 十五条第 項に お 1 7 同 Ü \mathcal{O} 合計 額 を

う。 以下 同じ。) の総額に対する次に掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

イ 当該 地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計 額 (の総) 額

口 当該 地方公共団体が設立 した特定地 方独立行政法 人の職員 (である第三号厚生年 金被保険者 \mathcal{O} 厚生

年 -金保 険 標 準 報 酬等合 計 額 \mathcal{O} 総 額 当: 該 特 定 地 方独立 一行 政 法 人 の 設立 寸 体が二以 上である場 場合に あ

つては、 当該 特定地方独立行政法人の 職員である第三号厚生年 金被保険者の厚生年金保険標準 報 膕

額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大

臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額)

当 該 地 方公共団体 :を公庫: |等職員 (法第百 匝 十条第 項に 規定する公庫等 で職員を いう。 以下[同

となるため 退 職 L た 継 続 長期 組合員 のうち第三号厚生年 金被保険者 である Ł \mathcal{O} 0) 厚 生年金保険 標

準報酬等合計額の総額

二 当該 地方公共団体が設立した職員引継 般地方独立行政法人 (法第百四十一条の二に規定する職

員引継 般 地方独立 行 政法. 人をいう。 以下 一同じ。 の職員である第三号厚生年 -金被保 険 者 \mathcal{O} 厚 生 年

金保 険 標準 報 膕 等 合 計 額 \mathcal{O} 総 額 (当該 職 員 引 継 般 地 方 独 立 行 政 法 人 (T) 設 立 寸 |体が二 以 上 で あ る

合にあ つて は、 当該 職 員引継 般地方 独立 行政法人の職員である第三号厚生年金被保 · 険者 \mathcal{O} 厚生 年

金保険標準 報酬 等合計 額 $\widehat{\mathcal{O}}$ 総額に当該地方公共団体が当該 職員引継 般地方独立行政法人に出資

た額等 を勘案し て総務 大臣 が定めるところにより算定した割合を乗じ て得た額

ホ 当該 地 方 公共団 |体が 設立 L た定款変更一 般地 方独立 行政 法 人の 職 員 であ る第三号厚生 年 金 一被保育 険

者 \bar{O} 厚 生年 金保険標準 報酬等合計額 の総額 (当該定款変更一 般地方独立行政法人の設立団体 が二以

者の 人に出 上である場合にあつては、 厚生年 資 ĺ た額 金保険標準 等を勘 報酬等合計 案して総務大臣 当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険 額 の総額に当該 が定めるところにより算定 地方公共団 体が当該定款変更一 した 割合を乗じて得 般地 方独立 た 額 行 政法

厚生年 険者 する職 併 体が二以上である場合に 当 般 該 の厚生 金被 員引継等合併 地 地 方公共 方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定し 保 年金保険標準報 険 者 団 体 \mathcal{O} 厚 が 般地: 設立 生年 あ ... 金保 つては、 方独立行政法人をいう。 L 等合計 た職員 険 標準 当該 額 引 の総 継等 報酬等合計 職員 合併 額 引継等合併 (当該職員引継等合併 般 額 以下同じ。 地 \mathcal{O} 総 方独 額 般地. に当 立 行 方独. 該 政法 0) 地 職員である第三号厚生年金被保 方 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 人 行 公共 般地方独立行政 (法第) 政 団 法 人の 体 百 .. が 当 匹 職員 + 該 へであ 公法人の 条の 職 員 た割合を る第三号 引 兀 設立 に 継 等合 規 寸 定

指定 都 市 職 員 (共済組 合、 市 町 村職員共済組 合又は 都 市 職 員 (共済組合 国民 年金法第九 十四四 条 \mathcal{O} 匹 0

乗じて得た額

規 定に に相当する額に、 ょ り 市 町 村 連合会が 当該 事業年度における市町村連合会を組織する全ての構成組合の第三号厚生年金 負 担 することとなる基 礎 年 金 拠 出 一金に係 る負 担 に 要する費用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 二分 \mathcal{O}

被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する前号イからへまでに掲げる額の合計額の割

合を乗じて得た額

第二十九条 の二第二項中 「により」 の下に「それぞれの」 を加え、 「金額」 を 「額」 に改める。

第二十九条の三を削る。

第二十九条の二の二中「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に、 「政令で定めるところにより

算定した」を 「費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が組合の毎事業年度において負担す

べきこととなる」に、 国 の新法第九十九条第四 [項] を 「国家公務員共済組合法第九十九条第五 項」 に改

め、同条を第二十九条の三とする。

第二十九条の五を削る。

第三十条の見出し中「掛金」を 「掛金等」に改め、 同条第一項中「掛金」 を「掛金等」に、 「給料」を

報酬」に改め、 同 条第一 項」 の 下 に 「及び第二項」を加え、 「行なわれ ない を「行われ ない」に、

「行なわ れ な かつた」 を 「行われ なかつた」に改め、 同条第二項中「掛金」 を 「掛金等」に、 「納付 しな

い」を「払い込まなかつた」に改める。

中 二項に規定する構成組合をいう。 第三十条の二の二第一項中「第百十六条第四項」を「第百十六条第三項」に改め、 「公庫等」 を 職 員 (団体、 公庫 **等** 以下この条において同じ。)」 (法第 百 匹 十条第一項に規定する公庫等をいう。 を削り、 同]項第一 号を削り、 以下同じ。 「(法第二十七条第 同 項第二号 に改

法第百十三条第三項に規定する厚生年金保険給付に要する費用に充てるため地方公共団体、 特定地 め、

同号を同

項第一号とし、

同号の

次に次の

一号を加える。

方独立行政法人、 職員団体、 公庫等、 職員引継 般地方独立行政法人、 定款変更一般地方独立行政法

人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人が負担する金額

第三十条の二の二第一 項第三号中 第 百 十三条第四 項 を 「第百十三条第五 項」 に、 「長期給付」 を

厚生年金保険給付及び退職等年金給付」に改め、 同号を同項第四号とし、 同号の前に次の一 号を加える。

三 法第百十三条第四項第二号に掲げる費用に充てるため地方公共団体が負担する金額

第三十条の二の二第三項中 「第百十三条第二項第二号及び第三号」を「第百十三条第二項第三号の規定

及び法第百十三条第三項」に改める。

第七章の章名を削る。

第六章を第七章とする。

条の六第一項に規定する拠出金算定対象額に地 二項第三号に 生年金保険給付費のうち政令で定めるも 第三十条の三の見出しを 掲げる費用を控除 (地方の調整対象費用の額)」に改め、 したもの」 \mathcal{O} を 0 額」 地地 方公務員共済組合連合会に係る同項第一 に、 方公務員共済組合連合会に係る厚生年 「組合 0 長期給付に要する費用 同条中 「政令で定める費用」を「厚 から法第百十三条第 金保険 号に掲げる標準 法第 八十 報 匹

第三十条の四 \bigcirc 見 出 し中 「長期給付」 を 「厚生年金保険給付等」 に改め、 同条中 「長期給付に係る掛

金

酬按分率を乗じて得た額に相当する費用」に改める。

及び 地方公共団体 (T) 負 見担金そ 0) 他 を 「厚生年 金保険法第八十一 条 第 項に規定する保険料その 他 \bigcirc に

改める。

支出その他」 第三十条の五の見出し中 を 「厚生年金拠出金及び基礎年 「長期給付」を 「厚生年金保険給付等」 · 金拠 出 金の納付その 他 に改め、 \bigcirc に改める。 同条中 「退職共済年金に係 る

出金」 第三十条の の 下 に 六第 「(以下この条において 項 中 各 事業年度」 「 財 を 政調整拠出金」という。)」 毎 事 業年度、 当該 事 業年度」 を、 に改 「第百十六条の三第一 め、 規定する財 政 公調整! 項 0) 拠

厚生年 加え、 び 算財 下に 金保 め、 次項」に、 険 に、 政 同 給付 条第一 金保険給付 同 調 を加え、 (第四号を除く。 条第 整 概 拠 玉 算 項 出 二項 \mathcal{O} 国 射 中 同 新 金の 中 法 政 概算財政 項ただし書中 \mathcal{O} 各 額」 調 概 「各事業年度」 整拠出金 事 算 を 業 に、 射 調整拠 年 政 国家公務員共 を加え、 金の 度」 調 当 整 「第十七条第 額」 出 該 を 拠 金 出 を 事 毎 に、 業年度の三月三十一 \mathcal{O} 金 「毎事 「地方の概算財政 額」 済 事 \mathcal{O} 額」 組 業 業年 合法」 玉 年 に改め、 項」 度 0 を 新法」 度」 国 を に改め、 に、 に、 \mathcal{O} 「第二十八条第一項」 「第百十六条の三第一 以調整. 厚生. を 日 国 「国家公務員共済組合法」 年 地 までに」 拠出金の額」 \mathcal{O} 「この条」 -金保険 概 方 \mathcal{O} 算 概算 財 を 給付 政 調 財 \mathcal{O} 「総務省令で定めるところによ 下 を「地方の厚生年金保険給付概 整 概 政 に、 項」 算 調 12 拠 射 出 整 「及び第四 の 下 に 政 拠 金 「この条」 調 出 \mathcal{O} に改 額」 整 金 拠 \mathcal{O} め、 を 出 額 + (第 四 を 应 金 国 _ 条 を \mathcal{O} 「こので]号を除っ 第百二条 の 三 額 \mathcal{O} 厚 地 項 及 生 に 方 改 を V) 年 0

4 職等 る規定中 前 车 三項 金給 同 \mathcal{O} 表 付 規定は、 \mathcal{O} に 中 係 欄 る財 法第 に掲げる字 政 百 調 整拠 十六条の三 句は、 出 金 \mathcal{O} 一第 それぞれ 拠 出 項第四 に 0 同 V 号 表 て 準 の 下 \mathcal{O} 甪 規定による国家公務員 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 す Ź. この 場 合 に お 共 1 (済組 て、 次 合連合会に 0 表 \mathcal{O} 上 対する退 欄 に掲 げ

の三第

項

の 下 に

(第四号を除く。

を加え、

同条に次の二項を加える。

める。

5

前項 第二項 第 前三条及び前各項に規定するものの 項 を除く を除く を除く 金 の額 玉 \mathcal{O} 玉 地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠 金 地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出 額 \mathcal{O} の厚生年金保険給付概算財政調整拠出 \mathcal{O} \mathcal{O} 厚生年金保険給付概算 額 額 ほ 財政 か、 以調整 拠 財 政 調整拠出金の 出 金 出 金 地方 に係る部分に限る 額 国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の 額 玉 \mathcal{O} 地方の退職等年金給付概算財政調整拠 に係る部分に限る \mathcal{O} に係る部分に限る 額 額 の退職等年金給付概算財 の退職等年金給付概算財政調整拠出 拠出に関 し必要な事項は、 政調整拠 総務大臣が定 出 金 出 \mathcal{O} 金 金

第五章の二を第六章とする。

第三十九条各号を次のように改める。

一 日本消防検定協会

株式会: 社 日 本 政 策金融 公庫 (株式会社 日本政 以策金融: 公庫法 (平成十 九 年 法律第五 十七 号) 附 則第

Ŧī. 条第一 項の 規定により解散 L た旧国民生活金融 公庫、 同法附則第十 六条第 項のに 規定により 解 散

た 旧農林漁業金融公庫、 同法附則第十七 条第一 項の規定により解散 した旧中小企業金融公庫及び同 法

附]則第. 十八条第 項の 規定に ょ 6り解散 L た旧 玉 |際協 力銀行、 国民 金 融公 庫法の 部を改正する法律

平 ·成 十 年 法 律第五十六号) 附則第二 条 \mathcal{O} 規 定により 国 民 生活金融 公庫とな 0 た旧 国 民 金 融 公 庫 及 び

同 法附則第三条第一 項の規定により解散 L た 旧 環境衛生金融公庫並びに株式会社日 本 政 第金 融 公庫 法

附 則第四十二条第四号の規定による廃止前 \mathcal{O} 国際協力銀行法 (平成十一 年法律第三十五号) 附則第六

条第一 項 の規定により 解散 l た旧り 日本輸出 入銀行及び同法附則第七条第 一項の 規定により解散 した 旧

海外経済協力基金を含む。)

三 株式会社日本政策投資銀行 (株式会社日本政策投資銀行法 (平成十九年法律第八十五号) 附則第十

本 五 条第一 政策投資銀 項の規定により解散した旧日本政策投資銀行、 行法 平 成 + 年法律第七十三号) 附則第六条第 同法附則第二十六条の規定による廃止前の日 項の 規 定により解散 l た旧 日 本開 発

銀 行及び 同 法 附 則 第七条 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 に より 解散 L た 旧 北 海 道 東 北 開 発 公庫 を含む。)

兀 独 <u>\f}</u> 行 政 法 人都 市 再生 機 構 独 立行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 法 平 成 + 五 年 法 律第百号) 附則 第 四条 第

項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に より解散 L た旧 都 市基盤 整 備 公 団 同法 附 則第十八条の規定による廃止 前 \mathcal{O} 都 市 基盤 整

寸 並 び に 同 法 附則第十 七 条の 規定による廃 止 前 \mathcal{O} 住宅 都市 整 備 公団 法 昭昭 和 五. 十六年 法 律 第 匹 十八

備

公団法

(平成十一年法

律第七十六号)

附則第六条第

項の

規定により

解散

した旧

住宅

都

市

整備

公

号) 附 則 第六条第 項 \mathcal{O} 規定 により 解 散 L た旧 日 本 住 宅 公団 及 び 同 法 附]則第七 条第 項 \mathcal{O} 規定 に ょ り

解散した旧宅地開発公団を含む。)

五. 独立 一行 政法人日本高 速道路 保有 債務返済機構 (日本道路公団等民営化関係法施行法 (平成十六

法 律第百二号) 第十五 条 第一 項の 規定により 解散 した旧 日 本道路: 公団、 旧 首 都 i高速道: 路 公団 旧 阪 神

高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。

六 独立行 政法 人緑資源 機 構 法を廃っ 止する法律 (平成二十年法律第八号) 附則第二条第 項の 規定によ

改 法 り 及 正 解 Ű 律第百三十号) 正する法律 する法律 同 法 した旧独立行政法人緑資源機構 附 則 (平成 第三 (昭和六十三年法律第四十四号) 附則第 一条第 + 年法律第七十号) 項 四条第一 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 項の規定により解散 (同法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法 解 附則 散 第二条 附則第二条の規定により農用地整備 た 旧 農 の規定により緑資源 した旧 用 地 整 緑資源公団 備 公団 並 び に農 公団とな 森林開発公団法の一 用 地 開 った 発 公団とな 公 旧 団 森林 (平成十四年 法 つた 開 \mathcal{O} 部を改 発 部 旧 公 農 寸 を

用

地

開発公団を含む。)

七 機 解散 う 第百五十五号) 7 関係 国立 構 L 並 一研究開 びに た 法 旧 第九十七条の 律 日 日 \mathcal{O} 本 整 本 発法人日本原子力研究開発機構 第三条の独立行政法人日本原子力研究開 原子力研 原子力研 備 に関す 規定による改正 究所 究所 る法 及び 律 法 \mathcal{O} (平成二十六 同 法附 部を改正 前 の独立 則第三条第一 する法律 年法律第六 (独立行政法人通 立行政法. 項 人日本原子 昭 \mathcal{O} + 発機構、 和 Ė 規定により解散し 号。 五. 則法 + 力研 九 以 下 同法附則第二条第一 年 (T) 究開 法律第五 平 部を改正する法律 発 成二十六年 光機構法 た旧核燃料 十七号) 平 項 独 サ 附則第一 法 の規定によ 成十六年 \mathcal{O} 整 1 施 ク 備 行 ル 二条第 法 開 に伴 法 発 律 لح り

項の

規

定により

解散

L

) た 旧

日本原子力船研

究開発事業団を含む。)

八 国立研究開発法人科学技術振興機構 (平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独

機 構、 同 法 附 則 第二条第 項 0) 規定によ り解 散 L た旧科学技術 振 興 事 ,業 団 並 び に同 法 附 則 第六章 条 0 規

立

一行政法

人科学技術振興機構

法

(平成十四年法律第

百五十八号)

第三条

の独立行政法

人科学技術

振

興

定による 廃止 前 0 科学技術 振 興 事 業 寸 法 平 成八年法律第二十七号) 附則第六条第 項 (T) 対規定は にこ ょ V)

解 散 した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一 項の規定により解散 した旧新技術事業

団を含む。)

九 独立行政法人労働者 健 康福 祉 機構 (独立行 政法人労働者健 康福: 祉機構法 (平成十四年法律第百七十

号) 附則第二条第 項 0 規定によ り 解 散 L た旧当 労働 福 祉 事 業団を含む。

+ 独立行 政法人日本スポ] ツ振興センター (独立行政法人日本スポー -ツ振興 センター法 (平成十四年

法 律第百六十二号) 附則第四 条第一項の規定により解散 した旧日本体育 ・学校健康センター、 同 法 附

則 第九条 0 規定による廃 止 前 \mathcal{O} 日本体育 学校健康 セン ター 法 昭 和六十年法律第九十二号) 附 則 第

六 条第 項 \mathcal{O} 規定により 解散 た 旧 玉 $\frac{1}{2}$ 競 技 場及び旧 日 本学 校健 康 会並 び に 同 法 附]則第 十三条 \mathcal{O} 規 定

に よる廃 止前の日本学校健康会法 (昭和五十七年法律第六十三号) 附則第六条第一項の 規定により解

散 した旧日本学校安全会を含む。

十 一 国立研究開 発法人理化学研究所 (平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正 前の独立

行 政 法 人理化学研 究所法 平 -成十四 [年法律第百六十号) 第二条 \mathcal{O} 独 <u>1</u> 行 政 法 人理: 化学研究所 及び同 法

附 則 第二 一条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 解散 L た 旧 理 化学研究所を含む。

号) 附則第二条第一項の規定により解散 した旧 日本貿易振興会を含む。) 十 二

独立行政法人日本貿易振興機構

(独立行政法人日本貿易振興機構法

(平成十四年法律第百七十二

十三 独立 一行政法 人国 際 観 光振 興 人機構 (独立行 <u>;</u>政法. 人国際知 観 光振興機構法 (平成十四年法律第百八十

号) 附 則 第二条第 項 \mathcal{O} 規定により 解 散 L た旧 玉 際 観 光 振 興会を含む。

十四四 独立行政法人鉄道建設 運 輸 施設整備支援機構 (独立行政法人鉄道 建設 運輸施設整備支援機構

法 (平成十四年法律第百八十号) 附則第二条第 一項の規定により解散 l た旧 日本鉄道建設公団及び同

法 附則第三条第 項の 規 定により 解散 L た旧 運 輸 施設整備事 業団 日本 国有鉄道清算 事 ·業 団 \mathcal{O} 債 務等

 \mathcal{O} 処 理 に 関する法 律 伞 成 十 年法律第百三十六号) 附則 第二 条 の規定に より 解散 L た 旧 日 本 玉 有 鉄 道

清算事 業 団並びに独立行 政法人鉄道建設 ·運輸施設整備支援機構法附 則 第十四条の規定による廃止 前

 \mathcal{O} 運輸施設整備事業団法 (平成九年法律第八十三号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶

整 備 公団 及び 同 法附則第七条第 項の規定により解散 l た旧 鉄道整備基 金を含む。)

十五 独立 行政 法 人雇 用 能 力 開 発機構 法を廃 止する法律 (平成二十三年法律第二十六号) 附則第二条

第 項 \mathcal{O} 規定に より 解 散 した 旧 独立行 政 法人雇 用 能 力 開 発機 構 (同法 による廃止 前 \mathcal{O} 独 立行 政 法 人

雇 用 • 能 力開発機構法 (平成十四年法律第百七十号) 附則第三条第一項の規定により解散 L た旧 雇 用

能力開 発機構及び同法附則第六条の規定による廃 止前 の雇用 用 能 力開 発機構法 (平成十一 年法律第

二十号) 附則第六条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により解散 した旧 雇 用 促進 事業団を含む。)

十六 年金 積立 金 管理運 用 独 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 行 政法人 年 金 積立· 金管 理 運 用 独立行 政法 人法 附則第三条第 項 \hat{O} 規定

に より 解散 L た旧年金資金運用基金及び同法附則第十四 条の規定による廃止 一前 の年金福 祉事 業 寸 0 解

散 及び業務の 承継等に関する法律 (平成十二年法律第二十号) 第一条第一項の規定により解散 した旧

年金福祉事業団を含む。)

十七 独立 行 政 法 人水資源機構 (独立行政法 人水資 源 機 構 法 (平成十四年法律第百八十二号) 附則第二

条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。)

十八 + 解 定による廃止 法 構 地 五 散 律第 法 域 年法律第五 の 一 した 振 独立行政法人中小企業基盤整備機構 百 興 へ整備 旧中 兀 部を改正する法律 十六号) 小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃 前の中小企業総合事業団法 公団 十三号) 附 中 則 小 企業 附則第七 第二条第 (平成十六年 **浜総合事** 条第 項 業 \mathcal{O} 団 規定に 項 法律第三十五号) 法 (中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機 (平成十一年法律第十 \mathcal{O} 及 Ű 規定により)機械 により 解 類 散 信 解散 した 用 保 附則第三条第 旧 険 L 中 た旧中 ·九号) 法 小 \mathcal{O} 止前 廃 企業 附則第七条第一 小 止 企業振 総合事 の中 等に 一項の 小企業事業団法 関 興事業団 業 ける法 規定により 団、 項 同 律 Ó を含む。 法 平 解散 規定に 第 成 昭昭 した旧 条 + 和 ょ 0 几 五. 規 年 n

十九 す 附 んる法律 則第五条第 独立 行 (平成十 政 法 人石 項の規定により ·四年法律第九十三号) 油 天 然が ス 解散 金 した旧 属 鉱 附則第二条第 物 資 金属鉱業事業団を含む。) 源 機 構 石 項の 油 公 規定により 寸 法 及び 金 解散 属 鉱 業 L った 旧 事 業 石 寸 油公団 法 \mathcal{O} 廃 i 及びi 止 等 同法 に 関

十 十五号) \mathcal{O} 規定に 国立 第三条 よる改 研 究開 発法 Ò Ē)独立行 前 人新 \mathcal{O} 独 エネ <u>\frac{1}{2}</u> 政法人新エネル 行 ル 政 法 ギ 人新 産業技 工 ギー ネ ル ギ 術 総 産業技術 合開 産業: 発 機 総合開発機構 技 術 構 総合開 (平成二十六年 発機 並びに同法附則第二条第 構法 独法整備 平 成 + 应 法 年 第百七十三条 法 律第 項の 百 兀

改正する法律 規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を (平成八年法律第二十三号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団

を含む。)

国立教育会館の解散に関する法律 (平成十一年法律第六十二号) 第一項の規定により解散

旧国立教育会館

独立行政法人環境再生保全機構 (独立行政法人環境再生保全機構法 (平成十五年法律第四十三

号) 附則第三条第一項の規定により解散 した旧 公害健康被害 補償予防協会及び同法附則第四 [条第 一項

 \mathcal{O} 規定に、 より 解散 L た 旧 環境 事 業団、 公害防 止 事業! 団法 \mathcal{O} 部を改正する法律 (平成四 年 法律第三十

九号) 附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団並びに公害健 康被害補償 法の一

部 を改正する法律 (昭和六十二年法律第九十七号)による改正前の公害健康被害補償法 (昭和四十八

年法律第百十一号) 第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。)

十三 成 田国 際空港株式会社 (成田国際空港株式会社法 (平成十五年法律第百二十四号) 附則第十二

条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。)

二十四四 独立行政法人日本学術振興会 (独立行政法人日本学術振興会法 (平成十四年法律第百五十九号

附則第二条第 項の規定により解散 じた旧 日本学術振興会を含む。)

一 十 五 海上物 流 \mathcal{O} ,基盤; 強 化 (T) ため の港湾法等 (T) 部を改正する法律 (平成十八年法律第三十八号) 第

二条の 規定に よる改正 前 の外貿埠 頭公団 \mathcal{O} 解 散 及び業務 0) 承 継 に 関するは 法律 (昭 和 五十六年法律第二

十八号) 第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団

十六 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改

正 前の独立行政法人宇宙航空研究開 発機構法 (平成十四年法律第百六十一号) 第三条の 独立行政法人

宇 宙 航空 一研究開 発機構 及び同 法附品 則第十条第 項の規定 により 解散 L た 旧宇宙開 発 事 業団を含む。

二十七 独立行政法人国民生活センター (独立行政法人国民生活センター法 (平成十四年法律第百二十

三号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。)

十八 独立行政法人水産総合研究センター 法の一 部を改正する法律 (平成十四年法律第百三十一号)

附則第一 五. 条第 項の)規定 により解散 した旧 海 洋水産資源 開 発 セ

二十九 国立研究開発法 人海洋研究開発機構 (平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前

の独立行政法人海洋研究開発機構法 (平成十五年法律第九十五号)第三条の独立行政法人海洋研究開

発 機構及び同法附則第十条第一 項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。)

三十 独立 行政 法 人日本 万国博覧会記念機構法を廃止する法律 (平成二十五年法律第十九号) 附則第二

条第 項 の規定に により 解散 l た 旧 独立行 政法人日本万国 博覧会記 念機構 (同 民法による る廃 止 前 \mathcal{O} 独立行

政法人日本万国博覧会記念機構法 (平成十四年法律第百二十五号) 附則第二条第一項の規定により解

散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。)

三十一 日本下水道事業団

三十二 独立行 政 法 人国際交流 基金 (独立行政法人国際交流 基金法 (平成十四年法律第百三十七号) 附

則第三条第一項の 規定により解散した旧国際交流基金を含む。)

三十三 独立行政法人空港周辺整備機構 (公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に

関 する法律 。 の 一 部を改正する法律 (平成十四 年法律第百八十四号) 附則第二条第一項の 規定により解

散した旧空港周辺整備機構を含む。)

三十四四 独立行政法人国際協力機構 (独立行政法人国際協力機構法 (平成十四年法律第百三十六号) 附

則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。)

三十五 自動車安全運転センター

三十六 独立行政法人日本学生支援機構 (独立行政法人日本学生支援機構法 (平成十五年法律第九十四

号) 附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。)

三十七 放送大学学園法 (平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園(同法附則第

三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。)

三十八 広域臨海環境整備センター

三十九 関西国 際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 (平成二十三

年法律第五十四号。以下この号において 「設置管理法」という。)附則第十九条の規定による廃止前

 \mathcal{O} 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)により設立された関西国際空港株式会社

(設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。)

四十 消防団員等公務災害補償等共済基金

四十一 地方公務員災害補償基金

四十二 総合研究開発機構法を廃止する法律(平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」

という。)による廃止前の総合研究開発機構法 (昭和四十八年法律第五十一号) により設立された総

合研究開 発機構 (廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるも のに限

る。

四十三 危険物保安技術協会

四 十 四 独立行政法人日本芸術文化振興会 (独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第百

六十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧 日本芸術文化振興会を含む。)

四十五 独立行 政法人通信総合研 究所法の一部を改正する法律 (平成十四年法律第百三十四号) 附則第

三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構

四十六 独立行政法人農業者年金基金 (独立行政法人農業者年金基金法 (平成十四年法律第百二十七号

附則第四条第 項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。)

四十七 預金保険機構

四十八 日本たばこ産業株式会社

四十九 日本電信電話株式会社

五十 北海道旅客鉄道株式会社

五十一 旅客鉄道株式会社及び 日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一 部を改正する法律 (平成十三年

法律第六十一号。 以下この号において 「旅客会社法改正法」という。) による改正前 \mathcal{O} 旅客鉄道 株 式

会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 (昭和六十一年法律第八十八号) により設立された東日

本旅客鉄道株式会社 (旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。

五十二 四国旅客鉄道株式会社

五十三 九州旅客鉄道株式会社

五十四 日本貨物鉄道株式会社

五十五 日本私立学校振興·共済事業団

五十六 東日本電信電話株式会社

五十七 西日本電信電話株式会社

五十八 株式会社産業再生機構

五十九 独立行政法人農畜産業振興機構

六十 独立行政法人勤労者退職金共済機構

六十一 独立行政法 人高: 齢 障 害 求職者雇用支援機構 (独立行政法 [人雇] 用 能力開発機構法を廃 止 す

る法律附 則第十三条の規定による改 正 前 の独立行政法 人高 齢 障害者雇用支援機構法 (平成十四年法

律第百六十五号) 第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。)

六十二 独立行政法人福祉医療機構

六十三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

六十四

独立行政法人労働政策研究·研修機構

六十五 中間貯蔵· 環境安全事業株式会社 (日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律 (平成

二十六年法律第百二十号)による改正前 の日本環境安全事業株式会社法 (平成十五年法律第四十四号

)第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。)

六十六 独立行政法人奄美群島振興開発基金

六十七 沖縄科学技術大学院大学学園法 (平成二十一年法律第七十六号) 附則第三条第一 項の規定によ

り解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

六十八 東日本高速道路株式会社

六十九 首都高速道路株式会社

七十 中日本高速道路株式会社

七十一 西日本高速道路株式会社

七十二 阪神高速道路株式会社

七十三 本州四国連絡高速道路株式会社

七十四 日本司法支援センター

七十五 独立行政法人住宅金融支援機構 (独立行政法人住宅金融支援機構法 (平成十七年法律第八十二

号) 附則第三条第一項の規定により解散した旧 住宅金融公庫を含む。)

七十六 地方公共団体 金融 機構 (地方交付税法等の一部を改正する法律 (平成二十一年法律第十号) 第

五. 条の 規 定による改正 前 の地 方公営企業等金融機 構法 (平成十九年法律第六十四号) 第 条 \mathcal{O} 地方公

営企業等金融 機 構 及び 同法附則第九条第一項の規定により 解散した旧公営企業金融公庫を含む。)

七十七 地方競馬全国協会

七十八 全国健康保険協会

七十九 株式会社産業革新機構

八十 株式会社地域経済活性化支援機構 (株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律

(平成二

十五年法律第二号)による改正前の株式会社企業再生支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第

一条の株式会社企業再生支援機構を含む。)

八十一 日本年金機構

八十二 漁船保険中央会

八十三 日本商工会議所

八十四 全国土地改良事業団体連合会

八十五 全国中小企業団体中央会

八十六 全国商工会連合会

八十七 高圧ガス保安協会

八十八 漁業共済組合連合会

八十九 軽自動車検査協会

九十 小型船舶検査機構

九十一 日本銀行

九十二 日本弁理士会

九十三 原子力発電環境整備機構

九十四 東京地下鉄株式会社

九十五 日本アルコール産業株式会社

九十六 株式会社商工組合中央金庫

九十七 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

九十八 原子力損害賠償 廃炉等支援機構 (原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律 (平成二

十六年法律第四十号) による改正前 \mathcal{O} 原子力損害賠償支援機構法 (平成二十三年法律第九十四号) 第

一条の原子力損害賠償支援機構を含む。)

九十九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

百 株式会社国際協力銀行

百一 新関西国際空港株式会社

百二 株式会社農林漁業成長産業化支援機

構

百三 株式会社民間資金等活用事業推進機構

百四 株式会社海外需要開拓支援機構

百五 地方公共団体情報システム機構

百六 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

百七 広域的運営推進機関

百八 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

第四 一十条第 一項中 同 項に規定する公庫 等職員をいう。 以下同じ。)」 及び (同項に 規定する公庫

等 をい う。 以下同じ。 を削 り、 「長期に 組 合員」 の 下 に (長期給 付 に関 する規定 \mathcal{O} 適 用 を受け る組 合

員をい . う。 第四. 十三条第八項において同じ。)」 を加え、 同 [項の] を 「法第百四十条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ に改め

組合員 同条第二項中「法第百四十条第二項に規定する継続長期組合員が同項第一号又は第二号」を が法第百四十条第二項 (第 一 号又は第二号に係る部分に限る。)」に改め、 同条に次の一 「継続長期 項を加え

3 規定 継 の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規 続長期 組合員については、 その者が勤務の対償として受ける給与のうち、 地方自 治法第二百 則 四条 で定 \mathcal{O}

る。

 \Diamond る て組合 ものを報酬とし、 運営 規則で定めるもの 同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するも を期末手当等とする。

 \mathcal{O}

第四 十条 Ö) 次に 次 \mathcal{O} 一条を 加 える。

とし

 \mathcal{O}

、組合役職 員等 \dot{O} 報酬等

第四十条の二 に お いて同じ。) 組合役職員 については、 (法第百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。 その者が 勤務 \mathcal{O} 対償として受け る給与のうち、 地方自然 次条第一項及び第三項 治 法 第二百 匹 条 \mathcal{O}

規定 めるも の適用を受ける職員に係る給料及び のを報酬とし、 同条 の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するも 報 酬 に 含まれる手当に相当するものとして組 合 \mathcal{O} 運営 規 則 で定 0)

として組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

2 る職 に 務大臣が指定する組合の運営規則で定めるもの る職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして当該組合の運営規則で定めるもの ついては、 連合会役職員 員に係 :る給料 その者が勤務 (法第百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。 . 及び)報酬 に含まれる手当に相当するものとして法第百四 の対償として受ける給与のうち、 を報酬とし、 地方自治法第二百四条の 地方自治法第二百 + 次条第二項において同じ。) 条第二 匹 条 \mathcal{O} 規定 規 項 \mathcal{O} 定 規定に 0 の適用を受け 適 用を受け のを期末 より 総

手当等とする。

市職員 れぞれ 法第百 は に、 第四 を 《共済組》 . の _ 十三条第三項第二号」 + 「指定 「標準 条第 を加え、 給与」 合、 都市 職 項を削 を を加え、 員共済組合、 「毎年度」 厚厚 り、 生 を「法第百十三条第四 年 同条第二項中 「額に当該」 を -金保険 市 「組合の毎事業年度」 町 標準 対職員共済組合又は」 · 報 を 組 酬 「額に、 等合計 合の組合役職員に」 項第二号」に改め、 額」 当該」に、 に改め、 に改め、 に、 同項第一号中 額 組 を 同 合員」 に当該」 項第二号中 「組合役職員に」に、 同 を 項の を 「組合 「第三号厚生 規定により」 「額に、 市 町 村 の 下 に 当該」 職 年 員 「費用として の下に「そ 共 金被保険者 に、 済 「指定は 組 合又 市 都

を加え、 合を」 与 町村連合会を組織するすべての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「全ての構成組合」に、 ある連合会役職員」 下同じ。 第二項に規定する連合会役職員をいう。 組合員」を 百十三条第四項第二号」に、 市 組 を 町 合役職員」 に、 村連合会又は 「厚生年金保険標準 額 0) 「第三号厚生年金被保険者」に、 「算定するものとする」を 毎事 に当 0) 下に 該 業年度」 の 下 に 地方公務員共 を 「である第三号厚生年 「額に、 に、 報酬等合計額」に、 「のうち第三号厚生年金被保険者」を加え、 「毎年度」 「金額」 当該」 済 組合連合会 「得た額とする」に改め、 を を に、 「連合会 「額」 を削り、 金被保険 組 「標準給与」 (以 下 「すべての組合の」を「全て 合員 に改め、 (法第百四十一条第二項に規定する連合会をいう。 者」 \bigcirc 「連合会」という。) 「費用として法第百十三条第三項第二号」 を を を加え、 組合が」 「第三号厚生年 「厚生年金保険 同項を同条第二項とし、 同 の 下 に 項 を同 「すべての組合を」 の構 の」及び 条第 金被 標準 「指定都市 保険者 成組合の」 報酬等合計 項とし、 (T) 職 (法第百 同 員 (共済 ...項の を に、 額 に改め、 同 条 「全ての組 組 次に次 を に改め、 兀 第 十 標準 合、 三項 法 「で 条 \mathcal{O} 給 以 第 中

3 警察共済組合の組合役職員に係る法第百十三条第四項第二号に掲げる費用のうち法第百四十一条第三

項を加える。

四条 項の規定により国が警察共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、 \mathcal{O} 匹 \mathcal{O} 規定により警察共済 組合が負担することとなる基礎年金拠出 金 に係る負担 に要する費用 国民 年金法第九十 0) 額

の二分の に相 当する額に、 当 該 事 業年 一度に おける警察共済組 合 \mathcal{O} 第三号厚生 车 金被! 保険 者の 厚生 年 金

保険 標準 報 陋 等 合計 額 \mathcal{O} 総 額 に 対す る警察 洪済 組 合の 組 合 [役職] 員 へであ る第三号厚 生年 金 被 保険 者 \mathcal{O} 厚 生

年金 保険標準 報酬 等合計 額 の総 額 の割合を乗じて得た額に、 更に当該事業年度の初日 12 お ける警察共 済

組 合を組 織する職 員 (国 の職員を含む。) である第三号厚生年金被保険者 の総数に対する国 0 職 員 で

あ

る第三号厚生年 金被保険者 0 数 \mathcal{O} 割合を乗じて得た額とする。

第四 + 条第四 項 单 前 項 を 第 項及び 第二 項 に改 め、 「により」 0 下に 「それぞれ \mathcal{O} の地方公

共団体が」を加え、「金額」を「額」に改める。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等)

第四 干一 条の二 法第 百四 + 条 *の* \mathcal{O} 規 定 に ょ の職 員とみなされ た職員 引 継 般 地 方独 <u>\f}</u> 一行 政 法 人の役

職 員 法第 百四 十一 条の三の 規定により 職員とみなされた定款変更一 般 地 方独立行政法 人の 役職 員及び

又は 係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組 法第百四十一条の四の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員につ の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定 いては、 同法第 地方独立行政法 五. 十七条第一 項に規定する給与のうち、 人法第五十六条第一項において準用する同法第四十八条第一項に規定する報酬 地 方自: 合の運営規則で定める 治法第二百四 条 Ď 規定 の適 Ł のを報酬とし、 用 を受け る職 同 員に 条

第四十二条第五号中「なつた者及び」の下に「法第百四十四条の三第一項に規定する」 を加える。

第四十三条第一項を次のように改める。

めるものを期末手当等とする。

うち 与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、 玉 期末手当及び の職員に係る法第百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる一般職の職員の給 勤勉手当に相当するものとする。 同法第二十二条の規定に基づく給与の

同じ。)の」に、 第四 十三条第八項 「同項の」 を同 条第 を「法第百四十条第一項の」に改め、 九項とし、 同条 第七 項中 「この条に お 同項を同条第八項とし、 いて同じ。) *の* を 「この項に 同条第六項各 お いて

号を次のように改める。

独立行政法人日本高速道路保有 ·債務返済機構 (日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一

項 0 規定により解散 た旧 日本道路公団 旧 <u>[</u>首都] 高速道 路 公団、 旧 阪 神 高 速道路 公団 及び 旧 |本州四| 玉

連絡橋公団を含む。)

独立行政法人労働者健康福祉機構 (独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定に

より解散した旧労働福祉事業団を含む。)

 \equiv 自転車競技法及び小型自動 車競走法 の 一 部を改正する法律 (平成十九年法律第八十二号)

附則第三

条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会

匹 国立 立研究開 発法人理化学研究所 (平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行

政 法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により解

散した旧理化学研究所を含む。)

五. 独立 立行 政法: 人日 本貿易振興 機 構 (独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一 項の規定によ 1)

解散した旧日本貿易振興会を含む。

六 独立行政法人国際観光振興機構 (独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により

解散した旧国際観光振興会を含む。)

七 独立 行 政法 人水資源 機 構 (独立行政法 人水資源機構法附則第二条第 項の規定により解散 した旧 水

資源開発公団を含む。)

八 地方競馬全国協会

九 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律 (平成十九年法律第八十二号) 附則第十

条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会

+ 独立 行 政 法 人中 小 企業基盤 整 備機構 中 小 企業へ 金 融 公庫 法及び独立 行 政 以 法 人 中· 小 企業基盤整備 機 構

法 .. の 一 部を改正する法律 (平成十六年法律第三十五号) 附則第三条第一 項の規定により解散 L た旧は 地

域 張興整 備公団並びに中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条

第 項のに 規定により 解散 した 旧 中小企業総合事業団及び同法附則第四条第一 項の規定により 解散 L た

旧産業基盤整備基金を含む。)

十 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構

法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定によ

り解散した旧運輸施設整備事業団を含む。)

独立行政法 人環境再生保全機構 (独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第 項の 規定によ

り 解散 L た旧 公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一 項の規定により解散 した旧環境事 業

団を含む。)

独立行政法人日本芸術文化振興会(独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定

により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。)

十四 地方公務員災害補償基金

十 五 独立行政法人日本学術振興会 (独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解

散した旧日本学術振興会を含む。)

十六 国立研究開 発法人宇宙航空研究開発機構 (平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正

前 \mathcal{O} 独立 一行政法 人宇宙航空研 究開 |発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び 同法附則

第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。)

十七 独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解

散した旧農業者年金基金を含む。)

十八 独立行政法 人情報 処理推進機構 (情報処理の促進に関する法律の一 部を改正する法律 (平成十四

年 法律第百四十四号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。

十九 預金保険機構

独立行政法人水産総合研究センター 法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十一号) 附

則第五条第一項の規定により解散 した旧 海洋 水産資源開 発センター

-+ 国立研究開発法 人海洋研究開 発機構 (平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前

 \mathcal{O} 独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一

項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。)

二十二 日本下水道事業団

十三 独立行政法 人国際交流基金 (独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一 項の規定により解散

した旧国際交流基金を含む。)

二十四四 総合研究開発機構法を廃止する法律(以下この号において「廃止法」という。)による廃止前

 \mathcal{O} 総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構 (廃止法附則第二条に規定する旧法適用期

間が経過する時までの間におけるものに限る。)

二十五 農水産業協同組合貯金保険機構

二十六 独立行政法人自動 車事 故対策機構 (独立行政法人自動車事故対策機構法 (平成十四年法律第百

八十三号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。)

十七 独立行政法人空港周辺 整備機構 (公共用飛行場周 辺に おける航空機騒音による障害の 防止等に

関 する法律 .. つ 部を改正する法律 (平成十四 年法律第百 八十四号) 附則第二条第一項の 規定により解

散した旧空港周辺整備機構を含む。)

十八 独立行政法人国際協力機構 (独立行政法人国際協力機構法附則第二条第一項の規定により解散

した旧国際協力事業団を含む。)

一 十 九 独立行 政法 人通信 総合研究所法の 部を改正する法律 (平成十四年法律第百三十四号) 附則第

三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構

放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園 (同法附則第三条第一項の規定により解散した旧

放送大学学園を含む。)

三十一 独立行政法人日本学生支援機構 (独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一 項の規定に

より解散した旧日本育英会を含む。)

三十二 独立行政法人日本スポーツ振興センター (独立行政法人日本スポ ーツ振興センター法附則第四

条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。)

三十三 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律 (平成十四年法律第百二十九号)

附則

第四条第 一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機 構

三十四 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成二十六年独法整備法第百七十三

条 の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第三条の独立行政法人

新エネルギー 産業技術総合開発機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギ

ー・産業技術総合開発機構を含む。)

三十五 国立研究開発法人科学技術振興機構 (平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前

 \mathcal{O} 独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構及び同法附則第二条第

項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 により解散した旧科学技術振興事業団を含む。

三十六 日 本私立学校 振 興 共 済 事 業 寸

三十七 独 立行 政 法 人雇 用 能 力 開 発機 構 法を廃止する法律附 則第二条第 一項の規定により 解 散 した 旧

独立行政法人雇 用 能 力開 発機 構 (同法による廃止前の独立行政法人雇用 ·能力開発機構法附 則第三

条第一 項の規定により解散した旧一 雇 用 能力開発機構を含む。)

三十八 株式会社 日本政策金融 公庫法附 則第十五条第一 項 の規定により解散し た旧国 民 生活金融公庫

に より 解 散 L た旧 中小企業金融公庫 及び同じ 法附則第十八条第一 項の規定により 解散 L た 玉 際協 力銀

行

同

法

附

則第十六

条 第

項

0

規定により

解

散

L

た 旧

農 林

漁

業

金

融

公庫、

同

法附

則第十七

条

第

項

 \mathcal{O}

規

定

三十九 株式会社 日本政策投資銀行法附 則第十五条第一 項 0 規定により解散した旧 日 本政策投資銀行

四十 独立 行 政 法 人 都 市 再生 機 構 (独立行政法 人都市再生機構法附]則第四 条第 項の規定により 解 散

た 旧 都. 市 基盤整備公団を含む。)

四 十 一 年金積立金管理運用独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規

定により解散した旧年金資金運用基金を含む。)

四十二 銀行等保有株式取得機構

四十三 独立行政法人農畜産業振興機構

四十四 独立行政法人農林漁業信用基金

四十五 独立行政法人勤労者退職金共済機構

四十六 独立行 政法 人高 齢 障 害 求職者 雇用: 支援機構 (独 立 ·行政法· 人雇 用• 能力開發 発機構法を廃

止す

る法 律 附 則第十三条の規定による改 正 前 \mathcal{O} 独 <u>工</u> 行 政法 人高 齢 障害者雇 用支援機構法第二条の)独立行

政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。)

四十七 独立行政法人福祉医療機構

四十八 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

四十九 独立行政法人労働政策研究·研修機構

五十 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

五十一 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

五十二 独立行政法人奄美群島振興開発基金

五十三 国立研· 究開発法 人医薬基盤 健 康 栄養研究所 (独立行政法人医薬基盤研究所法 ... の 一 部を改正

する法律 (平成二十六年法律第三十八号) による改 正 前 \mathcal{O} 独立行政法 人 医薬基盤研 究所法 (平成: 十六

年法律第百三十五号) 第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。)

改正前の の独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含

む。)

五十四

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

(平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による

五十五 独立行政法人住宅金融支援機構

五十六 地方公共団体金融機構

五十七 全国健康保険協会

五十八 株式会社産業革新機構

五十九 株式会社地域経済活性化支援機構

六十 日本年金機構

六十一 漁船保険中央会

六十二 日本商工会議所

六十三 全国土地改良事業団体連合会

六十四 全国中小企業団体中央会

六十五 全国商工会連合会

六十六 高圧ガス保安協会

六十七 消防団員等公務災害補償等共済基金

六十八 漁業共済組合連合会

六十九 軽自動車検査協会

七十 小型船舶検査機構

七十一 自動車安全運転センター

七十二 危険物保安技術協会

七十三 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(以下この号

に おいて 「設置管理法」 という。 附則第十九条の規定による廃 止 前 の関西 国際空港株式会社法によ

り設立された関 西 玉 [際空港株式会社 (設置管理法 \mathcal{O} 施行 \mathcal{O} 日 「 の 前 日までの間におけるも 0 に限る。

七十四 日本電信電話株式会社

七十五 北海道旅客鉄道株式会社

七十六 四国旅客鉄道株式会社

七十七 九州旅客鉄道株式会社

七十八 日本貨物鉄道株式会社

七十九 東日本電信電話株式会社

八十 西日本電信電話株式会社

八十一 原子力発電環境整備機構

八十二 東京地下鉄株式会社

八十三 中間貯蔵 環境安全事業株式会社 (日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律 (平成

二十六年法律第百二十号)による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全

事業株式会社を含む。)

八十四 成田国際空港株式会社

八十五 東日本高速道路株式会社

八十六 首都高速道路株式会社

八十七 中日本高速道路株式会社

八十八 西日本高速道路株式会社

八十九 阪神高速道路株式会社

九十 本州四国連絡高速道路株式会社

九十一 日本アルコール産業株式会社

九十二 株式会社日本政策金融公庫

九十三 株式会社商工組合中央金庫

九十四 株式会社日本政策投資銀行

九十五 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

九十六 原子力損害賠償 廃炉等支援機構 (原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律 (平成二

十六年法律第四十号) による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一 条の 原子力損害賠償支援機構 を

含む。)

九十七 株式会社国際協力銀行

九十八 新関西国際空港株式会社

九十九 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

百 株式会社民間資金等活用事業推進機構

百一 株式会社海外需要開拓支援機構

百二 地方公共団体情報システム機構

百三 株式会社海外交通·都市開発事業支援機構

百四 広域的運営推進機関

百五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

員 の 下 に の給与に関する法律」 第四十三条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、 _ 般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち」を加え、 を 「ものは、 同法」 に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一項の 同条第二項中 「給与は、 次に次の 般職 「掲げる の職 項

2 国 の職員に係る法第百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に を加

える。

基づく給与のうち政令で定めるものは、 次に掲げる給与とする。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律

(昭和二十四年法律第二百号)

第一条の規定に基づく寒冷地

手当

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 (平成四年法律第七十九号) 第十六条第一 項の

規定に基づく国際平和協力手当

第四十三条の二中 「費用として法第百十三条第三項第一号」を 「法第百十三条第四項第一号」 に、 $\overline{\mathcal{O}}$

うち同項」 を 「として法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第四項」に、

「毎年度」 を 「警察共済組合の毎事業年度」に、 「金額」を「額」に、 「当該組合」 を「警察共済組合」

に、 「標準給与」を「標準報酬等合計額」に、 「算定するものとする」を「得た額とする」に改める。

同 項_ 第四 を 十四条中 「として法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第四 「費用として法第百十三条第三項第二号」を 「法第百十三条第四項第二号」に、 [項] 「のうち 一毎

年度」 を 「警察共済組合の毎事業年度」に、 「金額」 を 「額」に、 「額に当該」 を 「額に、 当該」 に、

当該組合」を 「警察共済組合」に、 「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、 「標準給与」 を 「厚生

「算定するものとする」を「得た額とする」

に改める。

第四 一十四条 の二の前の見出 しを削り、 同条を次のように改める。 年金保険標準報酬等合計額」に、

(国が負担すべき組合の事務に要する費用の額)

第四十四条の二 国の職員に係る法第百十三条第五項に規定する費用として法第百四十二条第二項の規定

により読み替えて適用する法第百十三条第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、 玉

が 国家公務員共済組合法第九十九条第五項の規定により負担する金額の算定方法の例により算定した額

とする。

第四 十四条の三の前に見出しとして「(組合員が国の組合の組合員となつた場合の取扱い)」 を付し、

同条を次のように改める。

第四十四条の三 組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、 組合 (指定都市職員

共済 組合、 市 町 村職 員共済組合及び 都 市 職 員共 済組合にあつては、 市 町 村連合会) は、 総務大臣 が 財 務

大臣 と協議 して定め る期限までに、 厚生年· 金保険給付に関 当該国 \mathcal{O} 組合の 組合員となつたときに給

付事 由が生じたものとしたならばその者に支払うこととなるべき額及び当該国の組合の組合員となつた

ときから移換までの利子に相当する額を基礎として総務大臣が財務大臣と協議して定める方法により算

定し た金額並 び に退職等年金給付に関 Ļ 当 該 国 一の組 合 の組合員となつたときに給付事 由 が生じたも 0

たならばその者の当該 国 0 組 合の組合員となった日に おける給付算定基礎額 (法第七 十七 条第 項

に規定する給付算定基礎額をいう。 第四十五条第三項において同じ。)となるべき額及び当該国 |の組合

 \mathcal{O} 組合員となつたときから移換までの利子に相当する額を基礎として総務大臣が財務大臣と協議 して定

める方法により算定した金額を、 法第百四十三条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した

金額として、国家公務員共済組合連合会に移換するものとする。

第四十四条の三の次に次の一条を加える。

第四十四条の四 組合員又は組合員であつた者が、 国の組合の組合員となり国家公務員共済組合法第百二

間 十六条の三の規定によりその者に係る厚生年金保険法による老齢厚生年金 同 法 第二条 \mathcal{O} 五. 第一 項第三号に規定する第三号厚生年金被保険 人者期! 間 をい (第三号厚生年 V. 平 成二十四 -金被保险 年 除者期 元 化

法 附 則第七 条 第 項の規定により 第三号厚生年 金被保険者 期間とみなされ た期間 を含む。 以下こ \mathcal{O} 項 及

び次条第一 項において同じ。 を計算の基礎とする部分に限る。 以下この項において「第三号老齢厚生

(第三号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする部分に

限る。

以

・金」という。)

又は障害厚生年金

下この項に お いて 「第三号障害厚生年金」 という。 が厚生年金保険法による老齢厚生年 <u>,</u> (第二号厚

生年 -金被保 険者 期 間 (同 法第二 条の 五 第 項第二号に規定する第二号厚生年 金被 保険 者 期 間 を 1 平

成二十四年一元化法附則第七条第一 項の規定により第二号厚生年金被保険者期間 とみなされた期間を含

む。 以下同じ。) を計算の基礎とする部分に限る。)又は障害厚生年金 (第二号厚生年金被保険者期間

を計 算の 基礎とする部分に限る。) とみなされた場合には、 厚生年金保険給付に関す る規定の 適 用 に 0

1 7 は、 当該みなされた第三号老齢 厚生年金又は第三号障害厚生年金は、 第三号老齢厚生年金又は第三

号障害厚生年金に該当しないものとみなす。

組合員又は組合員であつた者が、 国の組合の組合員となり国家公務員共済組合法第百二十六条の三の

2

規定によりその者に係る退職年金又は公務障害年金が同法による退職年金又は公務障害年金とみなされ

た場合には、 退 職等年金給付に関する規定 の適 囲に ついては、 当該みなされた退職年金又は公務障害年

金に該当しないものとみなす。

第四十五条第一項を次のように改める。

金は、

退職年

金又は公務障害年

玉 \mathcal{O} 組 合の組合員又は国の組合の組合員であつた者が組合員となつたときは、 厚生年金保険給付に関

する規定の適用については、 その者の第二号厚生年金被保険者期間 における各月 \mathcal{O} 標準 · 報 酬 月額 |及び| 標

準賞与額をその者の第三号厚生年金被保険者期間における当該各月の標準報酬月額及び標準賞与額とみ

なす。

第四十五条第二項中「国の新法」を「国家公務員共済組合法」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第

一項の次に次の二項を加える。

2 玉 \mathcal{O} 組 合 の組 合員 又は 玉 \mathcal{O} 組 合の組合員であつた者 (国家公務員共済組合法による退 職 等年 金給 付 \mathcal{O}

受給権者を除く。) が組合員となつたときは、 退職等年金給付に関する規定の適用については、 その者

の第二号厚生年金被保険者期間における各月の同法第五十二条に規定する標準報酬の月額及び同法第四

十 一 条第一 項に規定する標準期末手当等の額並 びに同法第七十五条第一項に規定する付与率及び 国 0 基

七十 -七条第 項に 規定する付与率 及び基準利率とみなす。

準

利

率を、

その者の

組合員期間

に

おける当該

各月

 \mathcal{O}

標準

報 酬 \mathcal{O}

月額及び

標準

期末手当等の

額 並

び

しに法言

第

3 国 の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者 (国家公務員共済組合法による退職等年金給付の

が 組合員となつた日における同 法第七十五条第一 項に規定する給付算定基礎額をその者 の同 日における

給付 算定基 礎額とみなす。

受給権者に限る。)

が組合員となつたときは、

退職等年金給付に関する規定の適用については、

その者

第四十六条第一項第四号を次のように改める。

兀 退職時 の標準報酬 \mathcal{O} 月 額

第四 一十六条 の次に次の一 条を加える。

任 意継 続 組 合員 \mathcal{O} 標準 報 酬 0) 月額及び 標準! . 報 舾

第四十六条の二 任意継続組合員 の標準報酬 。 の 月 額は、 次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない 、額とし

 \mathcal{O}

日

額

その額の二十二分の一に相当する金額 (当該金額に五円未満の端数があるときは、 これを切り捨て、

五円以上十 ·円未満 の端数があるときは、 これを十円に切り上げるものとする。) をもつてその者の標準

報酬の日額とする。

任意継 続組 合員 0) 退職 時 の標準に 報 酬 0 月額 (組合員期 間、 退 職 時 の年齢、 その 他これ らに 準ずる

項につき総務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、 当該標準報酬 0 月額からその額

に 総務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除 した額を法

第四十三条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定によ る標準報酬 の基礎となる報酬月額とみなして同 項の規定により 定めた標

準報酬の月額)

毎年一 月 一 日 (一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、 前年の一月一日) に おける任意継

続 組合員の属する組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員 (任意継続組合員を除く。 0)

標準 報 酬 0) 月 額 の合計 [額を当る 該組合員 の総数で除 して得た額を法第四十三条第一 項の規定による標準

報 幗 \mathcal{O} 基 礎 とな る報酬 月 額とみなして同項の規定により定めた標準報酬 0 月額

第四十七条を次のように改める。

(任意継続組合員に係る費用の負担の特例)

第四十七条 任意継続組合員の存する組合に係る法第百十三条第一項及び第二項の規定の適用については

、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と

する。

という。)を含む。)		
続掛金(次号及び次項において「任意継続掛金」		
掛金(第百四十四条の二第二項に規定する任意継	掛金	第一項第一号
む。)	職員	
、当該組合を組織する職員(任意継続組合員を含	、当該組合を組織する	
う。)を含む。)		
この項及び次項において「任意継続組合員」とい		
四条の二第二項に規定する任意継続組合員(以下	を組織する職員	
各組合ごとに当該組合を組織する職員(第百四十	各組合ごとに当該組合	第一項

及び第四号	第二項第一号、第二号 負担	第二項 組合	第一項第二号 掛金
	負担金百分の五十	合員の掛金	
あつては、任意継続掛金百分の百)	負担金百分の五十(任意継続組合員に係るものに	組合員の掛金(任意継続掛金を含む。)	掛金(任意継続掛金を含む。)

第四十八条第三項を次のように改める。

3 任意継続掛金は、 任意継続組合員の標準報酬の月額を標準として算定するものとし、 その標準報酬の

月額と任意継続掛金との割合は、組合の定款で定める。

第四十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第五十条を次のように改める。

第五十条 任意継続組合員に係る法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、 第六十三条

第二項、 第六十五条第一項及び第六十六条の規定の適用については、 次の表の上欄に掲げる法の規定中

同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十四条の二	
退職後に生じた場合に	
第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組	

合

7		
が任意継続組合員の資格を喪失した日から起算し	が退職後	第六十六条
における死亡を含む。)をした	した	
公務によらない死亡(任意継続組合員となつた後	公務によらないで死亡	第六十五条第一項
、任意継続組合員の資格喪失後	、退職後	
て		
が任意継続組合員の資格を喪失した日から起算し	が退職後	第六十三条第二項
任意継続組合員の資格を喪失した	退職した	第六十一条第一項
び負傷を含む。以下この款において同じ。)		
負傷(任意継続組合員となつた後における病気及	負傷	第五十六条第一項
には、任意継続組合員の資格を喪失した日の前日		
員」という。) の資格を喪失した後に生じた場合		
員(以下第六十六条までにおいて「任意継続組合	は、退職の日	

退職後

任意継続組合員の資格喪失後

第五 十一条中 「又は」を「及び」に、 「掛金」 とあり」 を 「掛金等」 とあるの は 「任意継続掛金 (第百

四十四条の二第二項に規定する任意継続掛金 をい . う。 第百四十四 条の二十三第二項及び第百 匹 十四 一条の二

十六第二項に おいて同じ。)」と」に改め、 \neg 第百四十四条の二十六第二項において同じ」 を削り り、

掛金」 とあるのは、 「第百四十四条の二第二項に規定する」を「掛金等」とあるのは 「」に改める。

第五十三条を次のように改める。

(団体組合員に係る長期給付等の取扱い)

第五十三条 地方職 員 【共済組 合の業務上の余裕金で団体組合員 (法第百四十四条の三第三項に規定する団

体組合員をいう。 以下この条及び第六十五条において同じ。) に係るものの管理及び運用又は団体組合

員に係る長期給付についての第一条、第十六条第一項、第十六条の二第一項並びに第二十七条第一 項及

び第四項の規定の適用については、 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ

同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条

第二条第一項各号

第二条第一項各号(法第百四十四条

	た 	
	戒処分」という。) によつて退職し	
	懲戒処分(以下この条において「懲	
	用される場合を含む。)に規定する	
由に相当する事由により解雇された	条第二項の規定により読み替えて適	号
地方公務員の場合における懲戒の事	法第百十一条第一項(法第百四十二	第二十七条第一項第二
		十号
団体	地方公共団体の一時借入れ	第十六条の二第一項第
十号において同じ。)		
規定する団体をいう。次条第一項第		
団体(法第百四十四条の三第一項に	地方公共団体の一時借入れ	第十六条第一項第二号
適用される場合を含む。)		
の三第二項の規定により読み替えて		

は解雇され		
の停職に相当する処分を受け若しく		
由に相当する事由により地方公務員		
地方公務員の場合における懲戒の事	懲戒処分	第二十七条第四項
条第一項	される場合を含む。)	
り読み替えて適用される法第百十一	第二項の規定により読み替えて適用	号
第百四十四条の三第二項の規定によ	第百十一条第一項(法第百四十二条	第二十七条第一項第四
		号
に相当する	又はこれに相当する	第二十七条第一項第三
由に相当する事由により解雇された		
地方公務員の場合における懲戒の事	懲戒処分によつて退職した	

係る部分に限る。)及び第五項」に、「負担すべき金額」を「負担すべきこととなる額」に、「金額を」 第六十五条第一項中「費用として法第百十三条第二項又は第三項」を「法第百十三条第四項(第二号に

る団 を 体の項中 それぞれ」に改め、 「市長若しくは市」 「、それぞれ」を削り、 を 「市長 (特別区の区長を含む。) 同項の表法第百四十四条の三第一項第一号に掲げ 若しくは市 (特別区を含む。) に

改め、

同

条第

二項を次のように改

いめる。

2 報酬 る額 険標準報酬等合計 0 体が地方職員共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、 規定により地方職員共済組 に係る部分に限る。)の規定により負担すべきこととなる額にあつては、 前 にあっては、 等合計 に相当する額に、 項の 規 定に 額の総額の割合を乗じて得た額とし、 より 類の総額に対する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年 同項に規定する費用 同 当該 項 \mathcal{O} 事業年 表の上 合が 負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 欄 ・度における地 に掲げる団体の職員に係る額として同 の額 (団) 方職員 「体組合員に係るものに限る。) に、 法第百十三条第五項の規定により負担すべきこととな (共済組· 合の 第三号厚生年 国民年金法第九十四 法第百十三条第四項 表の下欄に掲げる地方公共団 -金被保? 当該事 険者 業年度 \mathcal{O} 厚 金保険 \mathcal{O} |条の四 額 生 (第二号 の二分 年 初 標 金保 進 \mathcal{O}

該

団

体の職員である団体組合員の数の割合を乗じて得た額とする。

に

お

ける団体

組

合員

(地方職員

共済組合に使用され

る者である団体組合員を除く。

の総数に対する当

 \mathcal{O}

日

第六十五条第三項中「負担すべき金額」を「負担すべきこととなる額」に改め、 同条第四項中「により

」の下に「それぞれの」を加え、「金額」を「額」に改める。

第十章の章名を削る。

第六十五条の次に次の章名を付する。

第十章 雑則

第六十六条を次のように改める。

(資料の提供)

第六十六条 法第百四十四条の二十五の二に規定する政令で定める給付は、 次に掲げる給付とする。

平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第四十

一条第一項の規定による年金である給付

二 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付

三 厚生年金保険法等の一 部を改正する法律 (平成八年法律第八十二号) 附則第十六条第三項の規定に

より厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

兀 平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するもの

とされた年金である給付

第六十六条の二を削る。

第六十七条第五項第七号中 「第十六条第六項」を 「第十六条第四項」に改める。

第六十八条第三号及び第四号を次のように改める。

三

組合員の報酬及び期末手当等並びに厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬及び同項第

四号に規定する賞与に関する事項を組合に報告すること。

兀 組合員 の標準報酬等合計額の 総額及び厚生年金保険標準報酬等合計額の総額並びに掛金等に関する

事項を組合に報告すること。

第六十八条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号

を削り、 同条第十号中 「退職共済年金又は障害共済年金」を 「退職年金又は公務障害年金」 に改め、 同号

を同条第八号とし、同条に次の一項を加える。

2 国の職員について前項の規定を適用する場合においては、 同項中「地方公共団体」とあるのは、 国

」とする。

附則第三条中 「指定都市職員共済組合、 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「構成組合」に

改め、 「当分の間」 の下に 構成組合が」 を加え、 「これらの組合が」 を 「災害給付積立 金に充てるた

め、」に改める。

附則第四条から第十条までを次のように改める。

第四条から第十条まで 削除

附則第三十条の二中 「同項第一号」を「第一号」に、 「その給料に係る所要掛 金の率 (第二十八条第五

項及び第六項」 を 「その所要掛 金の率 (第二十八条の二第一 項及び第二項」 に、 「給料と」 を 「標準」 報 膕

O月額及び標準期末手当等の額と」に改め、 (指定都市職員共済組合、 市町村 職員共済組合及び都市 職

員共済組合をいう。 以下この条から附則第三十条の二の五までにおいて同じ。)」及び「給料に係る所要

掛 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 率の平均値以上であり、 かつ、 その期末手当等に係る所要掛金の率 (第二十八条第五項及び第六項

 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 例に より算定 した短期給 付及び介護納付 金 並の納付 に係 る期末手当等と掛金との 割合 をいう。 以 下

この条及び次条において同じ。)が全ての構成組合に係る期末手当等に係る」を削り、 「次に掲げる金額

当該. 定め \mathcal{O} の合算額」を 率 6 事 Ò 平 れ 業年度における所要掛金の率 た率 均 値 を超えるときは、 を勘案して市 「当該調整組合の当該事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額に当該調整組合の 町村連合会が総務大臣 その 率) (当該所要掛 から当該 . の 事 金の率が法附則第十四条の三第一 承認を受けて定める率をいう。) 業年度の 調整基準率 (全ての 構 成 項第二号の基準とし 組合に を控除して得た率を 係 る所要掛 金 7

乗じて得た金額」に改め、

同条各号を削る。

度に、 条の三 の 率 \mathcal{O} 定 総額に当該特別 め 附 5 が おける組合員 則第三十条の二の二中 第一 れ た期 に改め、 項第二号の基準として定められた率を控除 末手当等に係る」 調整組合の当該事業年度における所要掛金の率から当該事業年度における法附則第十四 「給料に係る率を超え、 (継続長期組合員、 「同項第二号」 を削 り、 任意継続組合員及び特例退職組合員を除く。 「次に掲げる金額 を か つ、 「第二号」に、 その期末手当等に係る所要掛 して得た率を乗じて得た金額」 \bigcirc 合算 「給料に係る所要掛金の率が」 額 を 「当該 特 金の率が同 別 調 に改め、 の標準報酬等合計 整 組 号 合 を の当 の基準とし 同 「所要掛金 条各号を 該 事 業 額 年

附則第三十条の二の五第一項中 (法第百十三条第五項に規定する職員団体をいう。 を削り、

削

る。

手当等 第四 同 特例退職組合員及び特例継続組合員」を「及び特例退職組合員」に、 の総額との合計額」 省令で定め 条第五項から第七項まで(これらの規定が」を 項 \mathcal{O} (法第百十四条第三項及び第四項の規定によりその月の掛金の標準となつた期末手当等をいう。) 規定 る 数値 によりその (特別職 を 「標準報酬等合計額の総額」に、 月 の掛 \mathcal{O} 職員等である組合員については、 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 標準とな つた給料をいう。 「同条第六項 「金額を、 $\overline{}$ こ に、 **(**) を乗じて得た額 額に第二十三条第一項に 「第一号の二」を「第二号」に、 を 「金額を」に改め、 「給料 (法第百十四条第三項及び の総額とその 同条第二項各 規定する総務 月 0 期末

額 する費用 法附 を勘案して市町村連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額 則 第十四 それぞれの月以前三月の組合員の標準報酬等合計額の総額にこれらの事業に要する費用 条の三第 項第一号に掲げる事業及び前条の規定により市 の拠 町村連合会が行う事 出金 業 に 0 要

号を次のように改める。

に 続 長期 法附 要する費用の額を勘案して総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の 組 則第十四条の三第一項第二号に掲げる事業に要する費用 合員、 任意継 続 組 合員及び特例退 職 組合員を除く。) 0) 標準 それぞれの 報 酬 等 合計 月以前三月の組合員 額 \mathcal{O} 拠出金 総 額に当該事業 (継

三 法附則第十四条の三第一項第三号に掲げる事業に要する費用 それぞれの月以前三月の組合員の標

準 報酬等合計 額 の総額に当該事業に要する費用の額を勘案して市町村連合会が定める率を乗じて得た

金額に相当する金額の拠出金

附則第三十条の二の六の次に次の一条を加える。

(特例退職組合員の標準報酬の日額)

第三十条の二の六の二 特例退職組合員 の標準報酬の日額は、 その者の標準報酬の月額の二十二分の一に

相当する金額 (当該金額に五円 未満の端数があるときは、これを切り捨て、 五円以上十円未満の端数が

あるときは、これを十円に切り上げるものとする。)とする。

附則第三十条の二の七を次のように改める。

(特例退職組合員に係る費用の負担の特例)

第三十条の二の七 特定共済組合に係る法第百十三条第一項及び第二項の規定の適用については、 次の表

の 上 欄に掲げる同 . 条 の)規定. 中 同 表 \mathcal{O} 中 欗 に掲げる字句は、 それぞれ同 表 の下欄に掲げる字 句とする。

第一項

各組合ごとに当該組合

各組合ごとに当該組合を組織する職員(附則第十

附則第三十条の二の十一を次のように改める。

	を組織する職員	八条第三項に規定する特例退職組合員(以下この
		項及び次項において「特例退職組合員」という。
)を含む。)
	、当該組合を組織する	、当該組合を組織する職員(特例退職組合員を含
	職員	t°)
第一項第一号	掛金	掛金(附則第十八条第五項に規定する特例退職掛
		金(次号及び次項において「特例退職掛金」とい
		う。)を含む。)
第一項第二号	掛金	掛金(特例退職掛金を含む。)
第二項	組合員の掛金	組合員の掛金(特例退職掛金を含む。)
第二項第一号及び第二	負担金百分の五十	負担金百分の五十(特例退職組合員に係るものに
号		あつては、特例退職掛金百分の百)

第三十条の二の十一 特例退職組合員に係る法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、

上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十三条第二項、第六十五条第一項、第六十六条及び第六十九条の規定の適用については、

次の表の

7		
が特例退職組合員の資格を喪失した日から起算し	が退職後	第六十三条第二項
特例退職組合員の資格を喪失した	退職した	第六十一条第一項
び負傷を含む。以下この款において同じ。)		
負傷(特例退職組合員となつた後における病気及	負傷	第五十六条第一項
日		
合には、特例退職組合員の資格を喪失した日の前		
合員」という。)の資格を喪失した後に生じた場		
以下第六十九条第二項までにおいて「特例退職組	は、退職の日	
附則第十八条第三項に規定する特例退職組合員(退職後に生じた場合に	第五十四条の二

	、退職後	、特例退職組合員の資格喪失後
第六十五条第一項	公務によらないで死亡	公務によらない死亡(特例退職組合員となつた後
	した	における死亡を含む。)をした
第六十六条	が退職後	が特例退職組合員の資格を喪失した日から起算し
		7
	、退職後	、特例退職組合員の資格喪失後
第六十九条第一項	勤務	労務
第六十九条第二項	退職した	特例退職組合員の資格を喪失した

職掛金 四条の二十六第二項において同じ。)」と」に改め、 附則第三十条の二の十三中「又は」を「及び」に、 (附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金をいう。 「掛金」 第百四十四条の二十六第二項において同じ」を 第百四十四条の二十三第二項及び第百四十 とあり」を「掛金等」とあるのは 「特例退

附則第三十条の二の十四中「附則第三十条の二の七」を「附則第三十条の二の六の二」 に改める。 削り、

「掛金」とあるのは、

「附則第十八条第五

項に規定する」を

「掛金等」とあるのは

に改める。

附則第三十条の二の十五から第三十条の二の二十二までを削る。

附則第三十条の三の前の見出しを削り、同条及び附則第三十条の四を次のように改める。

(支給の繰上げの請求があつた場合における法第八十九条等の規定の適用

第三十条の三 法附則第十九条第一 項の請求があつた場合における法第八十九条第二項から第四項まで、

第九十条第二項から第四項まで、第九十一条第一項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用に

ついては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる

字句とする。

		第四項並びに第九十条
繰上げ請求日	給付事由が生じた日	第八十九条第三項及び
繰上げ請求日が	給付事由が生じた日が	
から		
(以下「繰上げ請求日」という。)		
附則第十九条第一項の請求をした日	給付事由が生じた日から	第八十九条第二項

第二項から第四項まで		
第九十一条第一項	受給権者は、給付事由が生じた日か	請求をする者は、附則第十九条第一
	ら六月以内	項の請求と同時
第九十一条第三項及び	給付事由が生じた日	繰上げ請求日
第九十三条第一項第二		
- 号		

公務障害年金又は公務遺族年金の額の基礎となる終身年金現価率の年齢の特例)

第三十条の 匹 法第九十八条第一 項又は第百 四条第 項に規定する組合員又は組合員であつた者が厚生

金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当する場合における法附則第二十条の 対規定の

適用については、同条中「五十九歳」とあるのは、 「五十九歳 (その者が厚生年金保険法附則第八条の

二第一項の表の上欄に掲げる者に該当するときは、 同表の下欄に掲げる年齢から一年を控除した年齢

」とする。

附則第三十条の四の二から第三十条の十四までを削る。

附則第三十五条の二第二項中「第二十八条、第四十八条及び附則第三十条の二の八」を「第二十八条の

二第二項、 第四十八条第四項及び附則第三十条の二の八第四項」に、 「第二十八条第五項」を「第二十八

条の二第二項」に、 「第四十八条第五項」 を 「第四十八条第四項」 に改める。

附則第三十七条の二中 「第百十三条第三項第一号」 を「第百十三条第四項第一号」に改める。

附則第三十七条の三を削る。

附則第三十八条を次のように改める。

(支出費按分率が適用される間の財政調整拠出金の額の特例)

の規定が適用され

る間における第三十条の三の規定の

適用

に

第三十八条

厚生年

金保険法附則第二十三条

ついては、 同条中 「掲げる標準報酬按分率を乗じて」とあるのは、 「掲げる標準報酬按分率に百分の 五.

十を乗じて得た率を乗じて得た額に、 当該拠出金算定対象額に地方公務員共済組合連合会に係る同法附

則第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八十四条の六第一項に規定する支出費按分

率を乗じて得た額を加えて」とする。

附則第五十二条の三及び第五十二条の四を次のように改める。

第五十二条の三及び第五十二条の四 削除

附則第五十二条の六及び第五十二条の七中 「同条第五項」を「第二十八条の二第一項」に改める。

附則第五十三条の十二の三を削る。

附則第五十三条の十六から第五十三条の十九の十一までを削る。

附則第五十四条から第六十三条までを次のように改める。

第五十四条から第六十三条まで 削除

附則第六十四条の前に見出しとして **国** の長期組合員であつた者の取扱い)」 を付する。

附則第七十二条の三第二項を削る。

附則第七十二条の三の二を削る。

附則第七十二条の五第三項及び第四項を削り、 同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、 同項を同

条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

附則第七十二条の六を次のように改める。

第七十二条の六 削除

附則第七十二条の七中「第七十二条の二」を「附則第七十二条の二」に、 「前条」を「第七十二条の五

」に改める。

附則第七十二条の八の二を削る。

附則第七十三条第 項 中 「毎年度」 を 「警察共済組合の毎事業年度」に改め、 「の当該年度」 を削り り、

同条第二項中「地方公共団体」を「それぞれの地方公共団体」に、 「毎年度」を「組合の毎事業年度」に

改める。

附則第七十四条第一項中 「毎年度」 を 「組合の 毎事業年度」 に改め、 「組合(」 の下に 「指定都市職員

共済組合、 を加え、 同条第二項中 「毎年度」 を 「当該組合の毎事業年度」 に改め、 当該機構等を監

督する大臣を経由して」を削る。

附則第七十四条の三を削る。

附則第七十四条の二中 「各事業年度」 を 「毎事業年度」 に改め、 同条を附則第七十五条とする。

別表第一及び別表第二を削る。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一

年政令第五十八号)の一部を次のように改正する。

第七 十九 条 の見 出 L を削 り、 同 条 \mathcal{O} 前に見出しとして _ (共済法による長期給付に要する費用 のうち昭

和三十 -六年四 月 一 日 前 \mathcal{O} 期間 に係る部分等) を付し、 同 条第一 項 中 「掲げ る給付」 の 下 に (組 合 (指

定 都 市職員共済組合、 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合にあつては、 市町 '村連合会 (共済法第二

+

条第一項に規定する市

町村連合会をいう。

第八十一条第五項において同じ。)。

次条におい

て同い

が支給する も の に限 る。 以下この条にお いて同じ。 を加え、 同 条第三項各号を次のように改める。

厚生年 金保 険法第四十二条の 規定による老齢厚生年金 (第三号に掲げるもの を除く。 当該 老 齢

厚生年金 (第三号厚生年金被保険者 (同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保 険

者をいう。 以下同じ。) である間に支給されるものを除く。) の額 の算定の基礎となつてい る第三号

厚 生年 ·金被保· 険者 期間 (同項第三号に規定する第三号厚生年金被保 険者 期間をいう。 以下同じ。 を

基 一礎とし て同 法 附 則第 九条の二第二項 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 例により算定 L た額 (当該老 齢厚 生 年 金 0) 受給 権者 \mathcal{O}

配 偶者であつて、 六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、

当該加給年金額に相当する額を控除して得た額)に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額 者である間に支給されるものを除く。) 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金 の額 (当該老齢厚生年金 当該老齢厚生年金 の受給権者 \mathcal{O} (第三号厚生年金被保険 配 偶者 であつて、 六 十

する額を控除して得た額)に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

五.

歳以上である者を計算

の基礎とする加給年

・金額が加算されている場合には、

当 該.

加給年金額に相

 \equiv 算され 齢 する老齢厚生年金にあつては、 三号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。)の額(六十五歳に達したとき以後に支給 の受給権 律第六十三号) 厚生年 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 てい 金の受給権者 者が六十五歳に達したとき以後に支給する老齢 る場合には、 附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金 の配偶者であつて、 当該加給年金額に相当する額を控除して得た額) 同条第四項の規定の例により算定するものとした場合の額) 六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年 厚生年金を含む。) に公的負担対象期間 当該 (当該老齢 老 (平成二十四年法 齢 厚生 :厚生年金 年 金 (当該 率を乗 一額が 金 (第 加 老

じて得た額に相当する額

匹 厚生年金保険法による障害厚生年金 当該障害厚生年金の額 (当該障害厚生年金の受給権者の配偶

者であつて、 六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年 一金額が一 加算されてい る場合には、 当 該

加 給年 金 額に 相当する額を控除 して得た額) に公的 負担 . | 対象 期 、間率を乗じて得た額 に 相 当す る

当する額

五.

厚生年

金保険法による障害手当金

当該障·

害手当金

 \mathcal{O}

額に公的負担対

象期間率を乗じて得た額

にこ

相

六 厚生年金保険法による遺族厚生年金 当該遺族厚生年金の額 (当該遺族厚生年金が 国民年金等経過

措 置政令第五十八条第三項第十二号に規定する遺族厚生年金であつて、 同号に規定する配偶者 に支給

され るも のである場合に は、 国民年金等経過措置 政 ^以令第五· 十六条第三項第四 号二に規定する老齢 基 礎

年 金の 加算額に相当する額を控除して得た額) に公的負担対象期間率を乗じて得た額 に相当する額

第七 十九条第四項中 組 合員期間 の月数から追加費用対象期間の月数を控除して得た」 を 「第三号厚生

年金被保険者期間の」に改める。

第七十九条の次に次の一条を加える。

第七十九条の二 組合が支給する厚生年金保険法による保険給付のうち二以上の種別の被保険者であつた

に

関

する規定の

適用を受ける者であ

つた期間

に

限る。

に係る長期給付

(共済法第七十

五

条第

項

各号

険者 る部分に相当する額を計算する場合には、 に掲げる保険給付を含む。 期間 (厚生 年金保険法第二条の 以下この条において同じ。) に要する費用に相当するものとして政令で定め 五第 項第一 当該長期給付の額 号に規定する第一 \mathcal{O} 計算の基礎となつた第一号厚生年金被保 号厚生年 金被保険者 期間 をい · う。

及び 被保険者期間をいう。 第四号厚生 年 金被保証 を、 険者期 当該 間 長期給付 (厚生年· ?の額の 金保 険法第二条 計算の基礎となつた第三号厚生年金被保険者 Ö) 五第 項第四1 号に規定す る第 匝 号厚生年 期間 とみ 金

なして、 昭 和六十年改正法附則第三十三条第一項 (第一号に係る部分に限る。) 及び前条第一項か ら第

四項までの規定を適用する。

生年金被保険者」 第八十一 条 第 に、 項中 「標準な 「新共済法」 -給 与 」 を を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に、 「共済法」に、 「すべて」を「全て」に、 「新施行令第二十九条第 「組合員」 を 「第三号厚

三項中 険者」 項」 組合員」 連合会をいう。 厚生年金保険 同 「全て」に、 条第四 を に、 「施行令第二十九条の二第一項第一号」に改め、 「新共済法」]項中 を 「第三号厚生年金被保険者」 「すべて」を「全て」 標準 「すべて」を「全て」に、 組 _ 合員」 如 を を削り、 酬等合計 「共済法」 を 「第三号厚生年金被保険者」 額」に改め、 「連合会役職員 に、 に、 「標準給与」を 「この条」 に、 「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、 同条第五項中 「標準 (新共済法」 を -給与」 この 「厚生年金保険標準報酬等合計額」 に、 同条第二項中「組合員」を「第三号厚生年金被保 を を 項及び次項」に、 (新共済法第二十七条第 「連合会役職員 「厚生年金保険 「標準給与」 を 標準 「厚生年 (共済法」に、 「すべて」を「全て」 報 膕 一項に規定する市 金保険 等合計 「標準給与」を「 に改め、 標準 額 「すべて」 に 報酬 改 同 等合 め、 条第 町 を 村

険標準 すべて」を「全て」に、 第八十二条第一項中 報酬 等合計 額 に改め、 「新施行令」を「施行令」に改め、 $\overline{\mathcal{O}}$ 組合員」 同 条第三項中 を $\overline{\mathcal{O}}$ 第三号厚生年金被保険者」 新 施行 令 を 同条第二項中 「施行令」 に改 に、 「新施行令」を いめる。 「標準給与」 「施行令」に、 を 「厚生年金保

計額」

に改める。

(社会保障協 定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令の一部改正)

第三条 社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令(平成二十年政令第三十

八号)の一部を次のように改正する。

目次及び第一章の章名を削る。

第 条 中 及び 地方公務員等 共済組合法の長期給付等に関する施行法 (昭和三十七年法律第百五十三

号」を「。以下「地共済法」という。」に改める。

第二条及び第二章の章名を削る。

第三条に見出しとして _ (地方公務員等共済組 合法の適用範囲に関する特例)」 を付し、 同条第一項中

「法第五十八条第一 項」を 「社会保障協定 の実施に伴う厚生 年 -金保険: 法等の特例等 に関する法律 以 下

法」という。) 第四十九条」に、 「合衆国協定」を「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間 \mathcal{O}

協定」に改め、 同条第二項中「第五十八条第一項」を「第四十九条」 に改め、 以下同じ」 を削 り、

すべて」を「全て」に、 「合衆国実施機関」 を「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との 間 の協 定

第 条 1ffに規定するアメリ 力 合衆国 \mathcal{O} 実施機関」 に改め、 同 条第四 頃中 「第五十八条第 項 又 は 第二項

を 第四十九条」に改め、 (地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける者にあっては、 地共済

法 :の長期給付に関する規定に限る。以下この項において同じ。) 」 を削り、 同条を第二条とする。

第三章及び第四章並びに第五章の章名を削る。

第三十九条中 「第七十三条第一 項」 を 「第五· 十一条第一項」に、 「次に」 を 「社会保障協定の 実施 に伴

う厚生年金保険法等の 特例等に関する政令 (平成十九年政令第三百四十七号) 第九十四条各号に」 に改め

、同条各号を削り、同条を第三条とする。

第四十条中 「第七十三条第一項」を「第五十一条第一項」に、 「次に」を「社会保障協定の実施に伴う

厚生年金保険法等の特例等に関する政令第九十五条各号に」 に改め、 同条各号を削り、 同条を第四条とす

る。

第六章を削る。

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正

第四 _ 条 社会保障協定の実施 に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令 (平成

二十五年政令第三百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

(国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正)

第五条 国有資産等所在市町村交付金法施行令 (昭和三十一年政令第百七号)の一 部を次のように改正する。

第一 条の四第三号中 「第百四十二条第五項」 を 「第百四十二条第四項」に、 「第三条第一 項の」を 「 第

三条第一項第三号に規定する」に改める。

(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正)

第六条 非常勤 消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 (昭和三十一年政令第三百三十五号) の 一

部

を次のように改正する。

附則第三条第一項中 「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、 「掲げる年金たる給付」を「掲

げる当該法律による年金たる給付」に改め、 同項の表を次のように改める。

	金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十	の二に規定す
	厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年	金(第十一条
害○・七三	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害	一傷病補償年

年金にあつては、		害に係るもの
害に係る傷病補償		る公務上の災
等級に該当する障		の二に規定す
又は第二級の傷病		金(第十一条
〇・八二 (第一級	障害厚生年金等及び障害基礎年金	二の傷病補償年
	障害基礎年金」という。)	
	金を除く。以下この表、次項の表及び第五項の表において「	
	る障害基礎年金(同法第三十条の四の規定による障害基礎年	
	。)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)によ	
	の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という	
	済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項	を 除く。)
	化法」という。)附則第四十一条第一項の規定による障害共	害に係るもの
	三号。以下この表及び次項の表において「平成二十四年一元	る公務上の災

	に限る。)
	害に係るもの
	る公務上の災
	の二に規定す
	金(第十一条
障害厚生年金等及び障害基礎年金	四障害補償年
	 を除く。)
	害に係るもの
	る公務上の災
	の二に規定す
	金(第十一条
障害厚生年金等及び障害基礎年金	三 障害補償年
	に限る。)

		る公務上の災
		の二に規定す
		金(第十一条
〇・八七	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	六 遺族補償年
	表において「遺族基礎年金」という。)	
	項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の	
	。以下「国民年金等改正法」という。)附則第二十八条第一	
	年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号	を除く。)
	金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民	害に係るもの
	族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年	る公務上の災
	平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺	の二に規定す
	法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは	金(第十一条
$\bigcirc \succ \cdot \bigcirc$	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化	五遺族補償年

に限る。) 害に係るもの

附則第三条第二項中 当該損害補償」を「、 当該年金たる損害補償」 に、 「から当該損害補償」 を「

か		害補償」に改め、同項の表を次のように改める。	
	一傷病補償年	一障害厚生年金等	〇・八六
	金(第十一条	二 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害につい	・八八
	の二に規定す	て平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する	
	る公務上の災	給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第六	
	害に係るもの	十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二	
	を除く。)	十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害	
		共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済	
		組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法	
		等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第	

の傷病等級に該当	て平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済	
○・九二(第一級	二 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害につい	
・九〇)		に 限 る。)
年金にあつては、		害に係るもの
害に係る傷病補償		る公務上の災
等級に該当する障		の二に規定す
又は第二級の傷病		金(第十一条
○・九一(第一級	一障害厚生年金等	二傷病補償年
	給される場合を除く。)	
	法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支	
	以下この表及び第五項の表において「平成二十四年一元化	
	おいて「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(
	二条第一項第二号に規定する旧農林共済法(以下この表に	

害に係る障害補償		る公務上の災
等級に該当する障		の二に規定す
又は第二級の障害		金(第十一条
○・八九(第一級	一障害厚生年金等	四障害補償年
		を除く。)
		害に係るもの
	年金が支給される場合を除く。)	る公務上の災
	て平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済	の二に規定す
〇・八八	二 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害につい	金(第十一条
〇・八三	一一障害厚生年金等	三障害補償年
ては、○・九一)		
病補償年金にあつ		
する障害に係る傷	年金が支給される場合を除く。)	

	十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族	を除く。)
	十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二	害に係るもの
	給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六	る公務上の災
	て平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する	の二に規定す
○・八八	二 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡につい	金(第十一条
・八四	一遺族厚生年金等	五遺族補償年
ては、〇・九一)		
害補償年金にあつ		
する障害に係る障	年金が支給される場合を除く。)	
の障害等級に該当	て平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済	
○・九二(第一級	二 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害につい	
〇・八八)		に限る。)
年金にあつては、		害に係るもの

		に限る。)
	婦年金	害に係るもの
	年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡	る公務上の災
	て平成二十四年一元化法改正前国共済法等による遺族共済	の二に規定す
・九二	二 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡につい	金(第十一条
○・八九	一遺族厚生年金等	六 遺族補償年
	又は国民年金法による寡婦年金	
	る遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	
	表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法等によ	
	共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この	

金たる給付」に改め、 る」を「法律による年金たる給付の数が二である」に、 附則第三条第三項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、 同項の表を次のように改める。 「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年 「年金たる給付の二が支給され

- 病補償年金にあつ		る公務上の災
する障害に係る傷		の二に規定す
の傷病等級に該当		金(第十一条
〇・八三 (第一級	一 旧船員保険法による障害年金	二傷病補償年
	いて「旧国民年金法による障害年金」という。)	
	たる給付のうち障害年金(以下この表及び第六項の表にお	
○・八九	三 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金	
	において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	を除く。)
	たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第六項の表	害に係るもの
○・七五	二 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金	る公務上の災
	において「旧船員保険法による障害年金」という。)	の二に規定す
	たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第六項の表	金(第十一条
〇・七五	一 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金	一傷病補償年

障害補償年											に限る。)	害に係るもの
<u> </u>						11						
旧船員保険法による障害年金						旧国民年金法による障害年金					旧厚生年金保険法による障害年金	
・七四	〇・九二)	年金にあつては、	害に係る傷病補償	等級に該当する障	又は第二級の傷病	○・九三(第一級	ては、〇・八二)	病補償年金にあつ	する障害に係る傷	の傷病等級に該当	○・八三(第一級	ては、〇・八二)

		に限る。)	害に係るもの	る公務上の災	の二に規定す	金(第十一条	四 障害補償年 一 旧船員保険法による障害年金	を除く。)	害に係るもの	る公務上の災	の二に規定す 三 旧国民年金法による障害年金	金(第十一条 二 旧厚生年金保険法による障害年金
る障害補償年金に	該当する障害に係	一二級の障害等級に	ては○・八一、第	害補償年金にあつ	する障害に係る障	の障害等級に該当	○・八三 (第一級				・八九	〇・七四

○・九三 (第一級	三 旧国民年金法による障害年金
)	
あつては〇・八二	
る障害補償年金に	
該当する障害に係	
二級の障害等級に	
ては○・八一、第	
害補償年金にあつ	
する障害に係る障	
の障害等級に該当	
〇・八三 (第一級	二 旧厚生年金保険法による障害年金
)	
あつては○・八二	

〇・八七	国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金	一
	年金	
	たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦	を除く。)
・九〇	三 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金	害に係るもの
	たる保険給付のうち遺族年金	る公務上の災
○・八○	二 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金	の二に規定す
	たる保険給付のうち遺族年金	金(第十一条
○・八○	一国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金	五 遺族補償年
〇・九二)		
年金にあつては、		
害に係る障害補償		
等級に該当する障		
又は第二級の障害		

金(第十一条	たる保険給付のうち遺族年金	
の二に規定す	二 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金 ○・八七	〇・八七
る公務上の災	たる保険給付のうち遺族年金	
害に係るもの	三 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金	〇・九三
に限る。)	たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦	
	年金	

附則第三条第四項中 「当該損害補償」 を 「当該年金たる損害補償」 に改め、 当該各号に掲げる」の下

に「法律による」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、 同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる

給付の支給を受ける場合には、当分の間、 第五条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額

に、 同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た

額

(その額が当該休業補償の額か

ら同

の事

由について支給される当該法律による年金たる給付

の額

当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額) を三百六十五で除して得た

額を控除した残額を下回る場合には、 当該残額)を支給するものとする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支	〇・八六
給される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は	○・八八
平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合	
を除く。)	

附則第三条第六項中「この政令の規定にかかわらず、この政令」を「第五条の規定にかかわらず、 同条

に改め、 「同表の上欄に掲げる」の下に「当該」を加え、 「がこの政令の規定による」を「が当該」に

「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、 同項の表中「の規定」を削る。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正)

第七条 公立学校の学校医、 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令 (昭和三十二年

政令第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「二が支給される」を「数が二である」に改め、同項の表を次のように改める。

第一項に担	よる障害其	国民年金洪	う。)	障害共済年金	は平成二十	。)附則箆			厚生年金▽	傷病補償年金 厚生年金保険法
項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一	障害基礎年金及び平成二十四年一元化法附則第三十七条	年金法による障害基礎年金(同法第三十条の四の規定		(以下この条において「障害厚生年金等」	成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定によ	則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若り	以下この表において「平成二十四年一元化法」という	保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六	生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年	
	· 	に 〇・八八		とい	\$ <u></u>	しく	, <u>5</u>	+		

	年金保険法(以下この条において「旧厚生年金保険法」とい
〇・七五	昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生
	旧船員保険法」という。)による障害年金
	保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下この条において「
〇・七五	昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員
	下この条において同じ。)
	事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以
	において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金の
	組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附
	職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済
	のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体
	年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付

				遺族補償年金					障害補償年金		
附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金及び平成二国民年金法による遺族基礎年金(昭和六十年法律第三十四号	族共済年金(次項において「遺族厚生年金等」という。)	平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺	法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化	旧国民年金法による障害年金	旧厚生年金保険法による障害年金	旧船員保険法による障害年金	国民年金法による障害基礎年金	障害厚生年金等	旧国民年金法による障害年金	う。) による障害年金
〇 · 八 八				・八四	○・八九	〇・七四	〇・七四	〇・八八	・八三	○・八九	

	婦年金
〇 · 九 〇	旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡
〇・八〇	旧厚生年金保険法による遺族年金
〇・八〇	旧船員保険法による遺族年金
	年金法による寡婦年金
	される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。) 又は国民
	林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給
	附則第七十九条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農
	に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法
	遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項
	十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち

金法の規定による」を「国民年金法による」に、 附則第三条第二項中 「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」 「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」 を「障害厚生年金等」 に、 を「遺族 「国民年

厚生年金等」に改め、 同条第三項中「二が支給される」を「数が二である」に改め、 同項の表を次のよう

に改める。

障害厚生年金等	〇・八六
国民年金法による障害基礎年金	○・八八
旧船員保険法による障害年金	〇・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七五
旧国民年金法による障害年金	○・八九

附則第三条第四項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」 を「障害厚生年金等」 に、 「国民年

金法の規定による」を「国民年金法による」に改める。

(地方公務員災害補償法施行令の一部改正)

第八条 地方公務員災害補償法施行令 (昭和四十二年政令第二百七十四号) の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表を次のように改める。

	1
一傷病補償年	
_	
厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による	
\bigcirc	
七三	

 ○・八八	三 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障	
	障害基礎年金が支給される場合を除く。)	
〇・八六	二 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について	
	び次条において「障害基礎年金」という。)	
	十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この条及	
	十四年法律第百四十一号)による障害基礎年金(同法第三	< °
	て「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和三	係るものを除
	[項の規定による障害共済年金(以下この条及び次条におい	- 務上の災害に
	済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一公	に規定する公
	条 法」という。)附則第四十一条第一項の規定による障害共	害又は第十条
		る公務上の災
	9 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法	六条に規定す
	障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための	金(法第四十

国民年	ち障室	う。)	三十四号。	四国民	とい	平成一	 障 害 ±	四年一		次条第	一項に	害厚生
金法による障	年金(以下こ	附則第三十二		年金法等の一	いう。)が支給	十四年一元化	済年金(以下	一元化法附則第	による障害共	一項の表にお	規定する給付	年金等又は平
年金法による障害年金」という。	障害年金(以下この表及び次条第一	則第三十二条第一項に規定する年金たる給付	以下この表において「国民年金等改正	部を改正する法律	支給される場合を除	成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金	害共済年金(以下この表及び次条第一項の表におい	化法附則第六十一条第一項に規定する給	法による障害共済年金」という。	いて	のうち障害共済年金	害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第
う。)	第一項の表において	正する 年金たる	当民年金等改正	法律(昭和六十年法	除く。)	済法による障害	余第一項の表に	児に規定する給	ヮ。) 若しくは	「平成二十四年一元化法	済年金 (以下この	元化法附則第三
	おいて「旧	る給付のう	上法」とい	-年法律第		n 声 共 済 年 金	において「	かけの うち	で平成二十	G 改 正 前 国	の表及び	一十七条第
				○· 八九								

	障害基礎年金が支給される場合を除く。)	六条に規定す
・八三	二 障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について	金(法第四十
〇・七三	一にでのでは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、	三 障害補償年
〇・九二)		
年金にあつては、		
害に係る傷病補償		
等級に該当する障		
又は第二級の傷病		
○・九三 (第一級	四 旧国民年金法による障害年金	
ては、〇・九一)		
病補償年金にあつ	共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	
する障害に係る傷	よる障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地	
の傷病等級に該当	害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法に	

務上の災害に	に規定する公	害又は第十条	る公務上の災	六条に規定す	金(法第四十	四障害補償年	√°)	係るものを除	務上の災害に	に規定する公	害又は第十条	る公務上の災
						_		兀	 -	۲	宇	[11]
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について						障害厚生年金等及び障害基礎年金		旧国民年金法による障害年金	共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	よる障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地	害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法に	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障
○・八九(第一級	八 二	年金にあつては、	害に係る障害補償	等級に該当する障	又は第二級の障害	〇・八二 (第一級		・八九				・八八

等級に該当する障		
又は第二級の障害		
○・九三(第一級	四 旧国民年金法による障害年金	
ては、〇・九一)		
害補償年金にあつ	共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	
する障害に係る障	よる障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地	
の障害等級に該当	害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法に	
○・九二(第一級	三 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障	
〇・八八)		
年金にあつては、		
害に係る障害補償		
等級に該当する障		る。)
又は第二級の障害	障害基礎年金が支給される場合を除く。)	係るものに限

	遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	
○・八回	二 遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について	< ·
	°)	係るものを除
	年金を除く。以下この条において「遺族基礎年金」という	務上の災害に
	年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎	に規定する公
	等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民	害又は第十条
	による遺族共済年金(以下この条において「遺族厚生年金	る公務上の災
	しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定	六条に規定す
	元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若	金(法第四十
○・八○	一 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一	五 遺族補償年
〇・九二)		
年金にあつては、		
害に係る障害補償		

	たる保険給付のうち遺族年金
〇 · 八 〇	五 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金
	たる保険給付のうち遺族年金
〇 · 八	四 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金
)又は国民年金法による寡婦年金
	- よる遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。
	この表において「平成二十四年一元化法改正前地共済法に
	六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金(以下
	済年金」という。) 若しくは平成二十四年一元化法附則第
	- いて「平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共
	一項に規定する給付のうち遺族共済年金(以下この表にお
•	三 遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺

	- たる保険給付のうち遺族年金 -	
金〇・八七	四 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金	る。)
	は国民年金法による寡婦年金	係るものに限
又	共済法による遺族共済年金が支給される場合を除く。) [務上の災害に
地	よる遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前時	に規定する公
(こ		害又は第十条
	三 遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺	る公務上の災
	遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	六条に規定す
て 〇・八九	二 遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について	金(法第四十
·	一 遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	六 遺族補償年
	年金	
·婦 ———	たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦	
金()・九()	六 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金	

六 五. 年金 たる給付のうち母子年金、 たる保険給付のうち遺族年金 国民年金等改正 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金 法附則第三十二条第 準母子年金、 遺児年金又は寡婦 項に規定する年金 〇・八七 \bigcirc 九三

附則第三条第二項中 「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」 を 「障害厚生年金等及び障害基礎年

金が併給される場合又は遺族厚生年金等」に改め、 「国民年金法の規定による」を削る。

附則第三条の二第

項 中

旧国

民年金法の障害年金」

を

「 次 の

表

の上欄に掲げる給付」に、「〇・八九

を 同 .欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率」に改め、 同項に次の表を加える。

障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成 (れる場合を除く。)	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給さし	障害厚生年金等及び障害基礎年金 (
・八八		〇・八六	〇・七三

二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年

元化法 改 Î 前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。

国民年金法による障害年金

旧

〇・八九

附則 第三条 が 二 第一 項 中 旧 玉 民 年 ·金法 0) 障 害 年 金 \mathcal{O} 額」 を 前 項の 表 0 上欄 に掲げ る給付 \mathcal{O} 額 (障 害

厚生年金等及び障害基礎年金が併給される場合にあつては、 その合計額) に改める。

(消費税法施行令の一部改正)

第九条 消費税 法施 行令 (昭 和六十三年政令第三百六十号) の 一 部を次のように改正する。

第十 -条第1 項 第四 号中 「第二十五条」 を 「第二十五条前段」 に、 同 法第三十八条」 を 同 法第三十八

条第一 項」に、 「第三十八条の九」 を「第三十八条の九第一 項」に改め、 「余裕金」の下に 同 法第三

十八条の八第一項 (厚生年金保険給付調整積立金) に規定する厚生年金保険給付 調整積立金及び同法第三

十八条の八の二第 項 (退職: 等年 -金給付置 調整 積立 金 に規定する退職等年金給付 調 整種 <u>\frac{1}{2}</u> 金 並 び に被用

年 金 制 度の 元 化等を図るため \mathcal{O} 厚生年金保険法等の 部を改正する法律 (平成二十四 年 法律第六十三号

附則第七十五条の二第一項 (地方の組合の経過的長期給付 組合積立金等の積立て) に規定する地方の組

え、 制 合 退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用) お 金 度 以 の経過的長期給付組合積立金及び同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金」 V 0 外 7 「資 一元化等を図るための厚生年金保険法等の一 潍 \mathcal{O} 金 用す 資 \mathcal{O} 金 運用) る場合を含む。) 0) 運 用 同 (同 令 令 _ を に、 及び 「厚生年金保険給付 第十六条 「第二十一 の 二 条 一第 \mathcal{O} 兀 部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被 組合積立金等資金及び (同令第二十条及び第二十一条の三並びに被用者年 項第四1 準 用 号 規 定 (厚生年 を 金保 「第二十一 退職等年 険 給 付付 一金給付品 組 条 合積 が 三 <u>V</u> 組 準 金 等 合積立金等資 甪 資 規 定 金 を加 及 金 び 12

三百四十七号) 行 に 伴 う地方 公務 第百 員 匹 等 一十七条 共 済 組 合法による長 (地 方 \mathcal{O} 組合 (期給: の経過 付 等に 的長期給付 関 ける 経 組合積立金等の管理及び運用) 過 /措 置 に関す る政 令 平 ·成二十 七 に . 改 年 いめる。 政 令 第

用

者

年

金制

度

 \mathcal{O}

元化等を図

るた

8

 \mathcal{O}

厚生年

金保

険法

等

 \mathcal{O}

部を改正する法

律

 \mathcal{O}

部を改

正

立する法

律

 \mathcal{O}

施

(法科大学院 への裁判官及び検察官その他 \mathcal{O} 般職 の国家公務員の派遣に関する法律施行令 \mathcal{O} 部改正)

五年政令第五百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条

法科大学院

 \mathcal{O}

裁判官及び

検察官そ

 $\bar{\mathcal{O}}$

他

0

般職

0

玉

家公務員の派遣に関する法律

施行令

(平成十

第四 条の見出 し 中 「の特例に係る負担金の金額」 を 等 \mathcal{O} 特例」 に改め、 同条第二項を削 り、 同 条第

法第五 員等共 に改 号中 項 中 該 前 団体支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。)」 三条第五 で定める数値を乗じて得た」を「報酬をいう。 昭昭 検察 項 Ø 以下この号にお 和三十七年政令第三百五十二号。 0 「地方公共団体支給給与月額 「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号。」を「地共済法 十四条 済組 規定により読み替えら 官等が受け 項、 期 合法 の二に規定する標準 末手当等 第八項、 (以 下 た期末手当等の額との いて同じ」を加え、 第十項、 「地共済法」 の 下 に れた地共済法」 第十二項若 報 「前項 (その月に当該 酬 という。 以 下 0) 合計額」 月額をいう。 0) 「いう。 規定により読 しくは第十四項又は同 「地共済令」という。)第二十三条第一 _ に、 を に改め、 以下この号において同じ。 の額を基礎として報酬月額 地方公共団体が当該検察官等に支給した給料 「給料をいう。 「当該 以下同じ。) み替えら 地 同項を同条第二項とし、 方公共 を 「当該検察官等の っれた」 条第十六項 団 の基礎となった報酬 \mathcal{O} 額に地 体が当該 を、 \mathcal{O} の算定に係る地共済法第四十 方公務員等共済 を合計給与月額 規定の 期末手当等をいう」 検察官等に支給 標準報 項に規定する総務省令 同条に第一項として次 () に改め、 例 酬 によ 月額とその \mathcal{O} 5り算定 月額 :組合法: L (地方公共 (地方公務 た報 同項第一 (地共 位施行令 月 した」 0) に当 下に 酬 済

 \mathcal{O}

項を加える。

五号) 済組 院 他 書 定により支給される給与であつて、 料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは れらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、 官その他の 規定の適用については、 第百五十二号。 一項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法 $\bar{\phi}$ の職員については、 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学に派遣された検察官等のうち法第十三条第 \mathcal{O} 規定により支給される給与であつて、 合法施行令 裁判: 又は検察官の俸給等に関する法律 一般 官及び検察官その他 以下 職 (昭和三十七年政令第三百五十二号。 \mathcal{O} 国家公務員 「地共済法」 これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの」 地共済法第二条第一項第五号中「とし、 $\widehat{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} という。) 派遣に関する法律 般職 一般職 の国家公務員 (昭和二十三年法律第七十六号) の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律 般職 第二条第一 \mathcal{O} 職員 (平成十五年法律第四十号) の派 以 下 項及び第百十六条第一 の給与に関する法律 遣に関する法律第十三条第二項ただ 「地共済令」という。) 「並びに法科大学院への裁判官及び検察 その他の職員については、 の規定に基づく給与のうちこ 同項第六号中「とし、その とあるのは (昭和二十五 項並 第十三条第二 第六十八条第 びに (昭和三十七年法律 地 「及び法科大学 年法 方公務員等 これらの給 注律第-項ただし 書のに 二項 九 規 + 共 \mathcal{O}

員 済組 の規定に基づく給与 十一条第一 第八十二条第五 とある 合の運営規則で定めるもの」と、 項の規定により派遣された者」と、 のは 項 「法科大学院への裁判官及び検察官その他 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により読み替えられた同条第一 (報酬に該当しない給与に限る。)のうちこれらに相当するものとして公立学校共 地共済法第百十六条第一項中 「地方公共団体」とあるのは 項」と、 (T) 般職の国家公務員 地 |共済令第六十八条第二 「第八十二条第一項」 「地方公共団体又は特定地 の派遣 にこ とあ 関す 一項中 るのは る法律 国 0) 第 職

3 料 の額は、 厚 生年金保険法 各月ごとに、 施行令第四 次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 条の二第四項第六号イの規定により地方公共団体及び国が負担すべき保険

第四

条に次の一項を加える。

方独立行政法人」と、

「「国」とあるのは

「「地方公共団体及び国」とする。

額 ょ 三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。 の合計 り読み替えて適用する同条第 地方公共団体 額に、 当該地方公共団体が当該検察官等に支給した報酬 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者 項の規定によりその月に地方公共団体及び 以下同じ。)に係る同法第八十二条第五 (厚生年金保険法第二条の五第一項第 (同法第三条第一項第三号に規定す 国 [が負担すべ 項の き保険料 規定に \mathcal{O}

酬 第四号に規定する賞与を 例 る報酬をいう。) 月額 により算定した額とその月に当該 第二十三条第一項、 (同法第二十条第一項に規定する標準 の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項 第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十 いう。 以下この号に 地方 公共 お 報酬月額をいう。) 団体が当該 いて同じ。 検察官等に支給した賞与 0) 額との合計額を当該検察官等 の基礎となった報酬 (同法 月額とその月に 第三 应 条 一条第 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 標 準 項 報 \mathcal{O}

玉 当該: 検察官等である第三号厚生年金被保険者 に係る当該地方公共団 体及び国が · 負担 すべき保険

料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

当

該

|検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

条第二 を ついては、 0) 第六条の見出 「以下」に、 裁判官及び検察官その他 一項の」 これ に改め、 「地共済法の」を 5 し中 $\overline{\mathcal{O}}$ 給料及び手当に準ずるも 「の特例」 カ か ._ の __ わらず」 を 般職の国家公務員の派遣に関する法律 「地共済法第二条第一項及び第百四十一条の二並びに地共済令第六十八 「等の特例」 の下に のとして政令で定め $\overline{\ }$ に改め、 地共済法第二条第 同条第一項中 るも Ď 項第五号中「とし、 「次項及び第七条第一 (平成十五年法律第四十号) とあるの は 並 その び に法法 項にお 他 科大学院 \mathcal{O} いて」 職 第十 員に

公共団 読 その 兀 方独立行政法人支給給与月額と国支給給与月額 を基礎として報酬 二十三条第 み替えられた」に、 を 給給与月額 項又は同条第十六項の規定の例により算定した」に改め、 般 み替えられ 以下この号に 当 他 地 該職員引継 方独· 体 . の 一 を一と、 とあ 般職 立行政法 (その月に当該職員引継一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち給料 た 項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得 地共済令第六十八条第二項中「国の職員」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官 お る \mathcal{O} (1 を加え、 月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、 0) 国家公務員 は て同じ」に、 般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち報酬 人及び 「給料を 地 方公共 国 いう。 期末手当等をいう。 の派遣に関する法律第十一条第 とする」に改 団 $\vec{\zeta}$ 体 次条第二 、 う。 又は特定地 以下この号に め、 項 第一 (第四条第二項に規定する国支給給与月額をいう。 次条第二項第一号におい 同 方独立行政 号にお 条第二項第一号中 お いて同 *(*) 法 一項の た て同じ。 「期末手当等 人 ľ 第八項、 を と 規定により派遣された者」と、 「報酬 こに 「職員 を合計給与月額 第十項、 て同じ」 を 相 引継 国 7 当するも の 下 に . う。 とある を 第十二項若しくは第十 般 (前 12 「前項 地 \mathcal{O} 「期末手当等を 相当す \mathcal{O} 項 方 0) (職 額 \mathcal{O} 独 は に地 規定により読 <u>\frac{1}{1}</u> 員 の規定によ Ź 一行 引 職 共済令第 政 継 次条第 員 法 \mathcal{O} 「地方 般 いう 引 人支 \mathcal{O} 地 り 額 継

当するもの 当該検察官等 の額との合計額」 第七条第二項第一号及び第十条第三項第一号において同じ。)との合計額をいう。)」を「 の標準報酬の月額の基礎となった報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等に相 に改り 同条に次の 項を加える。

め、

3 が負担すべき保険料の額は、 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号ロ 各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、 の規定により職員引継 一般地 それぞれ当該各号に定め 方独立行政法 人及び 国

る額とする。

二十三条の三第一項又は第二十四条の規定の例により算定した額とその月に当該職員引継一 第七条第三項第一号及び第十条第四項第一号において同じ。) 当該検察官等に支給した報酬 地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、 法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第 る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、 職員引継 般地方独立行政法人 (同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険 の額を基礎として報酬 当該職員引継 項の規定によりその月に職 第二十三条の二第一 般地方独立行政法人が 次条第三項第一号、 月額の算定に係 項若. 員引 般地方独 しくは 継 第 般

じ。 <u>)</u> <u>\frac{1}{2}</u> を 行政法人が当該検察官等に支給した賞与(同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。 7 、 う。 0) 以下同じ。 額との合計額を当該検察官等の標準 の基礎とな 0 た報 幗 月額とその月に当該検察官等が 報酬月額 (同法第二十条第一項に規定する標準 受けた賞与 0 額との 報 合計 以下同 膕 月 額 額

が 負担すべき保険料の額 玉 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該職員引継一般地方独立行政法人及び国 の合計額から前号に定める額を控除した額

で除して得た数を乗じて得た

額

院 に 十五年法律第九十五号) 八条第二項の」に改め、 十三条第二 ついては、 を 第六条の二の見出 \mathcal{O} 「以下」 裁判官及び検察官その |項ただし書の これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの」 に、 「地共済法 L 中 規定 又は検察官の俸給等に関する法律 $\overline{\mathcal{O}}$ 「かかわらず」の下に 特例」 他 *(*) により支給され の 一 を を 般職 「地共済法第二条第 「等の特例」 \mathcal{O} 国家公務員の派遣に関する法律 る給与であつて、 一、 に改め、 地共済法第二条第一項第五号中 項及び (昭和二十三年法律第七十六号) 同 条第 般職 第百四十 項 中 \mathcal{O} 職 員 「次項及び次条第一 (平成十五年法律 とあるのは 条の の給与に関 兀 並 トとし、 び す に 並 Ź 地 第四 法律 その 共済令 の規定に基 びに法科大学 項に、 1十号) 他 昭 第六十 の職 お 和二 1 第 員 7

校共済組 る法律の規定に基づく給与 L び法科大学院 く給与のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、 「とし、その他 書 \mathcal{O} 規定により支給される給与であつて、 合の運営規則で定めるもの」と」を加え、 。 の の職員については、 裁判 官及び検察官その他 (報酬に該当しない給与に限る。) のうちこれらに相当するものとして公立学 これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの」 \mathcal{O} 般 般 職 職 \mathcal{O} 0) 職員 第六章」 国家公務員 \mathcal{O} 給与に関する法律又は検察官 とあるのは の派遣 に関 「第六章 する法律第十三条第二 (第百十六条を除く。 とあるのは (T) 同項第六号中 俸給等に関 項 ただ 及

0) は 0) 負担。 職員引継等合併 · 金 として」 を 「第六章、」に、 とあ 一般地方独立行政法人の職員」 る のは $\bigcup_{i=1}^{n}$ 「及び国)負担· |の負担 金」と、 <u>,</u> 金 と、 とあ として」を Ś 「第六項に規定する職員団体又は <u>0</u> は 「特定 $\overline{\mathcal{O}}$ 負担. 地 方 金 独立 及び 行 玉 |の負担: 政 法 人の 金」と、 特定地 職員」 方 とあ 独 <u>\f}</u> る

に 行政法人」 を加え、 とあるのは 「第八十二条第一項」 「とする」を 「職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国」 と、 般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条第一項の規定により派遣された 地共済令第六十八条第二項中 とあるのは 「第八十二条第五 項の 国 \mathcal{O} 規定により読み替えられ 職 旨 員 とあるの に改め、 は 「法科大学 た 同 機関」」 条第一 <u>,</u> 院 項」 \mathcal{O} の 下 裁

判官及び検察官その他の一

二条第 合併 定 は 月額との合計額をいう。 の号において同じ。) 定に係る地共済法第四十三条第五項、 た地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。 者」と、 十三条第一 \mathcal{O} 例 「職員引継等合併一般地方独立 般地 により算定した」 項第六号に規定する期末手当等をいう。 「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、 方 項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た」 独 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 行政 を合計給与 法 に改め、 人支給給与月額 を 「当該検察官等の標準報酬)月額 「期末手当等」 行政法人及び国」 第八項、 (職員引継等合併一般地方独立行政法人支給給与月額と国支給給与 (その月に」 第十項、 の下に 以下この号におい とする」 を削 第十二項若しくは第十四 に相当するものの額を基礎として報酬 り、 の月額の基礎となった報酬月額とその月に当該 (前項 を に改め、 「給料に $\widehat{\mathcal{O}}$ 報酬 て同じ。 規定によ 相当するも 同条第二項第一号中 前 り読 項の を加え、 み替えら 項又は同条第十六項の 規定に 0) \mathcal{O} より 額 「「国」とあるの れ 12 「い た地 読み替えられ 地 「職員引継 う。 共 済令 共済法第 月 額 以 の算 下こ 規

3 及び 厚 国が負担すべき保険料の額は、 生 车 金保険 法 施 行令第 四条 の 二 一第四 各月ごとに、 |項第六号 次の各号に掲げる者の区分に応じ、 ハ \mathcal{O} 規定により職 員 引継 等合併 般 それぞれ当該各号 地 方 独 <u>寸</u> 行 政 法 人

検察官等が受け

た期末手当等に相当するもの

0

額との

合計

額

に改

め、

同条

に次の一

項を加える。

に定める額とする。

職員引継等合併一般地方独立行政法人 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年

金 保険法第八十二条第 五 頭の 規定により読み替えて適用 する同 条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定によりその 月 に 職 員 引

継等合併 一般地 方独立行 政法人及び国が負担すべき保険 料 \mathcal{O} 額 の合計 額 に、 当該職員引 継等合併 般

地方独立行政法人が当該検察官等に支給した報酬の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十

条第 項、 第二十二条第一項、第二十三条第一項、 第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三

第 項又は第二十四条の規定 \mathcal{O} 例により算定した額とその月に当該職員引継等合併 般 地 方 独立行 政

法 人が当該 検察官等に支給した賞与の額との 合計額を当該 検察官等 O標準 報 酬 月額 \mathcal{O} 基 一礎とな 0 った 報

酬 月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

及び 玉 国が 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該職員引継等合併 負担すべき保 険料の 額 の合計額 から前号に定める額を控除 L た額 一般地方独立行政法人

十四条の三第二項、 第七 条の 見 出 L 中 第百四十四条の十二及び第百四十四条の三十一の」に、 $\overline{\mathcal{O}}$ 特 例 を 等 \mathcal{O} 特 例 に改め、 同 条 第 項中 「地共済法 「地共済法第百四十四条の三 \mathcal{O} を 地地 共済法第百 兀

第二項の表第二条第一項第五号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの及び」を「地共済法第

百四十四条の三第二項の表第二条第一 項第五号の項中 「相当するもの」とあるのは 「相当するもの並びに

に改め、 「第五: 条第一項に規定する俸給」 を削 り、 「よる俸給に相当する」を「基づく給与のうちこれ

らに相当するものとして地方職員共済組合の運営規則で定める」に改め、 「第十九条の四第一項に 規定す

る期末手当」を削り、 「よる期末手当に相当する」を「基づく給与(報酬に該当しない給与に限る。) の

うちこれらに相当するものとして地方職員共済組合の運営規則で定める」に、 「国の負担金」 を 「国」に

改め、 同表第百十三条第二項第二号の項 の下欄中 団体」 とあるのは 「団体及び国」 と 同表第百十

の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と」を削り、

三条第二項第三号の項の下欄

中

団

体

とあ

るの

は

「団体及び国」

と

同表第百十三条第二項第四号の項

_			
-	第百十四条第三項	主務省令	総務省令
を			
_	第百十三条第二項第三号	地方公共団体	団体
	及び第四号		-

第百十四条第二項	主務省令
を 「	
第百十三条第二項第三号及	地方公共団体
び第四号	
第百十五条第二項	相当する手当

当該 お 給与月額との 項又は同条第十六項の 基礎として に に改め、 地 いて同じ」 共済令第二十三条第一 検察官等に支給した給料」を 同条第二項第一号中「第一号の二」を「第二号」に、 報 を加え、 合計 膕 月 額 額をいう。) 0 規定の例により算定した」に改め、 算定に係 「いう。 項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た」 __ る地 以下この号において同じ。) を 「当該団体が当該検察官等に支給した報酬」 |共済法第四十三条第五項、 「当該検察官等の 標準 報 酬 を合計給与月額 期末手当等をいう」の下に「。 \mathcal{O} 第八項、 「団体支給給与月額 月額 \mathcal{O} 基礎 第十項、 となった報 (団体支給給与月額と国支給 を に、 第十二項若しくは 報酬 (その月に当該団体が 「給料をいう。 膕 を いう。 月額とその月に 以下この号に 第 \mathcal{O} + 額 \mathcal{O} 匹 を 額

3 各月ごとに、 厚生年金保険法 次の各号に掲げる者の区分に応じ、 施行令第四条の二第四項第六号ニの規定により それぞれ当該各号に定める額とする。 団体及び 国が負担すべき保険料の額は

当該

検察官等が受け

た期末手当等

 \mathcal{O}

額との合計

額

に改

め

同

条に次る

の 一

項を加

える。

計 に :額に、 より 団体 読 当該 当該 み替えて適用する同 団体が当該検察官等に支給した報酬の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十 検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第五 条第 項の規定によりその 月に団 体及び 玉 -が 負 グ担すべ き保 険料 \mathcal{O} 項 の規定 額 \mathcal{O} 合

第 与 0 一項又は第二十四条の規定の例により算定した額とその月に当該団体が当該検察官等に支給した賞 条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三 額との合計額を当該 検察官等の 標準 · 報 酬 月 額 の基礎となった報酬 月額とその月に当該検察官等が

国 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該団体及び国が負担すべき保険料の額の

受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

合計額から前号に定める額を控除した額

共 団 準ずる給与」 \bigcirc に 共団体」と、」を加え、 つい 第十条の見出 「ものとし、その他の職員」を「もの」に、「)とし、その他の職員」とあるのは とあるのは 体 、ては、 とあ とあるのは るのは これらに準ずる給与として政令で定めるも し中 「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、 $\overline{\mathcal{O}}$ 「次の各号に掲げるものは、 特例」 「及び国の負担金」とあるのは 「」に改め、 を 「等の特例」 「第百十三条第二項各号列記以外の部分の に改め、 当該各号に掲げ <u>の</u> 同条第二項中 を加え、 を る割合に 「国の」とあるのは 「及びこれ」を 「「とし、その他 より、 組合員 項中」の下に 並 「第三号に掲げるも の掛 . の職 びにこれら」に を 員 金及 「準ずるも 「「地方公 の 下 に び これらに 地 方公

のは、 同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに」に、「の負担金及び国の負担金」を「及び国の」

に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第百十三条第二項第一号から第四号まで」を「第百十三

条第二項各号」に、

		第	を	第一	
		第百十六条第一項		第百十六条第一項	
公共団体等」という。)職員団体(第三項において「地方	規定により地方公共団体	地方公共団体の機関		地方公共団体	
職員団体	規定により国	国の機関		囲	

に、

		_
		第百十六条第一項
地方公共団体、特定地方独立行政	立行政法人又は職員団体	地方公共団体の機関、特定地方独
法科大学院設置者及び国		法科大学院設置者及び国の機関

を

法人又は職員団体

第一項 地方公共団体の機関、特定地方独 法科大学院設置者及び国		て「地方公共団体等」という。)	
一項 地方公共団体の機関、特定地方独立行政 地方公共団体の機関、特定地方独		人又は職員団体(第三項にお	
第八十二条第一項立行政法人又は職員団体の機関、特定地方独	一法科大学院設置者及び国	、特定地方独立行	
第八十二条第一項立行政法人又は職員団体の機関、特定地方独	み替えられた同条第一項		
立行政法人又は職員団体 地方公共団体の機関、特定地方独 法科大学院設置者及び国の機	第八十二条第五項の規定により読	第八十二条第一項	
一項 地方公共団体の機関、特定地方独 法科大学院設置者及び国の機		一一 一一	
	科大学院設置者及び国の機	方公共団体の機関、特定地方	第百十六条第一項

四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一」とあるのは 体」とあるのは 「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは 「第百四十四条の三十一」と、 「法科大学院設置者及 「地方公共団

同条第三項第一号中「以下この項」を「以下この条」に、「にすべて」を「に全て」に

「と、同表第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一(見出しを含む。)の項中

「第百

び国」」を削り、

に改め、

「法科大学院設置者支給給与月額 (その月に当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した給料」を

「当該 法科大学院設置者が当該国 \mathcal{O} 職員に支給した報酬」 に、 「給料をいう。 0) 額に地共済令第二十三

条第 項に規 定する総務省令で定める数値を乗じて得た」 を 「報酬をいう。 0 額 を基礎 として 報酬 月 額

の算定に係

る

地共済法第四十三条第五項、

第八項、

第十項、

第十二項若しくは第十

兀

頃

文は

同

条第

+

六

項

 \mathcal{O} 規定の例により算定した」に改め、 「期末手当等をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加え

う。 以下この号において同じ。)を合計給与月額 (当該国 [の職員に係るすべての法科大学院設置]

支給給与月額 の合算額と国支給給与月額との合計 額をいう。 _ を 「当該| 玉 |の職員 \mathcal{O} 標準 報 酬 \mathcal{O} 月 額 0 基

礎となっ た報酬 月額とその月に当 該 国 \mathcal{O} 職 員が受けた期 末手当等の 額との合計額」 に改め、 同 項第一 二号中

「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

4 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第五号の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき保

険料 . の額: は、 各月ごとに、 次の各号に掲げる者の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める額とする。

法科大学院設置 者 当該国 \mathcal{O} 職員である第三号厚生年 金被保険者に係 る厚生年 金保険法第八十二条

第五項の規定により読み替えて適用する同条第一 項の規定によりその月に全ての法科大学院設置者及

報 その月に当該法科大学院設置者が当該国 第二十三条の二第一項若 び国が負担すべき保険料の額の合計額に、 を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、 |酬月額の基礎となった報酬月額とその月に当該国の職員が受けた賞与の額との合計額で除して得た しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条の規定 の職員に支給した賞与の額との 当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した報酬の額 第二十二条第一項、 合計額を当該 \mathcal{O} 例により算定 第二十三条第一項、 玉 0) 職 員 した額と \mathcal{O} 標 準

数を乗じて得た額

第十一条第一項中 き保険料 玉 当該 の額 国 の合計額から全ての法科大学院設置者に係る前号に定める額を控除 0 職員である第三号厚生年金被保険者に係る全ての法科大学院設置者及び国 「第四十三条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、 同条第二項中 L た額 「長期給付」を が 負担すべ

員 のとして政令で定めるもの」と、「とし、 る給与として政令で定めるも 「退職等年金給付」に改め、 を 「もの」に、 ことし、 <u>0</u> 同条第四項中「「とし、 その を加え、 他の 職員」 その他の職員については、 「及びこれ」を とあるのは その他の職員」 「並びにこれら」に、 を 「準ずるもの」 の 下 に これらに準ずる給与」 「については、 「ものとし、 とあ るの これらに準ず とあるのは は その 準 ずるも 他 0 職

に、 「「組合員の掛金及び地方公共団体」を「「地方公共団体」に、 「組合員の掛金及び国の負担金」

とあるのは 「次の各号(第一号、 第一号の二及び第四号を除く。)に掲げるものは、 当該各号」を 「 国 の

とあるのは 「第三号に掲げるものは、 同号」に、 「組合員の掛金、 を 「組合員の掛金並びに」に、

の負担金及び国の負担金」を 「及び国の」に、 「及び第四項」 を「から第五項まで」に、 「第百十三条第

二項第二号及び第三号」を「第百十三条第二項第三号」に、

\neg	
第百十六条第一項	
地方公共団体	
国	

を

			举
			第百十六条第一項
公共団体等」という。)	職員団体(第三項において「地方	規定により地方公共団体	地方公共団体の機関
	職員団体	規定により国	国の機関

12

_
第百十六条第一項
地方公共団体の機関、
特定地方独
法科大学院設置者及び国の機関

四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一」とあるのは「第百四十四条の三十一」と、「地方公共団

立行政法人又は職員団体 法人又は職員団体 地方公共団体、 特定地方独立行政 法科大学院設置者及び国

,	
•	
_	
•	
•	
•	

を

公共団体の機関、特定地方独 法科公共団体の機関、特定地方独				第百十六条第一項
科 替 八 科	方公共団体、特定地方独立行	第八十二条第一項	は職員団	方公共団体の機関、特定地方
り 読 読	科	第八十二条第五項の規定により読		科大学院設置者及び国の機

に改め、 と、 同表第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一(見出しを含む。) の項中 「第百

7

「地方公共団体等」という。)

法人又は職員団体(第三項におい

体 び 国 」 とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、 を削り、 同条第五項中 「第一号、 第一号の二及び第四号を除く」を 「国」とあるのは「法科大学院設置者及 「第三号に係る部分に限る」

に改め、 同条第六項を同条第七項とし、 同条第五 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 次に次の一 項を加える。

6 前条第 匝 項の 規定は、 第四項の 規定により読み替えられ た地共済法第百四 十二条第二項の規定により

読 3み替えられた地共済法第百十六条第一項の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の

額について準用する。

第十二条第二項中 「及び第三項」を「から第四項まで」 に改める。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令(平成二十六年政令第百九十三号)の一 部を

次のように改正する。

第二条第一 項 中 「第四十三条第二項」を 「第四十二条第二項」に改め、 同条第二項中 「長期給付」 を

退 職 等年金給付」 に改め、 同条第四項中 とし、 その他の職員」 の 下 に 「については、 これらに準ずる

給与として政令で定めるもの」を加え、 「ものとし、 その他の職員」 を「もの」に、 \bigcup とし、 その他 0

職員」 とあるのは「)」を「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし

その 他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「」に、「「組合員の掛金及び地方公共団

体 を 「 地· 方公共団体」に、 「組合員の掛金及び国 の負担金」 を「国の」に、 「次の各号 (第 一 号、 第

一号の二及び第四号を除く。) に掲げるもの は、 当該各号」を「第三号に掲げるものは、 同号」に、 掛

金、」を「掛金及び」に、 「)の負担金及び国の負担金」を「)の」に、「及び第四項」を「から第五項

まで」に、 「第百十三条第二項第二号及び第三号」を「第百十三条第二項第三号」に、

第 百十六条第 項 地方公共団体 玉

を

規定により地方公共団体規定により
職員団体(第三項において「地方 職員団体
公共団体等」という。)

に、

に改め、

と、

て

「地方公共団体等」という。

法人又は職員団体

(第三項におい

同表第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一(見出しを含む。)の項中

「第百

第百十六条第一項 立行政法人又は職員団体 法人又は職員団体 地方公共団体、 地方公共団体の機関、 特定地方独立行政 特定地方独 派遣先企業 派遣先企業

第百十六

を

				六条第一項
地方公共団体、特定地方独立行政		第八十二条第一項	立行政法人又は職員団体	地方公共団体の機関、特定地方独
派遣先企業	み替えられた同条第一項	第八十二条第五項の規定により読		派遣先企業

体 四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一」とあるのは「第百四十四条の三十一」と、 とあるのは 「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、 「国」とあるのは 「派遣先企業」」 「地方公共団 を削

第十二条 (平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令の一 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令 部改正) (平成

る。

二十七年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

に、 退 給与として政令で定めるもの」を加え、「及びこれ」を として政令で定めるもの」と、 国 を 職 第四 の 等年 「もの」に、 · 条 第 「組合員 に、 -金給: 付 項中 「次の各号 の掛金及び地方公共団体」 に改め、 _ とし、 「第四十三条第二項」を (第一号、 同条第四項中 その他の職員」とあるのは 「とし、その他 第一号の二及び第四号を除く。) 「とし、 を 「第四十二条第二項」 の職員については、 地方公共団体」に、 その他 「並びにこれら」に、「ものとし、 「) 」 を の職員」 に改め、 「準ずるもの」とあるのは これらに準ずる給与」 の 下 に に掲げるものは、 「組合員 同条第二項中 「については、 $\widehat{\mathcal{O}}$ 掛金及び 当該各号」を 「長期給付」 これ とあるのは 玉 その \mathcal{O} 「準ずるもの たらに 負 担 他 準ずる 金 の職 を「 「 第 を 員

三号に掲げるものは、同号」に、「)及び国の負担金」を「)及び国の」に、「及び第四項」を「から第

五項まで」に、 「第百十三条第二項第二号及び第三号」を「第百十三条第二項第三号」に、

			 第 _否	に、				第	を	 第
			第百十六条第一項					第百十六条第一項		第百十六条第一項
法人又は職員団体	地方公共団体、特定地方独立行政	立行政法人又は職員団体	地方公共団体の機関、特定地方独		公共団体等」という。)	職員団体(第三項において「地方	規定により地方公共団体	地方公共団体の機関		地方公共団体
	組織委員会及び国		組織委員会及び国の機関			職員団体	規定により国	国の機関		玉

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独	組織委員会及び国の機関
	立行政法人又は職員団体	
	第八十二条第一項	第八十二条第五項の規定により読
		み替えられた同条第一項
	地方公共団体、特定地方独立行政	組織委員会及び国
	法人又は職員団体(第三項におい	
	て「地方公共団体等」という。)	

に改め、同条第五項第一号を次のように改める。

組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項第三号の規定

によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、 組織委員会が当該派遣警察庁所属職

員等に支給した報酬 (読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。 \mathcal{O} 額を基礎

として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、 第八項、 第十項、 第十二項若しくは第十四

五. この号に 項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等 に支給 1十四条 した期末手当等 お の二に規定する標準 **\ て同じ。) (読替え後の地共済法第二条第一 の額との合計額を当該派遣警察庁所 報 一酬の月額をいう。 の基 項第六号に規定する期末手当等をいう。 礎となった報 属 職 員等 幗 \mathcal{O} 標準 月額とその月に当該派遣警察 報酬 \mathcal{O} 月額 地地 共済法 以下 第

に改 第四 め、 条第六項中 同 項を同条第七項とし、 「地共済令」を 「地方公務員等共済組合法施行令 同条第一 五 項の次に次の一 項を加える。 (昭和三十七年政令第三百五十二号)

庁

所属職員等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

6 額 は、 厚 生年 各月ごとに、 金 保険 法 施行令第四条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、 の二第四項第七 号の規定に それぞれ当該各号に定める額とする。 より 組 織委員会及び国 が負担すべき保険料 \mathcal{O}

担すべき保険料の額の合計額に、 五 一条第 第一 組織委員会 項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。 五. 項 \mathcal{O} 規定により読み替えて適用 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者 組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬 する同 条第 項 の規定によりその月に組 次号にお いて同じ。 (厚生年金保険法第二条 織 に係る同法第八十 委員会及び (同 国 法第三 が 負 0

条第一項第三号に規定する報酬をいう。)の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第 項、 第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項

等に支給した賞与 又は第二十四条第一項の規定 (同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。 の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁 以下この号にお いて同じ。 所属 職 \mathcal{O} 員

額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額 (同法第二十条第一項に規定する標準報酬

月額をいう。) の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との

合計額で除して得た数を乗じて得た額

玉 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべ

き保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

(平成三十一 年ラグビーワー ルドカップ大会特別措置法施行令の一部改正)

第十三条 平成三十一年ラグビーワ] ル ドカップ大会特別措置法施行令 (平成二十七年政令第二百五十八号

)の一部を次のように改正する。

第三条第一 項中「第四十三条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、 同条第二項中「長期給付」 を

退 給与として政令で定めるもの」を加え、 職等年金給付」に改め、 同条第四項中「「とし、その他の職員」の下に「については、これらに準ずる 「及びこれ」を 「並びにこれら」に、 「ものとし、 その 他 |の職員

を 「もの」に、 つ とし、 その 他 |の職員| とあ るのは を 「準ずるもの」 とあるの は 準 ずるも

として政令で定めるもの」と、 トとし、 その 他 \mathcal{O} 職員については、 これらに 準ずる給与」 とあ る \mathcal{O} は

に、 「「組合員の掛金及び地方公共団体」を「「地方公共団体」に、 「組合員の掛金及び国の負担金」を

玉 のに、 「次の各号(第一号、 第一号の二及び第四号を除く。) に掲げるものは、 当該各号」 っか を 「 第

三号に掲げるもの

は、

同号」に、

 \supset

及び国

[の負.

(担金)

及び国の」に、

「及び第四項」

を

ら第

五項まで」 に、 「第百十三条第二項第二号及び第三号」を「第百十三条第二項第三号」に、

	
第百十六条第一項	
地方公共団体	
国	

を

職員団体	職員団体(第三項において「地方	
規定により国	規定により地方公共団体	
国の機関	地方公共団体の機関	第百十六条第一項

	に、
	第百十六条第一項
を	
	第百十六条第一項

て「地方公共団体等」という。)

に改め、同条第五項第一号を次のように改める。

組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項第三号の規定

員等に支給した報酬 (読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。) の額を基礎

国が負担すべき金額の合計額に、

組織委員会が当該

派遣警察庁

所

属

職

に

よりそ

 \mathcal{O}

月に

組織委員会及び

として報酬 月額 の算定に係る地共済法第四十三条第五項、 第八項、 第十項、 第十二項若しくは第十四

項又は日 同条第十六項の規定の 例により算定した額とその月に 組織委員会が当該派遣警察庁所 属 職 員等

に支給 L た期 末手当等 (読替え後の地共済法第二条第 項第六号に規定する期末手当等 をい . う。 以 下

の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬の月額

(地共済法第

この号において同じ。)

五 十四条の二に規定する標準報酬の月額をいう。)の基礎となった報酬 月額とその月に当該派遣警察

庁 ?所属職I 員等が受けた期末手当等の額との合計額で除 して得た数を乗じて得た金額

第三条第六項中 「地共済令」 を 「地方公務員等共済組 合法: 施行 令 (昭和三十七年政令第三百五十二号)

に改め、 同項を同条第七項とし、 同条第五項の次に次の一 項を加える。

厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第八号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の

額は、 各月ごとに、 次の各号に掲げる者の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める額とする。

組織 委員会 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者 (厚生年 金保険法 第二条 O

五. 第一項第三号に規定する第三号厚生年 金被保険者をいう。 次号において同じ。 に係 る同 法 第 八十

二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負

担 すべき保険料の額の合計額に、 組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬 (同 法第三

条第一 項第三号に規定する報酬をいう。 0) 額を基礎として報酬 月額 の算定に係る同 法第二十 一条第

項、 第二十二条第一項、 第二十三条第一項、 第二十三条の二第一項若 しくは第二十三条の三 一第 項

又は第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁 所属 職 員

等に支給した賞与 (同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。 以下この号にお いて同じ。 \mathcal{O}

額との合計額を当該派遣警察庁所属職 員等の 標準報酬 月額 (同法第二十条第一 項に規定する標準 報 酬

月 額を 1 、 う。 \mathcal{O} 基礎となっ た報酬 月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与 Ď 額との

合計額で除して得た数を乗じて得た額

玉 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべ

き保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

地方公務員等共済組合法による再評価率 の改定等に関する政令 0 廃 正

第十四条 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令 (平成十七年政令第八十三号)

は

廃止する。

附 則

(施行期日)

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

1

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

2 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七条中 「第九条の規定による改正後の」 及び「(以下「新地共済令」という。)」 を削り り、

「及び第五項並 びに 地方公務員等共済組合法施行令」 を 第二十八条の二第一項及び」に、 新地 共

済令」 を 「、 同令」に、 「以下同じ」 を「次条第一項及び附則第三十条の二において同じ」に、 「同条第

五項及び地方公務員等共済組合法施行令」を「同令第二十八条の二第一項及び」に改める。

附則第五十三条第一項中「新地共済令」を「第九条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行

令(以下「新地共済令」という。)」に改める。

理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組

法律の施行に伴い、 合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一 掛金等及び給付 額の 標準報酬等に基づく算定、 退職等年金給付の支給等に関し必要な事 部を改正する

項を定める等の必要があるからである。